



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

Vol.12 No. 487

2010年11月29日(月)

カンクン国連気候変動会議

2010年11月29日-12月10日

カンクン国連気候変動会議が本日開幕し、12月10日まで行われる。この会議には、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)第16回締約国会議 (COP 16)及び京都議定書 第6回締約国会合(COP/MOP 6) が含まれる。

また、第33回 補助機関会合と京都議定書附属書I国のさらなる約束に関する特別作業部会 (AWG-KP)第15回会合及びUNFCCCの長期的協力行動に関する特別作業部会(AWG-LCA) 第13回会合も開催される。

条約及び京都議定書に基づく長期的な気候変動分野での国際協力の強化を目的とする2トラックの交渉プロセスが会議の焦点となる。本来、2009年12月コペンハーゲンで開催された国連気候変動会議がこれらの交渉を終結させる期限であったが、多くの問題が未決のまま残されたため、2つのAWGの議論をカンクン会議まで延長し、各々の成果をCOP 16及びCOP/MOP 6に報告することとなった。

UNFCCC 及び京都議定書のこれまでの経緯

国際政治の気候変動対応は1992年、国連気候変動に関する枠組条約 (UNFCCC) の採択に始まる。この条約は、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、大気中の温室効果ガスの濃度安定化を目指す行動枠組みを規定している。UNFCCCは1994年3月21日に発効し、現在194の締約国が加盟している。

1997年12月、締約国は日本の京都でのCOP3でUNFCCCの京都議定書について合意し、この中で先進工業国ならびに市場経済移行国が排出削減目標の達成を約束した。これらの国々はUNFCCC附属書I国と呼ばれ、2008-2012年(第1約束期間)に6種の温室効果ガスの排出量を1990年比で平均5.2%削減することで合意し、各国がそれぞれ異なる国別目標を持つことでも合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在192カ国の締約国を有する。

2005年、カナダのモントリオールで京都議定書締約国による第1回の会合 (COP/MOP 1) が開催され、議定書3.9条に基づき京都議定書に関する特別作業部会 (AWG-KP) を設置、第1約束期間終了の少なくとも7年前までに、附属書I国の更なる約束を検討することが義務付けられた。これに加えて、モントリオールのCOP 11では、COP 13までに「条約ダイアログ」と呼ばれる4回のワークショップを開催し、条約の下での長期的協力を検討することでも合意した。



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

バリ・ロードマップ： 2007年12月、インドネシアのバリ島でCOP 13及びCOP/MOP 3が開催された。交渉の結果、バリ行動計画（BAP）が採択され、条約ダイアログで特定した緩和、適応、資金、技術移転という長期的協力の4つの主要要素に特化した議論を行うことを定めたAWG-LCA（条約に基づく長期的協力行動に関する特別ワーキンググループ）が設置された。また、バリ会議ではバリ・ロードマップと呼ばれる2年間の交渉プロセスが合意され、条約及び京都議定書に基づく2つの交渉「トラック」が設けられて、2009年12月コペンハーゲンでのCOP 15 及び COP/MOP 5を交渉の終結期限とすることが決まった。

バリからコペンハーゲンへ： 2008年に両AWGは並行して4回の交渉会合を開催した。2008年4月がタイのバンコク、6月はドイツのボン、8月はガーナのアクラ、12月がポーランドのポズナニである。2009年にも両グループは、数回の交渉会合を同時開催した。4月、6月、8月にはドイツのボン、10月はタイのバンコク、11月はスペインのバルセロナ、12月はデンマークのコペンハーゲンである。

AWG-LCA： 2009年上半期のAWG-LCAの作業は交渉テキスト原案づくりが中心だった。この作業の結果、BAP の主要要素をすべて網羅した約200頁ものテキストが作成された。しかし、その長さゆえ、交渉テキストをもっと扱いやすくするためのノンペーパー並びに読解ガイド、表やマトリックス等の作成が開始された。その成果が、一連のノンペーパーとなり、コペンハーゲンでの会議に会合報告書の付属書という形で送付された。コペンハーゲンに赴いた多くの参加者は、適応、技術及び キャパシティビルディングといった問題についてはAWG-LCAで満足のいく結果が出せたが、緩和及び資金問題のある側面については「根深い亀裂」が残ったとの印象を持った。

AWG-KP： 2009年のAWG-KPの焦点は「数値」。すなわち、議定書の第1約束期間が失効する2013年以降の 付属書I国全体及び各国の排出削減量であった。また、柔軟性メカニズム；土地利用・土地利用変化・林業（LULUCF）；対応措置の潜在的な影響といった問題を含む、AWG-KP作業計画のその他の問題についても討議された。議定書3.9条に基づく議定書改定に向けた諸提案、LULUCFや 柔軟性メカニズムといったその他の問題に関するテキスト等を盛り込んだ文書を土台として議論が行われた。コペンハーゲン会議を前にして、付属書I国全体及び各国の排出削減目標については著しい進展は見られず、先進国と途上国との間で、京都議定書の改正か、あるいは2つのAWGの下で単一の新たな合意をもってコペンハーゲンの成果とすべきかという問題が浮上し、先進国と途上国間の意見対立が表面化した。

コペンハーゲン気候変動会議： 2009年12月7-19日、デンマーク・コペンハーゲンにおいて国連気候変動が行われ、COP 15及びCOP/MOP 5と第31回補助機関会合ならびにAWG-KP 10 及び AWG-LCA 8が同時に開催された。世界約110ヶ国を超える首脳陣が12月16-18日のCOP 及びCOP/MOP合同閣僚級会合に出席した。



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

会合では透明性とプロセスをめぐる意見の対立が目立ち、閣僚級会合では主要経済国と地域、その他の交渉グループの代表らから成るグループで非公式な交渉が行われた。12月18日深夜、政治合意、すなわち「コペンハーゲン合意 (Copenhagen Accord)」が生まれ、COP プレナリーへと送られた。

約13時間を超える全体会合で、この合意に関する審議が行われ、「より良い」将来の合意形成をめざす一歩としてCOP 決定書の形でこれを採択することに多くの締約国が支持を表明したが、コペンハーゲン合意は「不透明」かつ「非民主的な」交渉プロセスの中で合意されたものだとして一部の途上国が反対を唱えた。最終的には、COPはコペンハーゲン合意に「留意」する (takes note) ことが合意された。

また、コペンハーゲン合意を支持する国々のための同意手続きも定められ、これまでに140ヶ国がコペンハーゲン合意に対する同意を表明した。また、80ヶ国以上が自国の排出削減目標やその他の緩和行動に関する情報を報告した。

コペンハーゲン気候交渉の最終日には、COP及びCOP/MOPが、AWG-LCA及びAWG-KPのマンデートを延長することで合意し、各AWGに対し、その成果をメキシコ、カンクンでのCOP 16及びCOP/MOP 6に提出するよう要請した。

ボン 気候変動交渉 (2010年4月・6月): 2010年4月9-11日、AWG-LCA 9 及び AWG-KP 11が開催され、交渉再開となった。交渉の焦点は、2010年の作業構成と作業方式であった。AWG-LCAでは特に6月会合に向けたテキスト作成を議長に託すこととし、AWG-KPでは附属書 I 国の全体及び各国の排出削減量ならびにその他の問題の検討を継続することで合意がなされた。

さらに、ボンでは5月31日から6月 11日にかけて会議が続けられた。AWG-LCA 10では、議長の新たなテキスト素案が焦点となった。閉会までにAWG-LCA の Margaret Mukahanana-Sangarwe 議長(ジンバブエ) は、修正テキストの改定版を配布した。いくつかの途上国 は、改定案は「バランスに欠けている」とし、自分達の見解が十分に反映されない限り、8月の交渉のベースとして使うべきではないと主張した。その後、議長テキスト改訂版は7月に配布された。

AWG-KP 12 では、柔軟性メカニズム及び LULUCF を含めた附属書 I 国の排出削減とその他の問題が焦点となった。また、第1約束期間とその後の約束期間の間の空白を回避する方策についても取り上げ、これを実現するための法的な選択肢に関するペーパーを作成するよう事務局に要請した。

ボン 気候変動 交渉 (2010年8月): AWG-LCA 11では、2010年7月に配布された議長テキスト案 (FCCC/AWGLCA/2010/8)が検討された。AWG-KPでは、京都議定書に基づく附属書 I 国の排出削減規模やその他の問題についての検討が続けられた。また、京都議定書の第1約束期間(2008-2012)と次期約束期間の間の



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

空白を含めた法的な諸問題についても議論された。AWG-KPは、天津でさらに議論するために議長提案の素案(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.2)を送ることとした。

天津 気候変動交渉: カンクン前の交渉最終ラウンドは2010年10月4-9日、中国・天津で行われた。

AWG-LCA では、BAPの主要要素を盛り込んだ交渉テキスト (FCCC/AWGLCA/2010/14)について検討し、バランスの実現を念頭に置きつつ、COP 16までに使える時間内に解決できるような問題に専念することを目指した。締約国は、事務局の情報文書にそれぞれの作業を反映させることで合意し、AWG-LCA交渉テキストはカンクン交渉の土台として残すこととなった。

AWG-KPは、AWG-KP 13に提出する議長案の素案を検討した。この文書には、特に、京都議定書3.9条に基づく議定書改正や柔軟性メカニズム、LULUCFに関して幾つかの決定書案が含まれている。締約国は、選択肢の絞込みを行い、本質的な問題で進展を図ることを目指した。改訂議長案(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.3)は、カンクンで検討される予定。

会合間のハイライト

進歩的な行動のための第3回カルタヘナ・ダイアログ: 第3回カルタヘナ・ダイアログは、UNFCCCの下での野心的で包括的かつ法的拘束力を有する枠組みをめざす国々による非公式対話の場として2010年10月31日-11月2日にコスタリカ・サンホセで開催された。小島嶼国連合、中南米、欧州、オセアニア、東南アジア、アフリカから 29の締約国が参加し、批准可能な2013年以降の総合的な法的レジームづくりへの締約国の意欲を再確認した。また、この最も重要な目的のための礎となるよう、COP 16では、バランスのとれた決定書という形で実質的な進展を図る必要があることを確認し、テキストの文言案について意見交換を行った。

気候変動に関するデリー閣僚ダイアログ: 技術メカニズム: 2010年11月9-10日、インド及びメキシコ政府の共催で、インド・ニューデリーにて35ヶ国の閣僚及び代表が一堂に会し、「気候変動: 技術メカニズム」について対話を行った。議長サマリーには、技術執行委員会及び気候技術センター及びネットワークから構成される技術メカニズムの設置をカンクンで合意するよう要請した。

主要20カ国・地域首脳会議 (G-20): G-20サミットは 2010年11月11-12日、韓国・ソウルで開催された。首脳宣言では、緩和、透明性、資金、技術、適応及び森林保護といった中核的な問題を含め、カンクンで成功を収めるバランスのとれた成果を実現するようG-20 各国が取り組むことを強調した。

エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム (MEF): MEF首脳国代表者による会合が米国ヴァージニア州クリスタルシティで2010年11月17-18日に開催された。17カ国の主要経済国の閣僚や政府高官の他、



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

国連、バルバドス、コロンビア、コンゴ民主共和国、デンマーク、ニュージーランド、シンガポール、スペインの代表も参加した。出席者は、適応、緩和、透明性、資金、技術に関する決定書パッケージをカンクンで妥結することへ支持を表明した。また、多くの出席者が京都議定書の下で将来の約束について合意する必要があることを確認した。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Matthew Somerville. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Cancun Climate Change Conference can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

Vol.12 No. 488

2010年11月30日(火)

カンクン会議ハイライト 2010年11月29日

カンクンでの国連気候変動会議は月曜日に開会した。午前と午後、締約国会議(COP)の開会プレナリーが開催された。午後、京都議定書締約国会議(COP/MOP)の開会プレナリー、UNFCCCの下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ (AWG-LCA)および京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ (AWG-KP)開会プレナリーが開催された。夕方には、COP 16の成果準備に関するAWG-LCA コンタクトグループおよび附属書Iの更なる約束に関するAWG-KP コンタクトグループが会合を開催した。

COP

デンマークの気候変動およびエネルギー大臣のLykke Friisは、COP 15議長の立場で発言し、「現実に即した気候変動への対応」の必要性を強調し、法的拘束力のある成果に向け決定的な一歩を踏み出す必要があると強調した。同大臣は、参加者に対し、気候変動がコペンハーゲンで氷の上に乗りに上げたわけではなく、「カンクンはできる」と世界に示すよう求めた。

組織上、事務管理上の問題： COP 16議長の選出：締約国は、メキシコ外務大臣 Patricia EspinosaをCOP 16議長に選出した。同議長は、カンクンを多くの前線において、議論から行動へ移る機会だとし、多国間システムの適格性が問われていると強調した。同議長は、広範かつバランスのとれた決定書のパッケージが締約国の手の届くところにあると強調した。

手順規則：COP議長のEspinosaは、締約国に対し、手順規則草案(FCCC/CP/1996/2)を投票に関する42項を除き適用するのがCOP 1以来の慣習であると想起した。同議長は、COP 15およびCOP議長による期間間隙中の協議後もこの問題は未解決のまま残されていると指摘した。

パプアニューギニアは、満場一致の規則および「最小公約数」に依存し続けることに関し、深刻な懸念を表明した。同代表は、コペンハーゲンは政治的な失敗ではなく、手続き上の失敗であったと強調し、会議後、140の締約国がコペンハーゲン合意支持を表明したと指摘した。同代表は、少数のものが進展を中断させたとし、「あらゆる手段がつかきたとき」には投票する、または別な解決法を探ることで、UNFCCCを先に進める時が来ていると強調した。



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

ボリビアは、コペンハーゲンでの問題は満場一致の規則ではなく、多国間プロセスが尊重されなかったためだとし、満場一致の規則を保持する必要があると強調した。インドとサウジアラビアは、満場一致の規則はUNFCCCや京都議定書、マラケシュアコード、バリ行動計画を生みだした主要原則であるとし、これを保持しなければならないと述べた。

Joel Hernández (メキシコ) が非公式協議を開催する。

議題書： 締約国は議題書 (FCCC/CP/2010/1)を採択したが、このうち条約4.2(a)条および4.2(b)条の第2回レビューに関する項目は保留とされた。

他の役員を選出： COP議長のEspinosaは、議長以外の役員選出に関する協議が進行中であると指摘した。

オブザーバーの出席許可： 締約国は、南アジア地域協力協会 (South Asian Association for regional Cooperation) を含めたオブザーバー組織 (FCCC/CP/2010/4)を承認することで合意した。

作業構成： 締約国は、多くの議題項目を補助機関会合に委任した。COP議長のEspinosaは、参加促進、透明性、緊急性の間隔を確保する形で作業を進めるとの同議長の約束を強調した。

今後の会合： 南アフリカは、COP 17およびCOP/MOP 7を、2011年11月28日から12月9日、南アフリカのダーバンで開催すると発表した。COP 議長のEspinosaは、COP 18およびCOP/MOP 8の開催場所に関する協議が進行中であると指摘した。

開会ステートメント： イエメンは G-77/中国の立場で発言し、締約国主導で、透明性があり、参加を促進する交渉を求めた。同代表は、AWG-LCA と AWG-KP 交渉トラックとのバランスをとる必要があると強調した。G-77/中国は、特別気候変動基金、後進国基金、途上国の適応および途上国の国別報告書に対する追加資金の必要性を指摘した。同代表は、新しい基金に関し、その構造、スコープ、規模、資源について議論し、決定する必要があると強調した。また同代表は、特に次の点を強調した：基金の運用組織；責任；先進国の資金拠出の測定、報告、検証(MRV)；資金供与の適切性評価。

エジプトはアラブグループの立場で発言し、バランスのとれた成果とは、途上国の適応努力を支援し、排出量削減に向けた国際的な努力への自主的参加を奨励し、途上国での資金的、技術的措置を実施するメカニズムを組み込むものであるべきだと述べた。

スイスは環境十全性グループ(EIG)の立場で発言し、カンクンは「成果を出す時」だと強調し、同グループは「さらなる遅延を受け入れることはできないし、受け入れることはない」と述べた。同代表は、適応、資金、REDD+、キャパシティビルディング、技術では十分な進展が為されてきたが、バランスのとれたパッケージには保留されてきた緩和およびMRVが必要だと指摘した。

グレナダは小島嶼諸国連合(AOSIS)の立場で発言し、全ての国において直ちに行動がとられるような成果を挙げ、未決事項を南アフリカで完成すべくその基礎を築くことが課題であると強調した。同代表は、AWG-LCA における批准可能で法的拘束力のある合意を求めた。コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、包括的な適応 枠組に関する合意を求め、先進国に対し、全ての国がアクセスできる新しい追



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

加的な資金に関し合意するよう求めた。ペリーズは中米統合システム（CENTRAL AMERICAN INTEGRATION SYSTEM : SICA）の立場で発言し、適応の緊急性を強調し、京都議定書の第1約束期間に続く第2約束期間の必要性を強調し、南アフリカでの法的拘束力のある合意を求めた。

ベネズエラはALBA諸国の立場で発言し、京都議定書は全ての国連諸国が一つを除き、公平と共通するが差異のある責任の原則に基づき、気候変動に直面するとの決意を固めた世界合意であると述べた。同代表は、カンクンでは各国が既に行ってきた達成事項を損なうことなく、参加を促進し、バランスのとれた成果を出すよう求めた。

レソトは後進途上国(LDCs)の立場で発言し、UNFCCCは気候変動に対応する国際的プラットフォームの中心であり続けるべきだと強調した。同代表は、バランスのとれた一連の決定書というのは成果として可能だろうが、それにより、将来の包括的かつ法的拘束力のある合意の可能性に予断を与えることがあってはならないと述べた。

パプアニューギニアは雨林諸国連合（COALITION OF RAINFOREST NATIONS）の立場で発言し、REDD+に関する有意義な決定を求めた。タジキスタンは内陸部山岳（MOUNTAINOUS LANDLOCKED）途上国の立場で発言し、氷河に対する気候変動の影響を強調し、この問題は同グループの加盟国にとり死活的な重要性を持つと強調し、国際社会がこの問題への対応に努力することを求めた。

ベルギーは欧州連合（EU）の立場で発言し、2つの交渉トラック内および両者を横断するバランスのとれたパッケージを求めた。同代表は、カンクンの成果は次のようなものでなければならないと述べた：進展を最大限とり入れる；将来の気候変動体制の枠組みおよび土台を含める；MRV、緩和、適応、キャパシティビルディング、資金、技術に関し、右肩上がり段階を踏む；法的拘束力のある成果に向け、可能な限りの進展を図る。

COP議長のエスピノサは、締約国に対し、2つのAWGの議長と緩和に関する協議を行うとし、透明性および参加性の原則を堅持すると伝えた。また同議長は、土曜日に進捗状況総括のプレナリーを開催すると述べた。

COP/MOP

午後、COP/MOP議長のエスピノサはCOP/MOP 6を開会し、バランスのとれた一連の決定書が必要であると強調した。

組織上、事務管理上の問題：締約国は、議題書（FCCC/KP/CMP/2010/1）を採択した。締約国は、多数の問題を補助機関会合に委託し、作業構成書（FCCC/KP/CMP/2010/1 and Add.1, FCCC/SBI/2010/11, FCCC/SBSTA/2010/7 and FCCC/KP/AWG/2010/15）について合意した。



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

開会ステートメント：グレナダはAOSISの立場で発言し、京都議定書3.9条（附属書Iの更なる約束）の規定に従い、同議定書の改定で合意すること、さらにはその結果として議定書の効果を確保するための改定で合意することがカンクン会議の目的だと強調した。イエメンはG-77/中国の立場で発言し、附属書I諸国の比較可能な排出量削減約束の根拠として、京都議定書の下で2013年以降の第2約束期間を設置するべきだと強調した。エジプトはアラブグループの立場で発言し、京都議定書の第2約束期間で合意しない限り、AWG-LCAでの合意は不可能だと強調した。

ベルギーはEUの立場で発言し、地球の平均的な温暖化を2℃で抑え、AWGプロセスにおいて、これを明記する観点において、カンクンの成果は各締約国の排出削減目的を明確にすべきだと述べた。EUは、全ての主要経済国が参加する広範な成果の一部となるのであれば、第2約束期間の約束をする意思があると表明した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、土地利用、土地利用変化、森林(LULUCF)、柔軟性メカニズムなどの項目での進展を求め、現在から2012年まで、さらにその後に行われるまで気候変動に関し、継続的、効果的な行動をとるとの約束を表明した。スイスはEIGの立場で発言し、附属書Iと非附属書I 締約国の両方による協調努力の必要性を強調した。同代表は、附属書Iの排出量削減プレッジを把握するよう求め、既存の市場メカニズム継続の決定が重要であると強調した。

レソトはLDCsの立場で発言し、約束期間同士のギャップを回避するため、野心的な削減目標を採用するよう求めた。コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、先進国が野心的で法的拘束力のある排出削減約束をする用意があるのかどうか、政治的なシグナルがないことを、懸念を持って指摘した。ボリビアはALBAの立場で発言し、先進国の約束は市場や柔軟性メカニズムを条件とはできないとし、歴史的な責任から逃れることはできないと強調した。バヌアツは太平洋小島嶼途上国の立場で発言し、附属書I諸国による野心的で法的拘束力のある目標を求め、「気候の危機」に対応するには議定書の下での第2約束期間が必要だと強調した。

AWG-KP

AWG-KP議長のJohn Ashe（アンティグア・バーブーダ）は、AWG-KPはカンクンで作業を終了し、COP/MOP 6に成果を報告することが期待されていると想起した。

組織上、事務管理上の問題：締約国は議題書(FCCC/KP/AWG/2010/15) を採択し、作業構成書(FCCC/KP/AWG/2010/16)で合意した。

開会ステートメント：イエメンはG-77/中国の立場で発言し、附属書I 締約国に対し、現在の排出削減のプレッジと、科学が要求するものとのギャップを埋めるよう求めた。ベルギーはEUの立場で発言し、カンクン



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

の成果は京都議定書の構造を保持し、京都議定書の制度の存続を確認するものであるべきだと述べたが、AWG-KPのみでの進展では不十分だと指摘した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、AWG-KPでの作業に関する合意はAWG-LCAに関する包括的な成果の一部であるべきだと述べた。コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、AWG-LCAは京都議定書の締約国でない附属書I諸国の比較可能な緩和約束で合意すべきだと強調した。

レソトはLDCsの立場で発言し、附属書I 締約国は排出削減約束の野心レベルを引き上げるべきだとし、AOSISの立場で発言したグレナダと共に、余剰AAUsの繰越や弱体なLULUCF算定規則などの抜け穴をなくすべきだと述べた。リヒテンシュタインはEIGの立場で発言し、プレッジの排出制限削減数量約束(QELROs)への転換、約束期間の長さ、余剰AAUsの繰越に関し、更なる進展を図る必要があると強調した。

附属書Iの更なる約束：この問題(FCCC/KP/AWG/2010/17 and MISC.7)に関し、AWG-KP議長のAsheは、一つのコンタクトグループ設置を提案し、締約国は協議後、これに同意した。

AWG-LCA

組織上、事務管理上の問題：AWG-LCA議長のMargaret Mukahanana-Sangarwe (ジンバブエ) は、開会を宣言し、締約国は議題書 (FCCC/AWGLCA/2010/16)を採択し、作業構成書(FCCC/AWGLCA/2010/17)で合意した。

COP 16での成果文書作成：事務局は、文書(FCCC/AWGLCA/2010/14, FCCC/AWGLCA/2010/17, FCCC/AWGLCA/2010/INF.1, FCCC/AWGLCA/2010/CRP.1, FCCC/AWGLCA/2010/MISC.8 & Add.1 and FCCC/AWGLCA/2010/MISC.9 & Add.1)を提出した。

メキシコは、同国がこの一年を通し、締約国および利害関係者と多数の協議を開催し、カンクン会議の準備を行ってきたと説明し、特にMRVを含める緩和会議、天津でのCOP前の閣僚会合に焦点を当てた。同代表は、各会議との関心のある政府全てに開かれたものであり、メキシコが各締約国の見解を理解するのを助けたと強調した。同代表は、カンクン会議の成功は、多国間システムこそ共通の課題に直面する最善の場だと確認することになると強調した。

エチオピアは、気候変動の資金に関する国連事務総長のハイレベル諮問グループについて報告した。同代表は、途上国での気候行動のため、2020年までに毎年1千億米ドルを動員することは挑戦ではあるが可能であり、異なる資金源の組み合わせが必要だとの結論を強調した。同代表は、エチオピアが同グループの報告を事務局に送り、交渉における価値あるインプットを提供できるようにしたと指摘した。

グレナダは、グレナダとメキシコの共催で11月に開催された非公式閣僚会議について報告し、42のAOSISおよびAOSIS以外の参加者があったと報告した。同代表は、特に、緩和の緊急性、議定書の下での第2に関する



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

る広範な関心、条約の下での新しい基金の必要性で合意したことを強調した。コスタリカは、進展行動に関するカルタヘナ・ダイアログ第3回会合の成果を報告し、バランスのとれたパッケージでの優先分野が明らかにされたと述べた。

AWG-LCA議長のMukahana-Sangarweは、カンクンでの成果に関し、同議長が天津で開催した非公式協議を指摘し、バランスのとれた包括的な成果が共通の願いであるとし、成果に関して次の点を強調した：2トラック手法を尊重する；バリ行動計画の各要素をバランスをとる；詳細のレベルについてもバランスをとる；将来の法的拘束力のある成果に予断を与えない。同議長は、成果文書に含まれる可能性がある要素に関する同議長の覚書(FCCC/AWGLCA/2010/CRP.1)に焦点を当て、全ての要素を十分考察したわけではなく、現在の進展段階を反映しているだけだと指摘した。AWG-LCA議長のMukahana-Sangarweは、共通点を探る中で提示された要素であり、正式な立場のあるものではなく、各国の意見を包括する公式の交渉文書(FCCC/AWGLCA/2010/14)に代わるものでもない述べた。

締約国はこの議題項目を検討するため、AWG-LCA議長のMukahana-Sangarweを議長とするコンタクトグループの設置することで合意した。

開会ステートメント：イエメンはG-77/中国の立場で発言し、2つの交渉トラック間のバランスを尊重する必要があると指摘し、カンクンでの成果は、将来、包括的で公平、野心的で法的拘束力のある成果を達成するとの全体目標を損なう、もしくはこれに予断を与えるものであってはならないと強調した。レソトはLDCsの立場で発言し、全体のコストを網羅する適応枠組み、さらには損失および損害に対応する国際的なメカニズムを求めた。

グレナダはAOSISの立場で発言し、UNFCCCに連絡される排出量削減プレッジを引き上げるためのプロセスを求め、プレッジの承認でAWG-KPトラックが損なわれることがあってはならないと指摘した同代表は、「中身の無い」適応枠組みなどAOSISは受け入れられないと強調し、損失および損害に関するメカニズムへの反対意見に疑問を呈した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、カンクン会議は全ての主要経済国の約束を盛り込んだ法的拘束力のある合意作成を進めるものであるべきだと指摘した。同代表は、MRV、国際協議および分析(ICA)、気候資金の作業計画、適応枠組み、技術制度の詳細、REDD+メカニズムの設置に関する進展を求めた。同代表は、議長の成果文書に関する覚書を歓迎し、MRVおよび緩和の詳細を明らかにするよう求めた。

コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、議長の覚書に基づき作業を進める意思があると指摘したが、8月の交渉文書の主要要素、特に共有ビジョン、緩和、資金、キャパシティビルディングに関するものが失われていると強調した。

ベルギーはEUの立場で発言し、議長の覚書を歓迎したが、緩和とMRVに関する要素が欠如していると強調した。同代表は、カンクンではコペンハーゲン・グリーン気候基金の主要原則に関し合意すべきであり、



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

これには気候資金を定期的にレビューするプロセスも含まれるべきだと述べた。同代表は、全てのビルディングブロックを段階的に進めるよう求め、2010年では二十億ユーロが動員されたと述べた。

エジプトはアラブグループの立場で発言し、議長の成果文書に関する覚書で欠如している要素を指摘し、8月の交渉文書を基に作業するよう求めた。パプアニューギニアは、雨林諸国連合に代わり発言し、REDD+の議論での結論を求め、多数の資金源による適切で一貫性があり持続可能な資金供与を確保するよう求めた。韓国はEICの立場で発言し、バランスのとれた環境上効果のある成果を達成するには柔軟性が必要だと強調した。ベネズエラはALBAの立場で発言し、2つの交渉トラックを尊重し、南アフリカでの法的拘束力のある合意採択となるようなカンクンでの決定を求めた。ベリーズはSICAの立場で発言し、緩和では環境上確固とした目標が必要であり、直接のアクセスを可能とする信頼性があり行動可能な資金約束が必要であると強調した。

コンタクトグループ

附属書Iの更なる約束 (AWG-KP)：月曜日夕方、AWG-KP 議長の Ashe は、同議長の提案書 (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4) を提出した、この文書には京都議定書 3.9 条(附属書 I の更なる約束)に基づく同議定書の改定、LULUCF、柔軟性メカニズム、手法論問題、影響結果可能性に関する決定書草案が含まれた。締約国は、次の問題を議論する非公式グループの設置で合意した：京都議定書 3.9 条に基づく改定、共同進行役は Jürgen Lefevere (欧州委員会) と Leon Charles (グレナダ)；LULUCF、共同進行役は Marcelo Rocha (ブラジル) と Peter Iversen (デンマーク)；柔軟性メカニズムと手法論問題、進行役は AWG-KP 副議長の Adrian Macey (ニュージーランド)；影響結果可能性、共同進行役は Andrew Ure (オーストラリア) と Eduardo Calvo Buendía (ペルー)。

COP 16 成果文書作成 (AWG-LCA)：AWG-LCA 議長の Mukahanana-Sangarwe は、月曜日夕方、AWG-LCA コンタクトグループの第1回会合を開会した。締約国は、次の4つの草案作成グループを継続することで合意した：共有ビジョン、進行役は Anders Turesson (スウェーデン)；適応、進行役は Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ)；緩和、共同進行役は Richard Muyungi (タンザニア) と Helen Plume (ニュージーランド)；資金、技術、キャパシティビルディング、共同進行役は Burhan Gafoor (シンガポール) と Kunihiko Shimada (日本)。

廊下にて

カンクンは、美しい太陽光、砂のビーチ、水晶のように青いカリブ海をもって、国連気候変動会議の参加者を歓迎した。しかし、会議出席のため到着する多くのものがあまり楽観的な雰囲気をもせていなかった。気候変動のチャレンジに対応するだけの野心的で意味のある成果についての期待感は、昨年のコペンハーゲンのときよりもはるかに低いものとなっている。大半のものにとり、カンクンでのプラスの成果とは、グリーン基金や技術メカニズム、REDD+、適応、MRV/ICA といった問題に関する「バランスのとれたパッケージ」を意味するのであり、それも緩和や将来のいずれかの時点での解決策の法的形式といった極めて重要ではあ



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

るが、困難でもある問題は積み残される可能性がある。「こういった問題で合意に達するのは、間違いなく前進であるが、それでも危険な気候変動を避けるには十分ではない、だから今後の展望にそれほど興奮することはない」と場馴れしたベテランの参加者は指摘した。

会議のロジスチックは、会議場に滞在していないものの間では、圧倒的に関心のある話題であった。交渉自体は、大半のホテルがある地域から車で通常20-45分ほどかかる場所にあるムーンパレスで行われているが、朝の交通混雑や、多数の警察による検問で、多くの参加者が渋滞に数時間を費やした。これに加えて、交渉担当者は、セキュリティチェックを通るため、ムーンパレスを通りすぎて、交渉のもう一つの開催場所であるカンクンメッセ（カンクンmess（めちゃくちゃ）とよぶ者もいる）に行き、シャトルバスに乗って、さらに20分かけてムーンパレスに戻らなければならなかった。「この朝は、ここにくるのに3時間もかかった、戻るのにも1時間以上かかるのではないか。こんな長時間の往復がなくても、ただでさえ会議は疲れるのだから、かなり心配だ！」と、星空の下、開会レセプションの後に、シャトルバスに乗ろうとしている参加者は指摘した。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Matthew Sommerville. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Cancun Climate Change Conference can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

Vol.12 No. 489

2010年12月1日(水)

カンクン・ハイライト

2010年11月30日火曜日

午前と午後にSBI及びSBSTAの開会プレナリーが開催され、2つのAWGの下で非公式会合が行われた。

SBI

組織事項: SBIのRobert Owen-Jones議長(オーストラリア)が会議を開会した。非附属書I国の国別報告書に記載された情報に関する小項目を保留にすることを議長が提案し、締約国の同意が得られた。締約国は議題を採択し、作業構成(FCCC/SBI/2010/11)に合意した。Owen-Jones議長は、議長以外の役員と交代役員の選出に関する協議が進行中であると伝えた。

開会ステートメント: イエメンは、G-77/中国の立場から、附属書I国の温室効果ガス(GHG)インベントリがGHG排出増を示していることは遺憾であるとし、SBIが附属書I国の排出削減の取り組みも含めた条約実施を点検するという役割を遂行するよう要請した。

メキシコは、環境十全性グループ(EIG)の立場から、利害関係者の参加が重要であるとし、対話を促進するフォーラム等へのオブザーバー組織の参加を強化する策を提案した。オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、オブザーバー組織との協力改善が重要だと指摘した。EUは、特にAWG-LCAの議論に関わる問題で技術移転及び資金メカニズムに特化した議論を行うべきだと述べ、LDC作業計画実施のためのLDCへの支援増額を求めた。

グレナダは、AOSISの立場から、資金メカニズム、特に資金へのアクセスに関する問題についての議論を求めた。ベリーズは、中米統合機構(SICA)の立場から、技術移転やキャパシティビルディング等の問題における進展を求めた。レソトは、LDCの立場から、LDC専門家グループ(LEG)のマンデート延長拡大を要請した。また、国別適応行動計画(NAPA)の実施のための共同ファイナンスの要件が遺憾であるとし、LDC作業計画(NAPA)の実施を求めた。コンゴ民主共和国は、アフリカン・グループの立場から、特別気候変動基金(SCCF)への分担金の増額を求め、プロジェクト構想から資金供給までに時間がかかるとの懸念を示した。また、非附属書I国の国別報告書に関する諮問グループ(CGЕ)で非附属書I国の報告の頻度を検討すべきだと示唆した。

資金メカニズム: この議題項目には4つの小項目: 資金メカニズム第4次レビュー(FCCC/SBI/2010/INF.7、FCCC/SBI/2009/MISC.10 and Add.1); 地球環境ファシリティー(GEF)の報告(FCCC/CP/2010/5及びAdd.1、FCCC/CP/2009/9及びFCCC/SBI/2010/MISC.5); SCCFの評価; LDC基金(FCCC/CP/2010/5及びAdd.1、



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

FCCC/SBI/2010/5、 FCCC/SBI/2010/15、 17、 26 及び MISC.9、 FCCC/SBI/2009/MISC.10 及び Add.1)が含まれる。 GEFは、多くの適応や 技術移転、その他のプロジェクトが様々な国で実施されたことを指摘しつつ、報告書 (FCCC/CP/2010/5)を紹介し、LDC及びSIDS諸国向けの資金割当が12%だった第3次GEF資金補充と比べ、第4次GEF資金補充では18% まで増えたと指摘した。

Ana Fornells de Frutos (スペイン) 及び Fernando Farias (チリ) が資金メカニズム、GEF報告書及びSCCF評価に関するコンタクトグループの共同議長を務める。Katherine Vaughn (オーストラリア) 及び Rence Sore (ソロモン諸島)はLDC基金に関するコンタクトグループの共同議長を務める。

附属書 I 国 の国別報告書: この議題項目は、4つの小項目: 1990年-2007年国別GHG インベントリデータ (FCCC/SBI/2010/18 及び FCCC/SBI/2009/12); 第5回国別報告書の提出・点検状況 (FCCC/SBI/2009/INF.8); 第6回国別報告書 (FCCC/SBI/2009/INF.9); 条約 12.5条の更なる実施 (国別報告書の頻度)から成る。 Anke Herold (ドイツ) 及び Eric Mugurusi (タンザニア)がこれらに関するコンタクトグループの共同議長を務める。

2009年・2010年の京都議定書に基づく附属書B国向け年次報告書編纂及び会計報告: 事務局から本件 (FCCC/KP/CMP/2010/5 及び Add.1)が紹介された。 Anke Herold (ドイツ) 及び Eric Mugurusi (タンザニア) がコンタクトグループの共同議長を務める。

非附属書I 国別報告書: 事務局が議題項目の下の3つの小項目: CGE (FCCC/SBI/2010/21 及び Add.1); 条約 12.5条の更なる実施 ; 資金・技術の支援について紹介した。

CGE 議長 はCGE 作業計画の実施における進展について述べた。 GEFは非附属書I 国の国別報告書 (FCCC/SBI/2010/INF.10、 FCCC/CP/2010/5 及び Add.1)への資金的、技術的支援の現況を紹介した。 Anke Herold (ドイツ) 及び Eric Mugurusi (タンザニア)がこれらの問題のコンタクトグループ共同議長を務める。

条約 6 条 (教育、訓練、啓発): 事務局から議題項目 (FCCC/SBI/2010/2、 FCCC/SBI/2010/3、 FCCC/SBI/2010/10、 FCCC/SBI/2010/22、 FCCC/SBI/2010/9、 FCCC/SBI/2010/23、 FCCC/SBI/2010/24 及び FCCC/SBI/2010/MISC.7)の紹介があった。ドミニカ共和国は、 G-77/中国の立場から、コンタクトグループ設置を要請した。SBIは、Pa Ousman Jarju (ガンビア)が共同議長を務めるコンタクトグループの設置に合意した。

事務・財政・制度的な事項: 2008-2009年 (2ヵ年) 予算収支: 事務局から本件(FCCC/SBI/2010/14/ Add.1 & Add.2)が紹介された。結論書草案および決定書草案が作成される。

2010-2011年 (2ヵ年) 事業予算: UNFCCC の Figueres 事務局長が本項目 (FCCC/SBI/2010/13) 及び (FCCC/SBI/2010/INF.9)を紹介、事前に示された分担金総額のうち83%を受領済みだが、分担金を滞納している締約国にその処理を要請した。また、カンクンでの新たな決定には追加的な資金源を要する事務局のさらなる支援が求められる可能性があるとして述べた。SBI 議長が関係国と協議して決定書草案及び結論を作成する。



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

また、SBI Owen-Jones議長は、SBI 34で取り上げる2012-13年事業予算についても各国が期待する内容を知るため、関係国との二国間協議を行うと通知した。

事務局の役割と業務の見直し継続: UNFCCCのFigueres事務局長は本件に関するアンケートの回答に「概ね前向きなフィードバック」があったと述べたが、UNFCCCウェブサイトを検索性と利便性の面で改善する必要があるとの意見があったと強調した。結論書草案及び決定書草案が作成される。

特権と免責事項: 事務局が本件 (FCCC/SBI/2010/10)を紹介、結論書草案が作成される。

キャパシティビルディング (条約): 事務局が本件(FCCC/CP/2010/5 及び Add.1、 FCCC/SBI/2010/20、FCCC/SBI/2010/MISC.6、 FCCC/SBI/2009/10、 FCCC/SBI/2009/MISC.1、 MISC.2、 MISC.8、 及び MISC.12/Rev.1)を紹介した。SBI Owen-Jones議長は、SBI 32報告書の付属書Vに基づいて本件に関する作業が続けられると述べた。

Philip Gwage (ウガンダ) 及び Marie Jaudet (フランス) 共同議長を務めるコンタクトグループが設置された。

キャパシティビルディング (京都議定書): 事務局が本件(FCCC/KP/CMP/2010/10、 FCCC/KP/CMP/2009/16)を紹介。SBI Owen-Jones議長は、SBI 32報告書の付属書VIをベースに 作業するよう奨励した。Philip Gwage (ウガンダ) 及び Marie Jaudet (フランス) が共同議長を務めるコンタクトグループが設置された。

条約4.8条 及び 4.9条: 決定書 1/CP.10実施の進捗 (プエノスアイレス 作業計画): SBI Owen-Jones議長は、決定書草案テキストを進展させるよう勧め、関連するパラレル会合の議論に注目するよう促した。バルバドスは、適応活動のうち小島嶼途上国の持続可能な開発のための行動計画のさらなる実施に向けたモーリシャス戦略実施の検討; LDCのNAPAの点検及び強化の促進; 各国の適応に関する制度的アレンジのための資金支援の増加によって、決定書1/CP.10の実施を進展させるよう要請した。Samuel Ortiz Basualdo SBI副議長(アルゼンチン)が議長役を務めるコンタクトグループが発足した。SBI Owen-Jones議長は、適応と対応措置という両方の問題をバランスよく取り上げるよう確保することをコンタクトグループに要請した。

LDCに関する諸問題: 事務局が文書 (FCCC/SBI/2010/5、 FCCC/SBI/2010/12、 FCCC/SBI/2010/15、FCCC/SBI/2010/17、 FCCC/SBI/2010/26 及び FCCC/SBI/2010/MISC.9)を紹介した。LEG 議長の Fred Onduri Machulu (ウガンダ)がLEGの活動内容 (FCCC/SBI/2010/26)を紹介した。

バングラデシュは、G-77/中国の立場から、LEGのマンデートの延長拡大を支持、45カ国がすでにNAPAを提出していると強調し、NAPA実施のための支援を促した。マラウィは、LDCの立場から、LEGがLDC作業計画実施に向けた支援を提供できるようLEGのマンデートを延長する案を支持した。アフガニスタンは、LEGのマンデート延長案を支持し、特に、LDC諸国の適応問題を統合し、政府の経済計画や予算編成にNAPAを組み込むことを支持した。



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

Katherine Vaughn (オーストラリア) と Rence Sore (ソロモン諸島)がコンタクトグループの共同議長を務める。

技術移転: 事務局から技術移転に関する専門家グループ (EGTT)のレポート (FCCC/SB/2010/INF.4) 及び GEFのレポート(FCCC/SBI/2010/25)の紹介が行われた。EGTTは、2010-2011年のEGTT作業計画の実施における進捗状況を報告し、GEFは、技術移転に関するポズナニ戦略計画の実施における進捗にスポットをあてた。

EUは、AWG-LCAで技術に関する作業のために重要な要素に専念するよう求め、GEFは緩和技術や適応技術にもっとバランスの取れたアプローチを模索すべきだと述べた。ザンビアは既存技術の普及強化を求め、コンゴ民主共和国は、知的所有権などの技術移転の障壁を撤廃するよう求めた。Climate Justice Network は、環境NGOの立場で、技術の社会や環境に対する影響を評価する役目を負う新たな技術メカニズムを求めた。Carlos Fuller (ベリーズ) 及び Ronald Schillemans (オランダ) がSBI/SBSTA合同コンタクトグループの共同議長を務める。

政府間会合の調整: 事務局から本件(FCCC/SBI/2010/16) 及び (FCCC/SBI/2010/MISC.8)が紹介された。メキシコは、オブザーバー参加を増やすメカニズムやプロセスに取り組んでいると強調し、オブザーバーのための対話の場の創設や立法機関および議会のUNFCCC参加に関する決定書草案を議題にする意思を表明した。

ナイジェリアは、利害関係者の参加はプラスだがUNFCCCは政府間プロセスだと強調した。ICLEI –持続可能性をめざす自治体協議会は、市民社会の参画強化のためのUNFCCC統合報告書についてコメントし、重要な提言が報告書に反映されていないと指摘した。重要な提言としては、直接的な交渉へのアクセス、口頭での発言及び書面の提出を行う機会の強化、オブザーバーが非暴力的なデモや行為を組織化する権利の支持等を示した。

SBI Owen-Jones議長がコンタクトグループの議長となる。

京都議定書附属書I国の報告及び 情報の検討: 事務局が本項目 (FCCC/SBI/2009/INF.2)を紹介。Dominique Blain (カナダ)が非公式折衝を行う。

京都議定書3.14条 (悪影響): Andrew Ure (オーストラリア) 及び Eduardo Calvo Buendía (ペルー)を共同議長とするSBI/SBSTA合同コンタクトグループが発足した。

国際取引ログ (ITL): 事務局が本件(FCCC/KP/CMP/2010/8)を紹介。SBIがこの情報に留意することを合意した。**遵守に関する京都議定書の改正:** 事務局が本件 (FCCC/KP/CMP/2005/2) を紹介。SBI 議長が関係国と協議する。

その他の問題: アルゼンチンは、領有が続くマルビナス諸島/フォークランド諸島や南大西洋の島々を英国の国別報告書に記載することに反対した。英国はフォークランド諸島の領有権に疑いの余地は無いとし、国家主権の問題をSBIで取り上げるのは妥当ではないと述べた。



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

SBSTA

組織事項: SBSTA 議長のMama Konaté (マリ)が会議を開会し、議題採択及び作業構成(FCCC/SBSTA/2010/7)合意が行われた。

UNFCCC 事務局長のChristiana Figueresは、気候変動の影響、脆弱性及び 適応に関するナイロビ作業計画(NWP)の継続が有益な成果であるとし、締約国には附属書 I 国向け国別報告書ガイドラインの修正作業ならびにクリーン開発メカニズム(CDM)に基づく炭素回収貯留 (CCS)、標準化ベースラインベース、消耗森林の問題を進展させるよう促した。議長および交代役員の選挙に関して、SBSTA Konaté議長は現在行われている協議について言及した。

開会ステートメント: イエメンは、G-77/中国の立場から、NWPに基づく行動主義的な成果の検討; 各国および各地域の気候センターの設置や強化のための決議; 系統的観測網の強化のための決議を求めた。オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、NWPに関する作業およびCDM改革が今回の会合で完了可能であると示唆した。

グレナダは、AOSISの立場から、NWPを踏まえた行動実施を奨励する必要があると強調し、レソトとともに、LDCの立場から、気温上昇1.5°C未満の抑制に関する科学を技術的に見直すよう改めて要請した。

韓国は、EIGの立場から、NWP修正、透明性とMRV、および標準ベースライン整備の問題に取り組むべきだと指摘した。EUは、標準ベースラインで合意が必要だと強調し、NWPに基づく活動の継続を検討する用意があると表明した。

レソトは、LDCの立場から、研究および系統的観測に関する諸制度の強化及び 気候サービスのための全球的枠組み(GFCS)のさらなる整備と実施を求めた。ベリーズは、SICAの立場から、全球観測計画の強化への取り組みと、CCS、標準ベースライン、共通測定基準及び疲弊森林に取り組むよう求めた。

国際労働組合総連合 (ITUC)は、気候の緩和に関する社会的側面に対処する必要があると強調した。若者代表は、炭素が豊富な森林と生物多様性の保全を確保する森林関連の定義についてSBSTAでは切迫感が見られないと訴えた。気候行動ネットワークは、世界の平均気温上昇を1.5°Cに抑制するための機会の窓が急速に閉じられていると強調し、この問題に対応するテクニカルペーパーが必要だと指摘した。クライメート・ジャスティス・ナウは、コミュニティ及び生態系ベースのクリーン技術による解決策を求めた。

NWP: 事務局が本件 (FCCC/SBSTA/2010/8-10 及び 12; FCCC/SBSTA/2010/INF.7; 及び FCCC/SBSTA/2010/MISC.8 及び Add.1)を紹介。世界気象機関 (WMO) はGFCSが気候観測システムを強化し、気候科学をさらに動員し、協力を向上させると強調した。生物多様性条約(CBD) 及び砂漠化防止条約 (UNCCD) はリオ3条約間の協力を強調した。



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ) 及び Don Lemmen (カナダ) がコンタクトグループの共同議長を務める。

技術の開発・移転: 事務局が本項目 (FCCC/SB/2010/INF.4; FCCC/SBSTA/2010/INF.6 及び INF.11)を紹介。EGTTからはEGTTの作業、特に技術メカニズム案の運用方法 について報告があり、技術の共同研究・開発の促進策についての報告書(FCCC/SBSTA/INF.11)が紹介された。いくつかの締約国がCOPでの技術メカニズム設置案に言及し、AWG-LCAでこの問題に関する交渉に専念するよう提案した。

Carlos Fuller (ベリーズ) 及び Ronald Schillemans (オランダ) がSBSTA/SBI合同コンタクトグループ共同議長となる。

研究および系統的観測: 事務局が本項目(FCCC/SBSTA/2010/MISC.s 9-12 及び 15)を紹介した。

全球気候観測システム(GCOS)、全球陸域観測システム、地球観測衛星委員会及び全球海洋観測システムが、最新のGCOS実施計画に関連した各組織の進捗報告を行った。堅固な気候データを提供する観測システムへの投資が重要だと強調していた。

Stefan Rösner (ドイツ) 及び Arthur Rolle (バハマ)が非公式折衝の共同議長を務める。

京都議定書2.3条関連問題 (政策措置の悪影響): SBSTA Konaté議長は、この件はSBI 32報告書の付属書 I に含まれるテキストをベースに作業を続けると述べた。Andrew Ure (オーストラリア) 及び Eduardo Calvo Buendía (ペルー) がこの問題及び 京都議定書3.14条 (悪影響と対応措置の影響)に関するSBI/SBSTA合同コンタクトグループの共同議長となる。

方法論の問題 (条約):条約の下での附属書I国GHG インベントリのテクニカルレビューに関する年次報告書: 事務局 がこの問題 (FCCC/SBSTA/2010/INF.8)を紹介。締約国は報告書に留意した。

附属書I国のGHGインベントリに関するUNFCCC報告ガイドラインの修正:この項目 (FCCC/SBSTA/2010/INF.10; FCCC/SBSTA/2010/MISC.7 及び Add.s 1-3)について事務局から紹介があった。国別GHGインベントリに関するタIPCCスクフォースからは、GHG インベントリにおけるモデルと測定の利用に対処するための最近の会合と伐採木材製品、湿地および土壌からの排出量、亜酸化窒素の報告に関した方法論問題についての報告があった。

Riitta Pipatti (フィンランド) 及び Nagmeldin Elhassan (スーダン) がコンタクトグループの共同議長となる。

国際航空・海運からの排出量: 事務局が本項目 (FCCC/SBSTA/2010/MIC.14)を紹介。国際民間航空機関 (ICAO) は2010年10月に開催されたICAO第37回総会で採択された航空及び気候変動に関する包括決議について報告した。国際海事機関 (IMO)は、2020年までに海運由来のGHG排出量を大幅に削減するための総合的な義務規制の枠組みと市場ベースのメカニズム構築のための取り組みを特に強調した。



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

いくつかの締約国は、ICAO 及びIMOが国際航空・海運由来の排出量に対処するための主要なフォーラムだと強調した。また、多くの国はこれらの部門が途上国にとって重要だと強調した。キューバは、アルゼンチン、ブラジル、中国、インド及びサウジアラビアを代表し、衡平性の原則と共通だが差異ある責任の原則を強調し、南アフリカ等の支持を得た。米国は、IMOとICAOが共通だが差異ある責任原則が各々のマンドートにない場合、これに対応すべきか検討するよう提案した。アルゼンチンは、ICAO決議の留保を強調し、サウジアラビアがこれを支持した。EUは、バンカー燃料由来の排出量対策が緊急を要するとし、AWG-LCAが最善の議論の場であると強調した。クック諸島は、IMO 及びICAOがSIDSとの協議を継続するよう求めた。ブラジルは、アルゼンチン等の支持を受け、IMO 及びICAOがSBSTAへの報告を継続することを提案した。

SBSTA Konaté議長による非公式協議が行われ、結論書草案が作成される。

GHGデータインタフェース: 事務局が温室効果ガスのデータインタフェースの開発について報告した。SBSTAはその情報に留意し、SBSTA 34で検討を続けることで合意した。

方法論の問題 (京都議定書): 京都議定書附属書 I 国のGHGインベントリ及びその他の情報のテクニカルレビュー: 事務局から本件 (FCCC/SBSTA/2010/INF.9)の紹介があった。SBSTAは年次報告書に留意した。

CO₂換算の共通算定基準: SBSTAのKonaté議長は、AWG-KPが2年以上CO₂換算の共通算定基準を検討しており、SBSTA 32では本件の合意に至らなかったことを指摘した。EUがこの問題をSBSTAで検討するのは時期尚早だと主張する一方、ブラジルはこれが緩和の取り組みを誤った方向に導いたとし、地球温暖化係数の利用によって生じる問題を強調した。SBSTAは、次回会合まで実質的な議論を先延ばしすることで合意した。

CDMに基づくCO₂ 地層回収貯留 (CCS): SBSTA Konaté議長は、SBSTA 32によって送られた文言案を強調した。ノルウェー、オーストラリア、サウジアラビア等の国々は、CDMにCCSを含めることに賛意を示したが、ブラジル等が留保した。Pedro Martins Barata (ポルトガル) 及び Andrea García (コロンビア) が非公式協議を行う。

CDMに基づく標準化ベースライン: 事務局が本件(FCCC/SBSTA/2010/MIC.13 及び Add.1、FCCC/TP/2010/4)を紹介した。EU、スイス、オーストラリア等の国々は、CDMに基づく標準化ベースラインを利用することによるメリットを強調した。ブラジルは、追加性の重要性を強調し、標準ベースラインはCDMを変質させてしまうと述べたが、パプアニューギニアは、現在の定義と両立しており、CDMをより効率的にして目的を達するものだと述べた。Peer Stiansen (ノルウェー) 及び Hugh Sealy (グレナダ) による非公式協議が行われる。

消耗森林地のCDM対象化: EUは、サウジアラビアの支持を受け、この問題はAWG-LCAの下でのREDD+の議論とAWG-KPの下でのLULUCFの議論の中で取り上げるべきだと述べた。エチオピアは、ブラジルの支持を受け、テクニカルワークショップ開催を提案した。Eduardo Sanhueza (チリ) が非公式協議を行う。



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

気候変動の緩和の科学・技術・社会経済的側面：事務局から本件(FCCC/SBSTA/2010/11)の紹介が行われた。SBSTA Konaté議長はAWG-LCA 及び AWG-KPでの緩和強化に関する交渉を強調し、各々の成果が本件に関するSBSTAの作業に影響を与えると述べた。SBSTAはその報告書に留意することで合意した。

その他の問題：事務局は、2010年6月を期限とするパイロット段階の共同実施活動について何ら新しい情報を受けていないために更新版の報告書を提供していないという状況を説明した。SBSTA Konaté議長は、決定書草案及び結論を作成する。

廊下にて

月の宮殿という名の会議場の外では燦々と日が照っていたが、場内ではSBI 及びSBSTAの開幕会合に光が当たっていた。終日、両補助機関は各議題を「比較的早く、スムーズに」こなし、一部の実質的な議論は2011年6月の交渉へと棚上げし、交渉団には金曜日までに各議長に報告するように指示していた。「普通の仕事に意識を向けられるのは良いことだ」とある政府代表は話す。

一方、両AWGでは、長期的な問題に関する一連の非公式折衝が行われた。AWG-KPの「数値」に関する非公式折衝は「大した変化はない。余剰AAU繰越問題の議論が続いていたし、まるで天津を出ていない気がする」と、一部の交渉官がつぶやく。しかし、「改正された京都議定書の附属書Bには約束を記載しない。議定書の第1約束期間を延長したり、第2約束期間を設けたりするようなCOP/MOP決定を受諾することもしない」との意思を表明した月曜日の日本の爆弾発言の影響について思案する声も聞かれた。ある熟練のオブザーバーはこう話す。「はっきりと砂上に一線が引かれた。日本は第2約束期間を受け入れないし、多くの途上国はAWG-KPの具体的な進展がなければAWG-LCAの進展はないと言っている」と。AWG-LCAでは、準備中と噂されるものも含めて、様々な問題に関するテキストや提案の経過内容のフォロー作業に交渉官らも苦心しているようだ。「常に動きつづけるターゲットを扱っている気分だ」と、ベテラン交渉官が言う。「毎回、新しいテキストが紹介されるたび、自分の認識は古いのかと考えさせられる。」

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Matthew Sommerville. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>

56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Cancun Climate Change Conference can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

Vol.12 No. 490

2010年12月2日(木)

カンクン会議ハイライト 2010年12月1日 水曜日

COP/MOP プレナリー は、水曜日の午前と午後に開催された。午後、COP プレナリーも開催された。SBI、SBSTA、AWG-KP、AWG-LCA の下、多数の非公式グループがこの日一日を通して会議を開催した。

編集者よりのお知らせ: *Earth Negotiations Bulletin* の非公式グループおよびコンタクトグループ会合の取材は、人員/移動の問題で従来以上に限定的である。

条約 17 条 (議定書) に基づく締約国の提案: この問題(FCCC/CP/2010/3, FCCC/CP/2009/4-7)に関し、事務局は、2009 年に 5 つの締約国から条約 17 条に基づく新しい議定書および実施合意の提案を受理したが、COP 15 ではこれらの審議を終了していなかったと説明した。同代表は、2010 年にグレナダから新しい議定書の提案を受理しており、これは条約の規定に基づき、各締約国に連絡してあると説明した。

グレナダは AOSIS の立場で発言し、法的形式について議論することの重要性を強調し、これは政府および民間部門の両方に関連性があると強調した。同代表は、次の問題を、透明性のある参加型のオープンエンドなコンタクトグループ 会合を求めた: 成果文書の法的形式; 既存の制度との相互関係; ダーバンでの COP 17 において法的拘束力のある成果を採択するための適切な戦略:

途上国数カ国が、この提案を支持すると表明した。ツバルは、京都議定書を補う新しい議定書という同国の提案を紹介し、ダーバンでの法的拘束力のある制度採択に向けた一步としてこのコンタクトグループに焦点を当てた。コスタリカは、このグループは法的様式を明確にするとのマンデートを持つべきだと強調した。

コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、コンタクトグループ設置を支持したが、このために AWG-KP 交渉への関心がそがれることがあってはならないと述べた。EU は、このコンタクトグループは作業の重複がないようにし、この問題に関して開催される非公式協議も考慮に入れるべきだと述べた。ベネズエラは、このグループは条約 17 条の下での他の提案と矛盾させるべきではないとし、AWG-LCA の下での進展を考慮すべきだと述べた。

ブラジルは、AWG-LCA および AWG-KP の両方の交渉トラックで法的成果を挙げる必要があると指摘し、この問題を議論する場を設けることを支持した。インドは、カンクンで挙げられる成果、さらに「高度な脅威にさらされている」京都議定書の将来に焦点を当てることを希望し、AWG-KP での進展は AWG-LCA に大きく遅れていると述べた。また同代表は、中身さえ決定されれば、形式は「ついてくる」ものだと述べた。

中国は、法的問題を議論することの重要性を認め、議定書附属書 B の改定が議定書での交渉トラックの法的拘束力のある 成果を構成するとし、条約の実施を強化する法的拘束力のある 成果であれば、中国はこれを受け入れると述べた。中国は、サウジアラビアの支持を受け、締約国の作業量は相当なものになると強調し、2 つの AWG での交渉およびカンクンでの「建設的かつバランスのとれた」成果に焦点を当てるよう求め

た。サウジアラビアは、一部の締約国が「いかなる状況下」でも新しい約束期間を受け入れないと表明していることから、「京都議定書の継続性が脅かされている」と強調した。

南アフリカは、法的形式に関する不確実性を交渉の「主要な障壁」であると指摘し、この問題に関する決定が「多くの問題の障壁をなくすことになる」と述べた。同代表は、「現実的なアプローチ」を求め、COP、COP/MOP、2つのAWGでの作業は、相互に補足しあい、支持しあうものにすべきだと指摘した。南アフリカは、同一の法的地位を持つ成果を挙げるには、条約および議定書の下での作業を「バランスのとれた包括的な」形で進める必要があると指摘した。

オーストラリアは、法的拘束力のある成果に対する各締約国の関心を歓迎し、そのような議論を進める上での同国の努力を指摘し、全ての関係する提案をまとめる「確固とした議論」を支持した。ノルウェーは、法的拘束力のある成果に対する「強力な支持」を表明し、これについて議論するだけの十分な時間を求め、グレナダの提案を支持した。

COP議長のエスピノサは、提案されている議定書は既にAWG-KPおよびAWG-LCAで議論されている問題に関係すると指摘し、「手が届きそうなところにある」決定書の包括的なパッケージに向け、カンクン会議で努力することが重要だと強調した。同議長は、AOSISの立場でのグレナダの提案、コスタリカの提案、ツバルの提案がそのよう案議論の場を必要としているものだとし、これらに焦点を当てるコンタクトグループを結成し、Michael Zammit Cutajar (マルタ)をその議長とするよう提案し、締約国もこれに同意した。COP議長のエスピノサは、当該代表が議定書はCOP 16で達成できるものではなく、将来達成されるものだと「明確に表明した」と指摘し、法的形式に関する議論で2つのAWGでの交渉を遅らせてはならないと強調した。COP議長のエスピノサは、進展状況を確認する土曜日のプレナリーでZammit Cutajar議長が最新の状況を提示すると述べた。

YOUNGOsは、コペンハーゲンではこの議題項目で暗礁に乗り上げたことを想起した。同代表は、COP 15以来、多くの作業が行われており、新しい議定書の提案もグレナダがその後に提出したものと認識した。同代表は、締約国に対し、信頼を再構築し、リーダーシップを発揮し、気候問題に関する責任が最も少なく、しかも最も影響を受けやすい諸国を守る法的拘束力のある枠組みの採用を求めた。気候行動ネットワークは、今日、締約国には法的拘束力のある成果に向け「相当な貢献」をするだけのプロセスを確立する機会があると強調した。CIMATE JUSTICE NOWは、締約国に対し、歴史的責任を踏まえ、2つの交渉トラックでの正当な成果に向け努力するよう求め、先進国に対し、市場などの補助的措置を利用することなく排出量を40%削減するよう求めた。先住民組織は、気候の影響に直面する先住民の「悲惨で緊急性のある」状況を強調した。

COP/MOP

クリーン開発メカニズム(CDM) : CDM 理事会議長のClifford Mahlungは、2010年の同理事会の作業に関して報告し(FCCC/KP/CMP/2010/10)、次のような成果に焦点を当てた：登録、発行、レビューに関する新しい手順の作成と採択、これには各段階での時間制限を含める；登録されたプロジェクト活動が9件以下の諸国を支援する融資スキームの策定；理事会の決定に対する不服申し立て手続きの策定。

EUは、理事会は次のことを行うべきと示唆した：プロジェクトサイクルの主要段階において理事会が費やした時間を公表する；可能な場合は初期設定数値を用いるというトップダウンでの手法論開発を優先する；標準化されたベースラインおよび追加性ベンチマークの利用を可能にする。オーストラリアはアンブレ

ラグループの立場で発言し、理事会に対し、融資スキームの運用開始などで、CDM が少ない諸国の CDM 参加を推進するよう推奨した。同代表は、不服申し立て手順に関し、まだ努力が必要な面があると強調し、今回の会合でこれに関する決定を採択するのは時期尚早であるとし、この目的の作業計画作成を提案した。

グレナダは AOSIS の立場で発言し、融資スキームの早急な運用開始を支持し、理事会に対し、CDM の効率を上げ、参加を促進する努力を続けるよう奨めた。インド、ザンビア、その他は、COP/MOP に対し、京都議定書の下での第 2 約束期間を設置して、CDM の継続性に関し CDM 市場にシグナルを送るよう求めた。数カ国は、CDM に CCS を含めることの検討を支持した。

世界銀行は、同銀行の CDM に関する活動は中所得諸国を中心としていたが、低所得諸国での活動も増加していると指摘し、現在では CDM ポートフォリオの 20% がアフリカでのものだと指摘した。同代表は、CDM に対する信頼が損なわれてきていることへの懸念を表明し、次のことを提案した：規則やガイドラインを予測可能なものにし、規制上の信頼性を強化する；取引コスト削減のため、CDM での手順を合理化し、これにかかる時間を削減する；発明を奨励し、CDM の対象範囲を延長して規模を拡大する；CDM の農業部門および林業部門などへの拡大を進め、最貧国が CDM の恩恵を受けられる新しい機会を提供する；CDM のガバナンス構造を強化し、透明性を高める。

国際排出量取引協会 (IETA) はビジネス NGOs の立場で発言し、ベースラインおよび追加性の決定に標準化手法の採用を進めるよう求めた。The Global Forest Coalition (世界森林連合) は環境 NGOs の立場で発言し、全てのベースラインおよび追加性ツールをモニタリングするよう求め、全ての排出源における排出量の削減、気候および生態系に関する債務支払い、十分な適応資金の供与が必要であると強調した。ICLEI-Local Governments for Sustainability は地方政府当局の立場で発言し、地方政府が CDM プロジェクトの実施に対する支援を強化できるような枠組みの設置を求めた。Women in Europe for a Common Future は性差別問題 NGOs の立場で発言し、CDM に原子力発電活動を取り入れることに反対し、これは再生可能エネルギー資源など安全なエネルギー資源の開発の障壁となると強調した。

Eduardo Calvo Buendía (ペルー) と Kunihiko Shimada (日本) がこのコンタクトグループの共同議長を務める。COP/MOP 議長の Espinosa は、CDM の下での CCS に関する非公式協議開催を提案し、同議長がこの協議の進行役を指名すると述べた。

共同実施：共同実施監督委員会(JISC)議長の Benoît Leguet は、JISC の年次報告書(FCCC/KP/CMP/2010/9)を提出し、既存プロジェクトでの変化に関する計算規則および具体性を検討する基準の採択などの成果を強調した。同議長は、共同実施の運用を継続するメカニズムでは、本質的な変更や資金援助増額が必要だと指摘した。

EU は、共同実施の継続を支持し、2013 年以降での共同実施運用に関する変更および更なる改善について議論する意思があると表明した。ウクライナは、最終決定を行う前にさらなる努力が必要だと強調した。

Washington Zhakata (ジンバブエ) と Helmut Hojesky (オーストリア) がコンタクトグループの共同議長を務める。

遵守：遵守委員会報告書：遵守委員会共同議長の Kunihiko Shimada は、同委員会の報告書(FCCC/KP/CMP/2010/6)を提出し、同委員会では多様な問題について審議したと説明した、この中には次の問題が含まれる：ブルガリアに関する遵守問題、この結果ブルガリアの柔軟性メカニズム参加が保留された；

クロアチア関係の問題、クロアチアが非遵守対応計画の提出期限が過ぎても提出していないことに焦点が当てられた；附属書 I 締約国がそれぞれの報告要請の遵守を怠った場合にどうすべきか、モナコの第 5 回国別報告書未提出に焦点が当てられた。

Pornchai Danvivathana (タイ) と Richard Tarasofsky (カナダ) がコンタクトグループの共同議長を務める。

遵守委員会執行部の決定に対するクロアチアの上訴：事務局は、クロアチアが割当量および約束期間の保留分に関する遵守委員会執行部の決定に対し、上訴している問題を提起した。(FCCC/KP/CMP/2010/2)

クロアチアはこの問題を審議するコンタクトグループの設置を求めた。同代表は、遵守委員会の執行部がこの問題に関する全ての問題を扱える資格がないと指摘し、COP/MOP にこの問題を委ねるとの提案を行ったことが、上訴を提出した主な理由であると説明した。

Pornchai Danvivathana (タイ) と Richard Tarasofsky (カナダ) がコンタクトグループの共同議長を務める。

適応基金：適応基金 理事会報告書：適応基金 理事会議長の Farrukh Khan は、同理事会の報告書 (FCCC/KP/CMP/2010/7) を提出した。同議長は、同基金は現在完全に運用可能となっていると指摘し、直接のアクセスを可能にすることが主な課題であったとし、セネガル、ジャマイカ、ウルグアイにおいて、国家実施組織(NIEs)が認証されたことに焦点を当てた。同議長は、14 件のプロジェクトコンセプトについて審議を行い、2 件については資金供与が承認されたと述べた。法的能力に関し、同議長は、ドイツ議会が同理事会に法的立場を与える法律を承認したが、最終段階が終了したわけではないと指摘した。

ドイツは、今年末までに法的立場が与えられることになり、同理事会は、直接のアクセスが可能となると報告し、カンクンにおいて、ドイツと同理事会の間で覚書が締結されると述べた。

多数の国が、これまでの進展に満足の意を表する一方、先進国による自主的な資金供与により同基金の強化を図る必要があると指摘した。ジャマイカ、シエラレオネ、その他は、予想される NIEs の能力向上を助けるため、地域教習ワークショップ開催を提案した。ナイジェリアは、国連環境計画および国連開発計画が NIEs 設置支援のため、共同で努力したことを歓迎した。グレナダは AOSIS の立場で発言し、モーリシャスと共に、LDCs のキャパシティビルディングの必要性を強調した。

コンタクトグループの共同議長は、Ruleta Camacho (アンティグア・バーブーダ) と Jukka Uosukainen (フィンランド) が務める。

適応基金のレビュー：この項目(FCCC/SBI/2010/10 and MISC.2)に関し、EU は、適応基金のレビューを可能にする委託条件の完成を待望していると述べた。The Assembly of First Nations は気候変動に関する先住民フォーラムに代わり発言し、先住民本位の適応基金メカニズムと共に、十分な資金を得た効果的な適応のためのセーフティーネットを求めた。

コンタクトグループの共同議長は、Ruleta Camacho (アンティグア・バーブーダ) と Jukka Uosukainen (フィンランド) が務める。

京都議定書附属書 B の改定に関するカザフスタンの提案：事務局は、本議題項目 (FCCC/KP/CMP/2010/4) を提起した、本項目は、京都議定書の附属書 B を改定し、カザフスタンを含めるようにするとのカザフスタンの提案に係る。カザフスタンは、低炭素経済への移行に向けた同国の努力、さらには国内のキャップアンドトレードメカニズム法的枠組みを整備するなどの努力を強調した。ロシアはカザフスタンの提案を支持したが、セイシェルは AOSIS の立場で発言し、これに反対した。

Mark Berman (カナダ) が非公式協議の進行役を務める。

議定書改定に関する締約国の提案：この問題 (FCCC/KP/CMP/2010/3, FCCC/KP/CMP/2009/2-13) に関し、事務局は、京都議定書の改定に関する提案については、議定書 20 条と 21 条 (議定書ならびにその附属書の改定) に関するものが 2009 年に提案されたが、COP/MOP 5 ではその審議が終了していないと説明した。同代表は、2010 年にグレナダから新しい提案を受理したとし、この提案については議定書の規定に則り、各締約国に通知してあると説明した。

グレナダは AOSIS の立場で発言し、京都議定書の下での第 2 約束期間に関し、「間に合うように行き詰まりを打開する」ことを求め、これには、野心的な排出削減目標も含まれると述べた。同代表は、ツバル、セントルシア、その他の支持を受け、この議題項目はオープンのままとし、AWG-KP 議長の見解に基づき、再審議できるようにすることを提案した。ツバルは、免責や特権に関する改定案での作業に指針を与えるため、SBI 議長が COP/MOP に報告することも有用だろうと述べた。

気候行動ネットワークインターナショナルは、余剰 AAUs の繰越により第 2 約束期間での排出削減目標が削られることがあってはならないと強調した。

締約国は、締約国提出の議定書改定案は AWG-KP 議長報告書に基づきさらに審議を重ねるため、この議題項目をオープンにしておくことで合意した。

非公式グループ

LULUCF (AWG-KP)：非公式協議において、締約国は、議長文書(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4)に基づく作業を続けた。締約国は、特に伐採木材製品 (HWP)、参照レベル、不可抗力に関する締約国提案文書について議論した。締約国数カ国は、新しい提案はこの会議での LULUCF に関する合意を遅らせる可能性がある」と指摘した。一部の国は、森林管理にキャップをかけるとの提案の表現は問題だと指摘した。

一部の締約国は、HWP ならびに不可抗力に関する 2 つの「非公式な非公式」グループでの議論を提示した。締約国は、HWP の算定に関する次の 3 つのオプションについて議論した：即時酸化；単一の腐敗速度の適用；詳細な製品別腐敗速度。不可抗力に関し、締約国は、人為的な攪乱と非人為的な攪乱との明確化の議論、ならびに、攪乱の原因と影響のつながりを明確にする必要性を指摘した。また締約国は、湿地に関する算定を明確化する必要性についても検討した。

手法論問題バスケット(AWG-KP)：手法論問題バスケットに関するスピノフグループの非公式協議で、締約国は、主要な政治問題と関係する議論と、技術的、実用的特性を持つ議論とを分ける必要性について審議した。排出源の理解が進んでいない中で新しい GHGs を加えることに関し、締約国は、これらのガスにはその帰属に関する課題があることから、報告は行うが、算定には加えないとするオプションについて議論した。一部の締約国は、これらの問題に関し、さらなる技術的な議論が必要だと強調した。締約国は、新しいガスを加えることに関し、COP/MOP 決定書と議定書の改定の両方が必要かどうか議論した。また締約国は、共通の尺度のオプションについて議論し、短寿命ガス、特にメタンについては、地球温暖化ポテンシャルを使うとのオプションに焦点を当てた。締約国は、附属書 A に記載するセクターならびに排出源分類に関する D 項を削除することで合意した。非公式協議が続けられる。

適応 (AWG-LCA) : 適応に関する AWG-LCA 草案作成グループの午前中の会議で、締約国は、作業構成について議論した。締約国は制度アレンジおよび損失と損害に関するオプションを絞り込むため非公式に会合することで合意し、これらの会議では、天津での進展に基づき議論することとした。

資金、技術、キャパシティビルディング(AWG-LCA) : 資金、技術、キャパシティビルディングに関する AWG-LCA 草案作成グループの会議で、締約国は今後の進め方について協議した。資金に関し、提案されている作業計画には次のものが伴われる：長期的な資金源と資金規模の考察；早期開始 (fast-start) 資金供与；新しい基金に関する一連の問題、これにはガバナンス、制度アレンジ、設計プロセスを含める。

技術に関しては、天津の残りから議論を開始し、次の保留事項について検討することが提案された：技術メカニズムと資金とのリンク；結び付き；技術執行委員会(TEC)と気候技術センターおよびネットワーク(CTCN)との関係；COPからのガイダンスとTECおよびCTCN策定過程；知的財産権。締約国は、特定の問題に関する非公式協議を行うことで合意した。キャパシティビルディングについては、カンクンでの作業の進め方に関し、二国間協議が開催される。

緩和(AWG-LCA) : 緩和に関する AWG-LCA 草案作成グループの夕方の会合で、締約国は、バリ行動計画サブパラグラフ 1(b)(i) (先進国による緩和) およびバリ行動計画サブパラグラフ 1(b)(ii) (途上国による緩和) に関する成果文書に含まれる可能性がある要素を示した新しい覚書について議論した。締約国は、先進国の約束、行動、支援に関するモニタリング、報告、検証 (MRV)、ならびに途上国による国家適切緩和行動 (NAMAs) の MRV および関係する援助に焦点をあてた。

締約国は、報告およびレビュー、MRV と資金援助との関係、特に途上国の NAMAs に対する資金援助との関係、そして登録簿に関し、京都議定書の規則適用を議論した。締約国数カ国は、登録簿は既に行われている行動のリストよりも支援を求めている行動を伝える手段であるべきだと強調した。

締約国数カ国は、国別報告書に関係するガイドラインの改定につながるいくつかのプロセスについて懸念を指摘し、「プロセスの繰り返しになる」ようなら、既存のプロセスに持ち込まれるのかどうか、それとも新しいものになるのかと質問した。

潜在的影響結果(AWG-KP) : 潜在的影響結果に関する AWG-KP スピンオフグループが午後開催した非公式会合で、締約国は、決定書草案で残されていた 2つのオプション、対応措置の潜在的影響結果については国別報告書を含めた既存のチャンネルを利用するのか、それとも常設フォーラムを設置するのかについて議論した。この問題に関する意見の違いが残ったため、この問題は附属書 I の更なる約束に関する AWG-KP コンタクトグループでの議論に戻された。

廊下にて

水曜日午後の COP および COP/MOP プレナリーの後、ある参加者はムーンパレスでの交渉について、「面白くなりつつある」と述べた。

プレナリーでは、専ら、条約の下で提案されている新しい議定書、および京都議定書に関する多様な提案の審議が行われ、参加者は多大な関心を示した。バリでの COP 13 以降、AWG-LCA の成果の法的形式の不確実性が交渉に影を落とす中、そして京都議定書の将来が「不安定な状態」になる中で、これは「驚くにはあたらない」ことであった。昨年、コペンハーゲンの COP において新議定書の提案に関する「辛辣な」議論



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

を目撃した多くのものにとり、今回の会合は真の驚きであった。締約国は、議論や異議を唱えることなしに、法的成果に関するコンタクトグループ設置という AOSIS の提案に同意した。また一部のものは、「G-77/+中国の主要国」の立場が AWG-LCA での法的拘束力のある 成果への支持をオープンにする立場に変化していると見た。「これは正しい方向へ向かう確実な前向きの一歩だ、しかしこの法的拘束力のある成果が何を意味するかでは意見が異なる可能性がある」と、会議を終えたベテランの交渉担当者は分析した。「本当に驚いた！ 今おきたことには」とあるオブザーバーは感嘆した。他方、ある参加者は、「コペンハーゲンのトラウマがまだ続いている」とし、透明性について懸念を表明し、非公開で多くの議論が行われているのではないかと憶測した。知る立場にあるものは、メキシコが招集する「グリーンルーム」での議論が定期的開催され、そこで議論されている主要問題の一つが緩和であると確認した。締約国の懸念の一部は、夕方、緩和に関する AWG-LCA の会議で具体的に出てきた、この会議である参加者は「緩和に関する根幹の問題が、全ての締約国が参加するわけではない協議の場で話し合われるなら、それはこのプロセスを損ねることだ」と警告した。しかし、他のものは、協議プロセスに力を得たとし、「誰かが、両方の交渉トラックに共通する広範な緩和問題に焦点を当てる必要がある。 COP 議長は、補足協議は両 AWG の作業を助けるものだと再確認している」と述べた。作成中の文書あるいは発表予定といわれる文書についての噂も流れた。「COP 議長が数日中に具体的なアイデアを出してくる可能性があるというものがいた。どのようなものになるかを見るのが楽しみだ」と、あるベテラン参加者は述べた。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Matthew Sommerville. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Cancun Climate Change Conference can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500
Fax:+81-3-3663-2301

Vol.12 No. 491

2010年12月3日(金)

カンクン会議ハイライト 2010年12月2日 木曜日

木曜日中、COP/MOP、SBI、SBSTA、AWG-LCA、AWG-KPでは、コンタクトグループ会合および非公式協議が多数開催された。

コンタクトグループおよび非公式協議

適応基金 (COP/MOP) : 午前中、COP/MOP コンタクトグループで、締約国は適応基金理事会(AFB)報告書に関する決定書草案について審議した。

世界銀行提供サービスの契約条件改定に関し、フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、COP/MOP 7において基金のレビューを行うというスケジュールに懸念を表明し、さらに暫定的受託者としての世界銀行の権限をCOP/MOP 9まで延長するとのAFBの提案にも懸念を表明した。同代表は、これは基金のレビューに予断を加える可能性があるとして述べた。

AFB 議長の Khan は、2011年のレビューの後、世界銀行の業務を終わらせるとの決定がなされても、新しい受託者の選択には一定の時間がかかると説明した。同議長は、継続性の観点からすると、基金の運用を推進するには、世界銀行の権限を2014年3月まで延長する必要があると指摘した。また同議長は、延長提案が基金のレビューに影響を与えることはないとして指摘した。

G-77/中国は、世界銀行の実績レビューについて質問し、レビューを行った各組織から情報の提供を求められるのかどうかについても質問した。世界銀行は、内部監査報告書を配布できると応じた。

バハマはAOSISの立場で発言し、直接アクセスする能力を向上させるためワークショップ開催を提案し、これに対しAFB 議長の Khan は、基金のマandatはキャパシティビルディングよりも国内の適応プロジェクトに資金を提供することであると説明した。他方、同議長は、キャパシティビルディングを推進することは可能であり、資金の認証およびアクセスに関するツールキットが開発されていると指摘した。

政府間会合のアレンジ(SBI) : コンタクトグループ会合で締約国は、オブザーバー組織の参加推進に関する決定書草案をパラグラフごとに検討した。議論の中心となった問題には次のものが含まれた：NGOのメンバーの分類；UNFCCCプロセスへの各国議会および立法府の参加；諮問パネルの創設およびパネルの手法、目的、機能に関する問題。改定文書が作成された。

附属書 I 国別報告書(SBI) : 午前中のコンタクトグループで、参加者は次の文書に関し議論した：SBI 結論書草案の提案；COP 決定書草案；附属書 I 国別報告書に関するCOP/MOP 決定書草案。

1990-2007年および1990-2008年における附属書 I 締約国の温室効果ガス(GHG)インベントリデータの報告書に関し、参加者は2つのオプションで議論した：両方の報告書に留意する；報告書に留意するとともに、1990-2008年の附属書 I 締約国全体のGHG排出量にも留意する。中国は、第2のオプションを支持し、ブラジルと共に、多少の改定案を提案した。米国も第2のオプションを支持したが、文章は現状のままとすべきだと強調した。ボリビアは、SBIは報告書に留意するだけでなく、附属書 I 締約国のGHG排出量増加にも注目すべきだと述べた。

第6回国別報告書に関し、参加者は第6回国別報告書の提出期限を2014年1月1日までとするとの提案について議論し、多数の締約国がこれを支持した。ボリビアは、2012年までの提出を提案した。ブラジルは、報告書の期限内の提出を求める文章を支持した。ブラジルと中国は、第7回国別報告書は2014年から「遅くとも4年以内」に提出すべきとするよう提案し、米国もこれに同意した。

附属書I締約国の報告頻度に関し、ボリビアは2年ごとの提出を提案した。ブラジルは、この議題項目はSBI 34でさらに議論すべきだと述べた。これらの問題に関する議論は今後も続けられ、改定文書が作成されることになる。

緩和（緩和行動の費用効果を高め、推進するための多様な手法）（AWG-LCA）：午前中のAWG-LCA草案作成グループの会議では、天津から送られてきた新しい文書に基づき議論を進めるかどうか議論の中心となった。多数の先進締約国が、新しい文書の利用を支持したが、多数の途上国は天津での文書の利用を希望した。締約国は、天津文書をスリム化する権限を進行役に委ねることで合意した、ただし文書にどの要素を含めるべきかに関する議論を踏まえること、政治的決定のため閣僚レベルの会議に送る前に、このグループに再度文書を戻すとの理解を条件とした。

締約国数カ国は、この文書に含まれるべき基本要素を強調した、特に次の点を強調した：新しい市場メカニズムおよび非市場メカニズムその他の手法に関する作業計画または作業プログラムを作成するマנדート；市場メカニズムの議論は京都議定書の第2約束期間が批准される前に開始してはならないこと；締約国は緩和約束達成のため市場メカニズムを使用することができるとの認識；メカニズムへの自主参加；環境上の十全性の保護。

第III章（柔軟性メカニズム）（AWG-KP）：午前中、柔軟性メカニズムに関するAWG-KPスピノフグループ会合で、締約国は、議長提案の決定書草案の文章を問題ごと議論することで合意した。

CDMの下での炭素回収貯留（CCS）に関し、多数の締約国が、文章中のオプションは「白黒がはっきりしすぎる」と懸念を表明し、恒久性などの特定の問題が解決されることを条件に、第2約束期間およびその後の約束期間ではCCSをCDMに適格なものと認めるとする第3のオプションを提案した。締約国は、この問題はCDMの下でのCCSに関するSBSTAの議題項目で行われている作業ともリンクすると指摘した。多数の締約国が、この問題を解決するための作業プログラム設置を支持したが、どの組織で議論すべきかでも議論した。締約国は、議長が進行役を務める非公式協議でCDMの下でのCCSに関する議論を続けることで合意した。

また締約国は、次の問題など多様な問題で進展が可能かどうか議論した：CDMの下での原子力発電；標準化ベースラインの利用；共通便益；特定のホスト国におけるプロジェクト活動からの認証排出削減量（CERs）の利用；割引係数；収入の一部徴収；排出量取引；補足性。

締約国は、ポスト2012年の京都メカニズムの継続性に関し、パプアニューギニアがCOP/MOPプレナリーで提案した決定書案についても議論した。決定書草案の議論が続けられる。

CDMの下での標準化ベースライン（SBSTA）：午後、CDMの下での標準化ベースラインに関する非公式協議で、締約国は文書に関し合意することができなかった。共同進行役が締約国と協議し、新しい文書を作成し、土曜日の非公式協議での審議にかける。

CDM(COP/MOP) : 共同議長の Calvo Buendía は、共同議長が COP/MOP プレナリーでの締約国の意見表明および CDM 理事会報告書に基づき作成した問題点リストを提出した。同共同議長は、締約国に対し、このリストを検討し、必要な場合は追加項目を提案するよう求めた。

締約国は、検討すべき追加項目を提案した、この中には次のものが含まれた：枯渇森林； CDM プロジェクトの少ない国の優先度； CDM の下での特定技術を保持する資金および制度メカニズム； 新しい手法論およびガイドラインの扱い方； 指定国家当局の役割強化および指定運用機関の実績； CERs 発生のタイミング； CDM の下での全市対象プログラムを含める； 追加性評価のための他の手法。サウジアラビアは、ヨルダンの支持を受け、CDM の下に CCS を含めるかどうかの検討もこのリストに加えるべきだと述べた。共同議長の Buendía は、この問題に関し非公式協議が行われていると指摘し、この問題に葉をはさみ、非公式協議の結果を待つよう提案した。

その後、締約国は、リストの第 1 項、CDM 継続を約束するシグナルを送ることに関する議論を開始した。共同議長の Buendía は、CDM の継続については、全体的な支持があると指摘し、この言及に異論があるかどうかを問うた。ブラジルは、中国の支持を受け、CDM は京都議定書が継続されない限り継続できないと強調し、CDM 継続のシグナルを出すには、京都議定書第 2 約束期間の設置が求められると述べた。共同議長の Buendía は、京都議定書継続の問題はこのコンタクトグループのマンドートを超えるものであると指摘し、このグループのマンドートは CDM のガバナンスに関し CDM 理事会に与える指針を検討することだと指摘した。

パプアニューギニアは、同国が提案している京都議定書継続支持の COP/MOP 決定書に注目するよう求めた。日本、サウジアラビア、その他も、このコンタクトグループにおいて京都議定書継続問題を議論することに反対した。共同議長の Buendía は、CDM の継続に反対した締約国はなかったと指摘し、このパラグラフを削除し、CDM の継続約束を暗示することを提案した。パプアニューギニアは、この言及の削除に反対したが、当面は括弧書きにできると述べた。ボリビアはこの問題に戻る権利を保留した。

その後、締約国は、CDM の活動計画の改善および関係する規定について議論した。グレナダは、活動プログラムの改善を支持し、議論すべき問題が保留されていると強調し、これには、各同プログラムに極小規模の基準を適用する方法、特にこれらの基準をプログラム全体に適用するのか、それとも CDM プログラム活動ごとに適用するのかといった問題を含める。

共同議長は、このリストおよび締約国の提案や議論に基づき、次回のコンタクトグループ会議に先立ち文書草案を作成すると述べた。

共同実施 (COP/MOP) : 木曜日午後のコンタクトグループ第 1 回会合で、共同議長の Hojesky は、このグループで議論すべき 6 つの問題について説明した：資金の状況；ポスト 2012 年での共同実施(JI)の継続施；議定書の附属書 B 締約国に加わる過程にある諸国の参加；JI の将来および 2 つの JI トラック合流の可能性；JI ガイドラインのレビューと改定；JI 監督委員会(JISC)への追加ガイダンス。

共同議長の Hojesky は、その後、6 つの問題の各項に関するプレゼンテーションを行い、JISC の資金状況が予見不可能であると強調し、トラック 1 プロジェクトの登録料を可能な資金オプションと指摘した。また同共同議長は、京都議定書には最終日は規定されていないが、ポスト 2012 年には不確実性があると説明した。共同議長の Hojesky は、第 1 約束期間と第 2 約束期間でのギャップの可能性に関する提案について説明し、

この提案によると、空白期間には第 1 約束期間の割当量単位(AAUs)を用い、既存の JI プロジェクトで発生する排出削減量を排出削減単位 (ERUs) に転換できると述べた。

登録料の提案に関し、EU は、JISC の資金面の持続可能性を確保する方法について議論する意思があるとし、JISC のニーズに関しては透明性が必要だと強調した。ウクライナは、提案されている登録料レベルについて協議する必要があると指摘した。日本は、他の方法に焦点を当てることを希望し、提案されている登録料は JI の活動に水を差す可能性があるとして述べた。

ポスト 2012 年の JI に関し、ウクライナは、可能性ある空白期間中のクレジット発行という提案については、さらなる説明が必要だと指摘した。EU は、議定書の環境十全性を確保する必要があると指摘し、より広範な形でこの問題を検討する必要があると指摘した。共同実施工動グループは、ギャップ期間での JI の継続を支持し、それにより次のことが起きると述べた； 必要な長期的展望をする第 1 歩になる； 目標が弱体化しない、または将来の約束期間からの借入れが関わる； マラケシュアコードを変更する必要がない。

その後、締約国は、議定書の附属書 B 締約国になる過程にある国、たとえばベラルーシなどでのプロジェクトからもクレジットを発行できるかどうか議論した。ベラルーシは、同国はトラック 2 の手順を用いて数件の JI プロジェクトを実施する用意があると強調し、附属書 B の立場を得るのを待つだけだと指摘した。EU は、この問題に関する決定書を今議論することはできないと述べた。

また締約国は、新しい JI 運用モデルに関する 2 つのオプションについても議論した、これらのオプションは、一つには新しい単一の JI トラックを設立するものであり、もうひとつは、2 つの異なるトラックを保持し、強化するというものである。EU は、1 つのオプションのみを選択する必要があるのかと問うた。事務局は、この議論は、一つのオプションの選択ではなく、今後の議論に向け問題に印をつけておくことだと説明した。EU は、JI 運用モデルに関する議論はどれも、ポスト 2012 年の気候変動枠組みの設計に予断を与えるものであってはならないと強調した。

JI ガイドラインのレビューに関し、EU は、そのようなレビューを支持したが、この点での行動がポスト 2012 年での AAUs に関する決定を先取ることがあってはならないと強調した。共同議長は、決定書草案を作成し、次回の会合に提出して締約国の審議にかける。

遵守 (COP/MOP) : COP/MOP コンタクトグループの第 1 回会合で、共同議長の Danvivathana は、同グループのマンデートが 2 つの議題項目にわたっていると説明した： 遵守委員会の年次報告書； 同委員会執行部の決定に対するクロアチアの上訴である。

同委員会の年次報告書および同委員会メンバーの法的立場に関する COP/MOP への要請に関し、オーストラリア、カナダ、EU は、特権と免責の問題は、SBI で議論するのが最善であるとし、この点を COP/MOP 決定書に持ち込むよう提案した。

執行部の決定に対するクロアチアの上訴がもたらす全般的な問題に関し、共同議長の Tarasofsky は、これは遵守委員会の決定に対する締約国から COP/MOP への上訴として最初のものであると指摘した。同共同議長は、このため、そのような上訴をどう取り上げるべきか、原則論の議論が必要であると指摘し、これには、適正な手続きと解決策に関する締約国の見解も含まれると述べた。

クロアチアの上訴の内容に関し、クロアチアは、遵守委員会がこの問題を COP/MOP に提起したのでであると説明し、これは執行部のマンデートでは全ての側面をカバーしていないためであると述べた。同代表は、



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

決定書 7/CP.12 (クロアチアの基準年の排出量レベル) がクロアチアの京都目標全てに適用されるというのが同国の理解であると強調した。同代表は、執行部の考えは異なるが、執行部自体、そのマンデートにより制約を受けていると指摘した。クロアチアは、執行部を通してではなく COP/MOP の決定でこの問題の審議を行うことを希望し、決定書 7/CP.12 はクロアチアの京都目標に全面的に適用されると指摘した。

EU は、クロアチアの上訴する権利を認め、手続き上の問題を明確にする必要があると指摘し、それにより将来の上訴の場合にも同じ方法が用いられると述べた。しかし、EU は、COP/MOP の決定は、クロアチアが上訴を起こした根拠に限定されるべきだと強調した。同代表は、当該コンタクトグループの場合、適正な手続きを根拠にクロアチアの事例を議論できるとし、COP/MOP が根拠となる決定書を覆す決定を行うなら、再度執行部の判断を求めることができると明言した。クロアチアは、そのような制約のある手法こそ、クロアチアが困難な状況に陥った理由であると強調し、この事例を執行部に差し戻すことは、公平かつ正当な結果に結び付かないと強調した。

共同議長の Tarasofsky は、上訴に関するもの、そしてより広範なクロアチアの状況に関係するものという 2 つの COP/MOP 決定書を採択する可能性があるとして指摘した。EU は、クロアチアの上訴を議論するコンタクトグループの「極めて特別なマンデート」を強調したが、カナダは、COP/MOP は包括的な手法をとることができる一方で、基準年の排出量レベルも議論できると述べた。オーストラリアは、上訴は既存の規則に従うべきだが、より広範な問題を議論することも可能だと指摘した。

ザンビアは、この決定書は上訴の扱い方の前例を示すことになることを強調し、今後の進め方に関し、法律面のガイダンスを求めるよう提案した。共同議長の Tarasofsky は、各国の意見には「明確な違い」があると指摘し、共同議長は法律問題に関し事務局と協議すると述べた。非公式協議が続けられる。

共有ビジョン (AWG-LCA) : 夕方、長期的協力行動のための共有ビジョンに関する AWG-LCA 非公式協議で、締約国は、交渉を天津の交渉文書(FCCC/AWGLCA/2010/14)に基づくものとするか、それとも議長文書(FCCC/AWGLCA/2010/CRP.1)に基づくものにするか検討した。意見の違いが残された。

締約国は、3 つの文書案を提出、提案の集約できる箇所、意見が異なる箇所の明確化を開始した。一部の締約国は、文章が法的拘束力のある合意に入るかどうかを知らずにその要素に関する決定を行うのが難しい課題であると強調した。多数の締約国は、排出量削減の長期的な世界目標およびレビューを含めることの重要性を強調した。一部のものは、ピークアウトの年度も検討するよう求めた。多数の締約国が、簡略な文章とする必要があると強調した。一部の締約国は、「歴史責任」および「大気のスペース」への言及に反対し。また締約国は、文章の中に、何を達成するか、どう達成するかをどの程度含めるべきか議論した。

第 1 章 (数値) (AWG-KP) : 午後、第 1 章 (数値) に関する AWG-KP の非公式協議で、締約国は、基準年および参照年に関するノンペーパーで、約束を表現するには単独の年度が必要であるが、各締約国は、国内向けに異なる参照年を用いて約束を表現するオプションが認められるとする文書について審議した。

約束期間の長さに関し、締約国は、5 年の約束期間と 8 年の約束期間について議論し、次の点に関するそれぞれの正当な理由を説明した：約束期間の長さ、科学 (の進歩) に対応する必要性の関係；市場にとっての確実性；AWG-LCA との首尾一貫性；国内法との関係。

余剰 AAUs の繰越に関し、締約国は、3つのオプションについて検討した：条項を変更することなく残す；繰越を排除する；第2約束期間の不足分については、キャップまたは繰越の国内利用による限定的な繰越しを認める。一部の締約国は、国内および地域の取引システムに関する提案がどう影響するかを質問した。

条約の下でのキャパシティビルディング(SBI)：締約国は、この日一日、非公式協議でキャパシティビルディング枠組みの第2回総合レビューについて検討を続けた。SBI 32 から送られてきた COP 決定書の草案をベースに議論した。締約国は、文書のパラグラフごとの検討を行った。非公式協議が議論される。

第II章 (LULUCF) (AWG-KP)：LULUCF に関する非公式協議で、締約国は、不可抗力、伐採木材製品、参照レベルに関し議論した。一部の締約国は、LULUCF が約束期間でギャップがおきる原因とならないよう、決定書（の採択）を求めた。締約国は参照レベルに関する新しい提案を聞いた。締約国は、文章案を提出し、金曜日午前中の会議に新しい文書を作成できるようにすることが求められた。

廊下にて

木曜日は曇りで風の強い天候であった。まるでこの日一日、ムーンパレスでの多様な交渉グループ会議で、効率よく作業しようと努力する参加者を応援しているようだった。一部の参加者はいつになくカジュアルな服装をしていたが、これはある資金グループでTシャツが配られたためである。Tシャツの中には、「私はCOPの権威の下にいる」とか、「COPの指導の下にいる」などと書かれたものがあった。あるベテランの専門家は、「進展していると思う。資金が最も困難なハードルにならないという点で、多少は楽観的だ」と指摘した。

炭素市場は、この日最も目立った議題であった、COP/MOP、AWG-KP、AWG-LCA、SBSTA の下のいくつかのグループがこれに関係する問題を取り上げていた。「市場は炭素や排出量の削減に価格を設定する重要な道具だが、民間部門は国際的な炭素取引の今後について、懸念を増大させている。コペンハーゲンは、必要とされた明確な答を出せなかったし、今や残された時間はあまりない」と、ある炭素市場専門家は説明した。交渉担当者は、2012年という期限が急速に近づいていることも認識しているようであった。木曜日に議論した議題には、CDMの継続というシグナルをどう発信するか、京都議定書の第1約束期間の後、「空白期間」が出てくる可能性が高まる中、JIでのクレジット発行の可能性が含まれた。CDMの下でのCCSや原子力発電、新しい市場メカニズムの創設、市場手法のメリットと望ましさの問題などで、おなじみのしかもかなり政治化された議論が続けられた。あるオブザーバーは、「市場は解決策ではない」と説明した。

「AWG-LCAがハイレベルセグメントでの決議として、市場メカニズムの問題を提起する計画だと聞いた。これには市場の利用に関する何の決定もしないというオプションが含まれるかどうかだ」と、ある参加者は、この問題の今後の見通しについてコメントした。

他方、カンクンメッセでのサイドイベントの出席人数が少ないのではとの懸念は、多くの場合、緩和されたようだ：「極めて大混雑の会場で話していた」とあるNGOのサイドイベント企画者は熱意を持って話していた。あるベテランのオブザーバーは、非公式な交渉が多数行われているから、オブザーバーには時間がたっぷりあるということで説明がつくと指摘した。

ムーンパレスでは、数人の参加者が、AWG-LCA 議長の Mukahanana-Sangarwe が開催した最初の4日間でのAWG-LCAの進捗状況を総括する会議でこの日を締めくくっていた。出席者は多くの進行役の報告を聞いて



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

た。「あまり進展があったようには思えない」とこの会議から出てきたある締約国代表はコメントした。「だが土曜日には新しい文書が発表されるようだ」とも続けた。

家路につくシャトルバスの列に並んでいたオブザーバーには、より全般的なだが重要な心配があった。「今日は、技術的な細かい問題や法律や手続き上の複雑さに焦点が集まった。だが、交渉担当者には、なぜ皆がここにいるのか、その本当の理由を忘れないでほしい。この8日間のうちに将来の低炭素社会に向けて確固とした効果的な決定書パッケージを出す必要がある。」

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Matthew Sommerville. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Cancun Climate Change Conference can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

Vol.12 No. 492

2010年12月4日(土)

カンクン会議ハイライト

2010年12月3日 金曜日

金曜日には、COP/MOP、SBI、SBSTA、AWG-LCA、および AWG-KP による多数のコンタクトグループ会合と非公式協議が開催された。

コンタクトグループ会合と非公式協議

条約 17 条(議定書)に基づく締約国の提案(COP)： Michael Zammit Cutajar 議長(マルタ)が最初のコンタクトグループ会合の開会を宣言した。Cutajar 議長はまず、COP15 の前にオーストラリア、コスタリカ、日本、米国、ツバルから条約 17 条(議定書)に基づく 5 つの提案が出され、2010 年にはグレナダから、AOSIS を代表して、6 番目の提案が出されたことを説明した。

グレナダは、法的形式を検討するプロセスを備えること、AWG-LCA に基づいて活動すること、および京都議定書の第 2 約束期間を設定することが重要であると強調した。また、AOSIS の提案は、バリ行動計画のすべての要素とその他の重要な要素をカバーし、AOSIS メンバー間の妥協案を示し、なおかつ他の多数の締約国の考えを反映したものであると述べた。

日本は、コンタクトグループの作業が締約国の活動と重複することを避けるべきであると述べ、日本が出した新たな議定書提案は、一つだけから成る法的拘束力のある文書であることを強調した。

オーストラリアは、2° C 目標を達成するには、京都議定書より広範な参加が必要であると述べた。そして、先進国と途上国を区別した上で、すべての主要経済大国が法的拘束力のある約束をする必要があると強調した。また、オーストラリアの提案にある国別スケジュールに注目を促し、各国の多様な事情と幅広い締約国の削減努力を考慮できるものであると述べた。さらに、AWG-LCA の中心的な役割を強調し、法的拘束力のある成果に向けた道筋をカンクンの COP でとりまとめる決定を行なうよう求めた。

ツバルとコスタリカは、その提案が京都議定書に取って代わる意図は持っていないと強調した。ツバルは、自国の提案が先進国と途上国による削減、適応、リスク管理とリスク低減、技術、様々な資金源からの資金調達、多様な設立組織に奉仕する人々に対する免責、などの規定を含むことを説明した。ツバルはまた、コンタクトグループが、法的拘束力のある成果を達成する方法を検討する手段になると強調した。

コスタリカは自国の提案が、締約国すべての考えを反映したものであり、すべての国が温室効果ガス(GHG)排出を削減でき、適応のために適切な支援が得られるようにする、世界規模のアプローチを含んだものであると強調した。また、COP 17 における法的拘束力のある文書の採択に向けた作業を命じるよう求めた。

米国は、2009 年に出された提案の中の多くの要素が、削減に関する規定を含めて、「依然として好ましいと考えている」と述べた。そして提案の背景として、コペンハーゲンにおける AWG-LCA の作業を反映した新たな議定書の採

択のために、締約国が法的な基盤を利用できるようにすることがあると説明した。また、この議題項目に基づく提案と AWG-LCA の作業の間には重複があると強調した。米国は、インドとともに、AWG-LCA を優先するよう強く求めた。

インドは、法的な「拘束は議定書だけによるものではない」と述べ、ベルリン・マンデート、マラケシュ合意、バリ行動計画もすべてこの種の決定であり、締約国はこれらが拘束力を持つものととらえていると説明した。インドは、この問題の検討はまだ十分に行なわれていないとした上で、京都議定書に向けた交渉の時には「実質が明確になって初めて形式がもたらされた」ことを思い起こすよう促した。

EU は、カンクンでは、AWG-LCA に基づく法的拘束力のある成果に向けて作業を進めることが目的であることを明確にするよう求めた。EU はさらに、このことは、会議の成果が決定という形ではなく議定書および改正という形を取るべきであることを意味すると述べた。また EU は改めて、包括的な世界的規模の成果を背景として京都議定書に基づく第 2 約束期間について約束することをいとわないと表明した。

中国は、AOSIS、コスタリカ、およびツバルの提案が AWG-LCA ですでに十分に考慮されていると述べ、実質を明確に理解せずにどのように法的な成果に取り組めるのだろうか、と疑問を呈した。

シンガポールといくつかの AOSIS メンバーは、AWG-LCA の成果が京都議定書を補完する世界規模の包括的な法的拘束力のある合意でなければならないと明言した。またいくつかの締約国が、法的な問題について建設的な対話を行なうためのルートが必要であると明言した。セントルシアは、法的拘束力のある成果に向けたプロセスの設定を決定するよう求め、議題項目をオープンにするよう希望し、COP 間の期間におけるプロセスについて COP 議長が検討するよう提案した。マーシャル諸島は、AWG-LCA の委任内容を拡張して、条約 17 条に基づく提案の要素も考慮に入れることを含めた詳細な提案を行なった。

南アフリカは、「誰もが知っているのにわざと避けている問題」として、AWG-LCA の成果の法的形式における明確さの不足を指摘し、コロンビアは、それがコペンハーゲンの成功を妨げた問題の一つであると指摘した。南アフリカは、AWG-KP と AWG-LCA の 2 つのトラックによる法的拘束力のある文書から成る成果を支持し、COP 全体会合により「さらに大きな計画」が最善のやり方で取り組まれるだろうと強調した。ノルウェーは、法的拘束力のある文書の必要性に関する幅広い合意について指摘し、重複を避けながらこの目的に向けた作業を実施すべきであると述べた。

ボリビアは、2 つの交渉トラックに基づく作業を終了させるべきであると強調し、新たな文書作成は時期尚早であり、実質を重視すべきであると提案した。フィリピンは、自国がはまだ「不可知論的」であり、成果の法的形式についての決定は様々な問題に左右されると述べた。フィリピンはまた、即効性のある文書が好ましいと述べ、京都議定書を存続させることが必要であると強調した。

Cutajar 議長は、法的形式に関するこれまでの議論から、すでに多くの考えがあることが知られており、締約国は 2 トラックのプロセスについて、また「法的拘束力のある成果」について、様々な考えを持ち続けるだろうと述べた。また、このようなコンタクトグループは COP 会議内の組織であるため、その「寿命」は COP の終了とともに終わるが、COP 全体会合は COP 会合間の期間も継続すると指摘した。また Cutajar 議長は、議題項目は COP16 の後もオープンにされると強調し、重要な点は、問題が「無くなる」のではなく、それを議論する余地が残ることであると明言した。

最後に Cutajar 議長は、午前の議論は「全体像」の一部に過ぎず、COP 議長はこの問題に取り組む上で絶好の位置にいると結論付けた。また議長は、締約国の互いに異なる考えと、作業の重複を避けるための COP 議長による指示を前提に、推進方法に関する COP 議長からのアドバイスに基づいて進めて行きたいと述べた。グレナダは、議長が午後の非公式な議論の開催を行なわないと決定したことに対し、失望の意を表明した。

議題項目 3(附属書 I 国の更なる約束) (AWG-KP): AWG-KP の John Ashe 議長(アンチグアバーブーダ)がこのコンタクトグループの開会を宣言し、この会議の目的が、特にスピノフ・グループの進展状況を確認し、今後の進め方を検討することであると述べた。その後、スピノフ・グループの議長たちが進展状況を報告した。

スピノフ・グループの Peter Iversen 共同議長(デンマーク)は、II 章(LULUCF)のスピノフ・グループが伐採木材製品、湿地、および不可抗力(force majeure)に重点を置いてきたと報告した。そして、ある程度の進展が見られたものの、もう少し検討を続ける時間があれば更に良い成果が得られるだろうと説明した。

AWG-KP の Adrian Macey 副議長(ニュージーランド)は、III 章(柔軟性メカニズム)とIV 章(方法論上の問題)について実施した作業を報告した。柔軟性メカニズムについて、Macey 副議長は、このグループが現在の文章を更に洗練できる部分、および合意文書に移行できる可能性がある部分を明らかにする努力を行ってきたと述べた。Macey 副議長はまた、グループが CDM に基づく CO2 回収貯留(CCS)も含める可能性の選択肢を洗練させ、締約国が、特定の国のプロジェクトから生み出される CERs の利用について協議を行っていると述べた。また、方法論上の問題については、新たな GHGs に対する「優れた関与」と、GHG 同等性を算出するための共通計量基準について報告を行ない、文章が簡素化された部分を強調した。新たな GHGs については、3 フッ化窒素を含める方向に変わりつつある状況を報告した。

共同議長の Eduardo Calvo Buendía(ペルー)は、V 章(潜在的影響)に関するスピノフ・グループの報告を行ない、潜在的影響に取り組むための常設フォーラムを設置すべきか、それとも国内通信など従来の手段を利用すべきか、という依然として残る相違点の解決に議論の重点が置かれてきたと述べた。また、この2つの意見を主唱する両者ともその意見を撤回しないため、現在の文章には手を付けず、今後の検討のために AWG-KP の議長に委ねられたと報告した。

Jürgen Lefevere 共同議長(欧州委員会)は、I 章(ナンバー)に関するスピノフ・グループの報告を行ない、約束期間の長さ、基準年と参照年、および余剰 AAUs の繰り越しという未解決の問題に重点を置いたことを強調した。約束期間の長さについては、単一の約束期間とすることに意見が収束したが、5 年とするか 8 年とするかで意見が分かれたと報告した。また基準年と参照年については、締約国が自国の割当量を算出するための単一の基準年と、国内で用いるための参照年を設定することについて、妥協できそうな段階まで至ったと報告した。余剰 AAUs の繰り越しについては、共同議長たちが現在の提案を簡素化して、現在の実績量を維持するか繰り越し分を実績量から除外する、繰り越しに上限設定などの制限をする、繰り越しを認めない、という3つの選択肢にまとめたと報告した。

イエメンは、G-77/中国を代表して、気候変動への取り組みに京都議定書の存続が不可欠であると強調した。また、交渉を容易にするために役立て、カンクンの「サクセスストーリー」の実現に近づけるため、協議におけるこれまでの進展を新たな文章の中に取り入れるべきであると述べた。EU は、LULUCF と余剰 AAUs の繰り越しについての議論を更に進展させるよう強く求めた。

AWG-KP の Ashe 議長は、スピノフ・グループには作業を完了させるための時間が与えられるだろうと述べ、スピノフ・グループのために追加の会議が予定されていると報告した。議長はまた、土曜日に開かれる非公式の COP/MOP プレナリーで、進展状況について報告を行なうと述べた。Ashe 議長はさらに、バランスの取れた成果に到達する上で重要な政治的要素に取り組むことが必要であると強調し、こうした要素に COP/MOP 議長の注意を喚起して、議長が取り組み方の決定を行なえる状況にすると述べた。

LULUCF (AWG-KP) : 午後の非公式協議では締約国が、LULUCFの決定のための2つの選択肢を備えた、共同議長による非公式文書の検討を行なった。締約国の中には、自国の提案が文章の中に適切に反映されていないことに失望の意を表した国もあった。また、湿地管理について、人為的な再湿地化と排水に的を絞った狭い定義を好む締約国もあった。

締約国はまた、不可抗力が生じた場合に排出すべてが除外されるのか、閾値を超えた排出のみ除外されるのかについて議論を行なった。締約国は、不可抗力が単一の出来事のみ適用されるのか、それとも積み重なった出来事に適用されるのかについて明確さが足りないことに懸念を表した。今後も協議が続けられ、日曜日に新しい文章が公表される予定である。

適応基金 (COP/MOP) : 午前の非公式協議では、締約国が適応基金の初期レビューのための取決め事項の草案を検討した。

排出削減 (先進国と途上国) (AWG-LCA) : 排出削減に関する草案作成グループで締約国は、先進国による排出削減と途上国による削減に関する成果の要素に関わる選択肢について、共同議長たちの考えを示した文章の検討を行なった。また、MRVに関する文章が近々公表されると述べられた。

先進国による排出削減については、約束(コミットメント)への言及を好む締約国もあれば、目標を好む国もあった。また、個々のコミットメントないしその基盤となる前提と条件を交渉するプロセスを開始することについて、懸念を表明する締約国があった。

途上国による排出削減については、途上国に排出削減行動の情報を提出するよう促すことに懸念を表明する締約国があったが、排出削減行動全体を総合した状況を評価するためにはこうした情報が必要だと述べる国もあった。また、低排出開発戦略への言及に反対する締約国もあった。

適応 (AWG-LCA) : 午後の非公式協議で、新しい文章が紹介された。締約国は、新しい文章と天津の文章のどちらを基本にして議論を進めるかについて、合意に至ることができなかった。

資金、技術、キャパシティビルディング (AWG-LCA) : 午後の資金に関する草案作成グループでは、天津の文章を基本にこれより「更に簡潔で明快な」ものとして作成された、新しい文章が紹介された。天津の交渉文章から関連のあるパラグラフを取り入れる可能性を思い起こした締約国も多かった。その後、非公式の議論が続いた。

排出削減に関する行動の強化 (REDDプラス) (AWG-LCA) : REDDプラスに関する草案作成グループでは、AWG-LCA議長の文章 (FCCC/AWGLCA/2010/CRP.1) を更なる交渉の基本として使うことに多くの締約国が支持を表明し、細部の変更のみを求めた。また、多くの締約国がカンクンでのREDDプラスについて決定を求めたが、こうした決定はMRV交渉の進展に左右されるだろうと述べる締約国もあった。

また締約国は、REDDプラスとNAMAsの関連を検討した。ほとんどの締約国は、REDDプラスに対する段階的なアプローチに賛成した。締約国は、国家レベルとサブ国家レベルにおける実行について異なる考えを持っているが、当面の措置としてサブ国家レベルのアプローチを用いることを提案する締約国もあった。多くの締約国が国家的基準レベルの必要性を強調した。締約国はまた、保障措置のMRVが生じるかどうかについて議論を行なった。市場への言及に反対する締約国もあった。森林減少を促進する要因に対する取り組みの必要性を強調する締約国があり、多くの締約国が低炭素戦略への言及に反対した。

条約 6 条(教育、トレーニング、啓発) (SBI) : 午前の条約 6 条に関するコンタクトグループの会議は、条約 6 条に基づいて改正された、ニューデリー作業計画の実行の進展に関する中間レビューに重点が置かれた。

Pa Ousman Jarju 議長(ガンビア)が、得られた教訓と優良な事例を共有するために設置された地域とサブ地域のテーマを持つワークショップの成果と、SBI プレナリーにおける締約国の介入に基づいて自身が作成した COP 決定の草案を紹介した。締約国は、パラグラフごとに文章の検討を行ない、コンタクトグループは、COP 決定の草案に合意し、作業を完了した。

LDCsに関連した事柄(SBI) : 午後のコンタクトグループでは、Katherine Vaughn 共同議長(オーストラリア)がSBIの結論の草案とCOP決定の草案を紹介した。Vaughn 共同議長は、締約国がLDC専門家グループ(LEG)への委任期間を5年間延長することに合意したと述べた。また締約国は、LEGに新しいLDCメンバーを加えることに合意した。各国代表は、パラグラフごとに提案された文章の検討を行ない、採択のためにSBIプレナリーに提出することを決定した。

LDC基金(SBI) : 午後のコンタクトグループでは、Vaughn 共同議長がSBIの結論の草案とCOP決定の草案を紹介した。そして各国代表は、パラグラフごとに提案された文章の検討を行なった。EUは、LDC基金に貢献するため、それを行なう立場にあるすべての締約国を招くよう提案した。NAPAs更新の進展状況に関する統合報告書の作成を事務局に要請する文書についてEUは、これに代えて、NAPAsの実行の進展状況に言及することを支持した。バングラデシュは、G-77/中国を代表して、NAPAsの更新と実行の両方への言及を含めるよう提案した。締約国は、採択のために結論の草案と決定の文章をSBIプレナリーに提出することに合意した。

政府間会合のための措置(SBI) : 午後のコンタクトグループでは、SBI議長のRobert Owen-Jones(オーストラリア)が非公式協議の場で作成された文章を紹介したが、この場にオブザーバーの参加も許された。

UNFCCCのプロセスにおける国会議員の役割の重要性と、彼らがオブザーバーとして参加する意義の認識に関して、米国は、こうした人々をオブザーバーと呼ぶことに反対した。サウジアラビアは、国会議員の参加と役割はそれぞれの締約国が各国の事情と法的な枠組みに従って考慮されるべきであると述べ、国会議員に言及することに反対し、エジプトがこれを支持した。メキシコは、文章と締約国による提出への言及を保留することを支持した。

メキシコと他の多数の国々は、オブザーバー参加と参加手段を強化する方法に関して、2011年に会議内ワークショップを開催することについての草案文章を支持し、サウジアラビアがこれに反対した。SBI議長は、合意に達することは

難しいと述べた上で、この問題を次回会議の検討に回すよう提案した。最終的に、南アフリカがSBI 33の期間中に開かれる議論に留意した文章を提案し、多くの締約国がこれを支持した。サウジアラビアは、参加を強化する方法の一つとしてオブザーバーで構成される限定された数の協議フォーラムの設置がある、と述べた文章を削除する提案を支持した。

Owen-Jones議長は、SBIプレナリーで発表する草案文章に、すべての締約国の考えを反映させると述べた。

キャパシティビルディング(条約)(SBI): 午後のコンタクトグループでは、Marie Jaudet共同議長(フランス)がSBIの結論の草案とCOP決定の草案を紹介した。GEFに向けた、途上国におけるキャパシティビルディングに対する支援増強の要請に関して、EUは、「増やす」という表現に代えて「引き続き資金面の支援を行なう」と表現することを提案し、米国、日本、その他の国々がこれを支持した。一方G-77/中国は、キャパシティビルディング活動支援のニーズが増えていると述べてこれに反対した。締約国間が合意に至ることはできず、この問題と京都議定書に基づくキャパシティビルディング関連の議題項目については、次回のSBI会議で引き続き検討することを決めた。

ナイロビ作業計画(SBSTA): 夕方には、NWP関連のグループが非公式な会合を持ち、引き続きSBSTAの結論の草案について交渉を行なった。これまで未解決の問題として、「女性と先住民を包括する」能力の強化に関する言語の明確化と、生態系に基づく適応に関するワークショップの提案があった。先進国の多くがワークショップを支持したが、途上国の多くはSB 34における将来的な作業の決定を待つことに賛成した。締約国は、NWPはレビュー中であるが、この計画に基づく活動の継続に同意し、言語を支持した。先住民社会もしくは先住民に関する選択については保留となった。

締約国が再度、コンタクトグループ会合を開いた。Kishan Kumarsingh共同議長(トリニダード・トバゴ)が結論の草案を紹介し、締約国は、保留部分を残した上で、文章をプレナリーに提出することに合意した。

附属書I国の年間インベントリーに関するUNFCCC報告ガイドラインの改訂(SBSTA): 午後のコンタクトグループでは、締約国が結論の草案について議論を行なった。締約国は、2006年IPCCガイドラインのギャップを埋めるために、湿地に関する科学的な進展を利用するようIPCCに要請することについて議論を行ない、最終的に、採択のために結論の草案をSBSTAに提出することに合意した。

議定書2.3条および3.14条(SBI/SBSTA): 午後のSBIとSBSTAの合同によるコンタクトグループでは、Andrew Ure共同議長(オーストラリア)が、G-77/中国による、議定書2.3条(政策・措置の有害な影響)および3.14条(有害な影響)に関する合同ワークショップの提案に基づいて作成した結論の草案を紹介した。オーストラリアは、このワークショップが決定書1/CP.10(適応と対応方策に関するブエノスアイレス作業計画)の実行に関するワークショップと合同するものであれば支持すると述べた。締約国は、採択のために結論の草案をSBSTAとSBIに提出することに合意した。

廊下にて

早くも第1週目の終わりが近づき、各国の閣僚がカンクンの国連気候変動会議に到着し始めており、多くの代表がこれから進むべき道について考えを深めている。この点に関する話題の中心として、第2週目の作業の基盤となる文章が注目を集めている。記者会見でUNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、土曜日にAWG-KP議長が新たな文章を発表し、AWG-LCA議長も最新版の非公式文書を示す予定であると明言した。メキシコの文章が発表されるのではないかと、という噂に関してUNFCCC事務局長は、「そのような文章は発表されない」との明確な見解を示した。

多くの者が、次の金曜日に成功裏の成果を得るためには、「バランス」が重要な要因になると考えている。ある専門家は言う。「AWG-LCAに基づくバリ行動計画のバランス、2つの交渉トラックの間のバランス、そして先進国と途上国の利益のバランスが必要になっている」。Figueres事務局長は、バランスの良い成果についてこう定義する。「成果に対して各国が、等しく心地よく感じ、等しく不快に感じる必要がある。」

「バランス」という言葉は、多くの者がカンクン会議の重要な成果になるだろうと予想した問題が最初の週にさほど注目を集めなかったことを不思議に思う代表に対する回答でもある。ある代表が言った。「今日になって初めてREDDプラスの問題が取り上げられたというのは、信じがたい」。そして、ある代表はこう説明する。「ここに来て気付いたのは、AWG-LCAの文章が他よりずっと進んでいることだ。協議者の人たちはすべての文章を同程度のレベルに揃える努力をしている」。他の代表はこう注意を促した。「進んだ文章を議論の場でオープンにすれば、最終的な成果が後退したものになる恐れがあると考えている者もいる」。多くの者が、AWG-LCAのMRV/ICAに関する作業を「極めて重要なもの」と評しつつも、AWG-LCAによる作業の要素としてはまだ「未熟である」と考えている。ある締約国の代表はこう指摘した。「AWG-LCA議長が最初に示した非公式文書はMRVに触れていなかったが、今度の非公式文書には、何らかの興味深い内容が示されると思う。」

GISPRI 仮訳



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>

56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Cancun Climate Change Conference can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel: +81-3-3663-2500

Fax: +81-3-3663-2301



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

Vol.12 No. 493

2010年12月6日(月)

カンクン会議ハイライト

2010年12月4日 土曜日

土曜日の午前には、多数のSBI、SBSTA、AWG-KP、AWG-LCAによるコンタクトグループと非公式協議の他に、SBSTAの閉会プレナリーが開催された。また午後には、COPの非公式ストックテーキング・プレナリーが開かれた。そして夕方には、COP/MOPの非公式ストックテーキング・プレナリーとSBIの閉会プレナリーが開催された。

SBSTA閉会プレナリー

作業構成:議長以外の役員選出に関して、SBSTAのMama Konate議長(マリ)が継続中の協議について述べた。締約国は、閉会プレナリーで副議長と報告者を選出するためにSBSTAがCOPを招くことに同意した。

気候変動に対する影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画(NWP):Don Lemmen共同議長(カナダ)は、締約国が、NWPに基づく活動を継続し、NWPのレビューをSBSTA 34で完了することを決定したと報告した。結論の中の「地域社会」と「人々」への言及は括弧付きのままとする。締約国は、「女性、地域社会、および先住民」に言及した言葉使いに同意した。SBSTAは、提案された結論(FCCC/SB20)を修正の通り採択した。

京都議定書に基づく方法論上の問題:CDMに基づく炭素回収貯留(CCS)に関して、Pedro Martins Barata共同ファシリテーター(ポルトガル)は、CCSがCDMにふさわしいかどうかについて締約国の合意が得られず、取り組むべき問題に対する2つの選択肢を含むCOP/MOPの決定書草案に合意したと報告した。彼はまた、COP/MOPによる「採択」ではない「検討」の決定を提言するために、結論を修正するよう要請し、選択肢を含めた決定の草案を採択することはできないと述べた。SBSTAは、修正の通りに結論(FCCC/SBSTA/2010/L.24)を採択した。さらにSBSTAは、CDMに基づく標準ベースラインに関する結論(FCCC/SBSTA/2010/L.23)と、CDMに基づく森林減少地の算入(FCCC/SBSTA/2010/L.15)を採択した。

その他のSBSTA議題項目:SBSTAは、下記の結論も採択した。

- 技術移転(FCCC/SBSTA/2010/L.17)
- 研究とシステムティックな観察(FCCC/SBSTA/2010/L.22)
- 議定書2.3条関連事項(政策・措置の有害な影響)(FCCC/SBSTA/2010/L.16)
- 条約に基づく方法論上の問題:附属書I国の年次インベントリーに関するUNFCCC報告ガイドラインの改訂(FCCC/SBSTA/2010/L.18)、および国際間の航空と船舶による排出(FCCC/SBSTA/2010/L.19)



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

- パイロットフェーズに基づく共同実施活動 (FCCC/SBSTA/2010/L.21)

閉会: SBSTAが会議の報告を採択した (FCCC/SBSTA/2010/L.14)。

オーストラリアは、アンブレラグループを代表して、SBSTAを更に効果的にする方法に関する対話を求めた。EUは、技術移転、研究とシステムティックな観察、附属書I国UNFCCC報告ガイドライン、およびCDMに基づく標準ベースラインとCCSの成果に関する進展に対して歓迎の意を表した。イエメンは、G-77/中国を代表して、重複した活動を避けるために、NWPに基づく活動に調和をもたらす国際組織の設立を求め、各国による更なる行動の推進を強く求めた。

韓国は、環境十全性グループ (EIG) を代表して、研究とシステムティックな観察に基づく進展に歓迎の意を表し、気候サービスの世界的枠組に関するハイレベル・タスクフォースの報告を待ち望むと述べた。コンゴ民主共和国は、アフリカグループを代表して、CDMの改善と拡張、第1約束期間後のCDMの継続など、他の検討すべき問題を強調した。レソトは、LDCsを代表して、LDCs、SIDS、およびアフリカ諸国の諸機関を強化するため、研究とシステムティックな観察に関する更なる進展を強く求め、排出削減の科学的、技術的、社会的側面における進展が足りないことに懸念を表明した。

エクアドルは、シリア、スーダン、チリ、シエラレオネ、エルサルバドルとともに、気候変動の影響と水の関連への注目を喚起した。エクアドルはまた、水に関するSBSTAの作業計画を含め、水に関連した事柄に取り組むための、条約に基づいたプロセスを求めた。これに対して米国は、議題項目と新たな作業計画が急増することに懸念を表明した。

米国はまた、NWPに基づいた検討が行なわれていない関心事項を明確にするための非公式な議論を提案した。Konaté議長は、報告がすでに採択されているので、この問題を会議報告に含めることはできないと述べた。

持続可能なエネルギーのための経済人会議は、締約国に対し、技術メカニズムと技術のセンターとネットワークを確立するよう強く求めた。また、気候変動に関する先住民国際フォーラムは、NWPの中で先住民の適応戦略の知識についての認識を深め、先住民がNWPのプロジェクトと計画に十分かつ効果的に参加できるよう求めた。

Konaté議長は、午後1時19分にSBSTAの閉会を宣言した。

COP非公式ストックテーキング・プレナリー

午後のCOP非公式ストックテーキング・プレナリーの開会にあたり、COPのPatricia Espinosa議長は、来週に必要な政治的な決定を強調し、各国の閣僚がカンクンに到着しつつあり、日曜日には非公式の閣僚級会議が開かれる予定であると告げた。議長はまた、透明性を確保するという個人的な約束を述べ、「並行した交渉プロセスや隠された文章は存在しない」と強調した。また、閣僚級会議は、重要な問題に関する政治的な指針を提供するために開かれるものであると説明し、AWGsにおける交渉に代えようとするものではないと強調した。

AWG-LCAのMargaret Mukahanana-Sangarwe議長は、新たな文章 (FCCC/AWGLCA/2010/CRP.2) を作成したことを告げた。適応に関して議長は、特に組織の体制と機能についての進展を強調して説明した。排出削減について

は、進行中の協議と必要な付加的作業を強調し、可能性のある成果として、来週に行なわれる政治的な決定に向けた選択肢を留保することができるかと述べた。資金については、特に長期的資金と提案された基金の設立について、合意が「近い」と告げた。また、技術移転の交渉は「近く妥協案がまとまりそうである」と述べた。キャパシティビルディングと共有ビジョンについては、成果が得られるまでに一層の努力と妥協が必要であると語った。議長は、締約国に対して一層の前進と妥協を強く求めた。

多くの締約国が、透明性を確保するためのCOP議長の「素晴らしい尽力」に感謝の意を表した。また、AWG-LCA議長Mukahana-Sangarweの文章作成と尽力に対し、多くの締約国が謝意を表明した。

イエメンは、G-77/中国を代表して、提供された新たな文章についての概観を提供できないと述べた。EUは、「建設的な妥協の精神」を称賛し、排出削減の一層の進展を強く求め、両方のトラックに基づく法的拘束力のある成果が必要であることを明確にした。スイスは、EIGを代表して、透明性が高く包括的で成果を重視したプロセスを確保するためのCOP全体会合の努力を認め、AWG-LCA議長による新たな文章を歓迎した。オーストラリアは、アンブレラグループを代表して、先進国の経済全体の目標を支えることと、途上国が提出した削減行動の重要性を強調し、MRVと排出削減に関する一層の作業を強く求めた。

グレナダは、AOSISを代表して、ベネズエラなどとともに、新たな文章には野心的な内容が不足していると強調した。AOSISは、現時点ではこの文章が「一歩前進させる」程度であると述べた。レソトは、LDCsを代表して、適応が最も重要な問題であると強調した。コンゴ民主共和国は、アフリカグループを代表して、締約国が合意に至るための努力を倍加するよう求めた。エジプトは、アラブグループを代表して、とりわけ、効果的で予測可能な資金メカニズム、適応メカニズム、および排出削減における約束と自発的行動の繊細な均衡から成るバランスの取れたパッケージについて合意が形成されつつあることを強調した。

ボリビアは、新たな文章がバランスを欠いていると強調し、ファシリテーターと議長が作成した文章は正式なものとは言えないと述べ、すべての選択肢を含んだ「締約国の文章」に戻すよう強く求めた。エクアドルは、この文章がAWG-LCAの交渉文章の代わりになるものではないと強調した。ベネズエラは、検討中の様々な文章が果たす役割に関する情報を求め、閣僚の役割が「最悪だったコペンハーゲン・サミット」とは異なるものになることを保証するよう求めた。ニカラグアは、新たな文章が「非公式の文章」と述べ、ファシリテーターは締約国の通訳にはなれないと強調した。

コロンビアは、締約国を合意に近づけようと文章の作成に尽力しているCOP議長とファシリテーターに対する支持を強調した。パキスタンは、協議は「率直で深い」ものであると述べ、解決に至ることが必要であると強調した。ツバルとガイアナは、締約国は文章を自分のものにする必要があると明言した。中国は、本格的な交渉の状態に切り替えるよう求めた。ナイジェリアは、各国の閣僚が到着した時に政府間のプロセスを継続する必要があると強調し、各国が別々の部屋に分かれてしまう結果となった「前回の状況」を繰り返すことがないよう警告した。COPのEspinosa議長は、透明

性を確保するという約束と、カンクン会議には「陰に隠れた文章も、隠れた交渉もない」ことを強調した。

ブラジル、ボリビア、ベネズエラなどの国々は、文章の中に、京都議定書に基づく第2約束期間における先進国の排出削減に関する意見が少ないことに、失望の意を表した。ナイジェリアは、京都議定書の存続が必要であると強調し、ニカラグアは、その存続がバランスを取る上で欠かせないと述べた。サウジアラビアは、議定書のトラックに基づく新たな文章が必要であると明言した。

ボリビアは、1° C未満もしくは1.5° C未満といった目標や、人権、先住民、戦争と軍事産業が気候変動に与える影響、そして母なる地球の権利などに関する意見が、文章の中に充分には見られないことに失望の意を表した。ボリビアはまた、新たな市場メカニズムを創り出すことに反対の意を示した。エクアドルは、「さほど野心的でない目標」に失望の意を表し、自然の権利を表現する必要があると明言した。ベネズエラは、気温についての目標を言葉として表すことは、「コペンハーゲン合意の時の状況よりも好ましくない」と述べた。パナマは、「全員にとって申し分がない合意は、地球にとっては好ましくない過酷なものになるだろう」と述べた。

米国は、バランスの取れたパッケージによってのみ動き出すことができると述べ、バリ行動計画のサブパラグラフ1(b)(ii)(途上国による排出削減)の文章を改善する必要があると強調した。オーストラリアは、途上国と先進国の排出削減とレジストリーの関係、MRV、およびICAに関する更に詳細な内容を組み入れるよう強く求めた。

セントルシアは、1.5° Cの目標と、AWG-LCAに基づく法的拘束のある合意についての言及がないことに懸念を表明した。セントルシアはまた、ツバルと共に、損失と損害に取り組むメカニズムについての言葉が弱まっていることに失望の意を表した。ベニンは、文章が、気温の上昇幅を1.5° C未満に抑制することについて、LDCsの基本的な懸念に取り組むものでなければならないと述べた。ペルーは、資金の調達と排出削減には更なる作業が必要であると述べ、数値とMRVについて建設的な議論がもっと必要であると訴えた。

グアテマラは、短期と長期の資金調達を明確に区別するよう求めた。タジキスタンは、内陸の山の多い途上国のニーズを反映する必要があると強調し、ブータンがこれを支持した。サウジアラビアは、対応方策の影響に対する適応についての文章を含める必要があると強調した。バングラデシュは、LDCsにとって重要な多くの問題が欠落していると指摘した。バルバドスは、適応についての文章に懸念を示し、制度的な問題と損失と損害に取り組むメカニズムを強調した。シリアは、旱魃、嵐、砂塵嵐、砂嵐への言及を求めた。マラウイとガンビアは、脆弱性、キャパシティビルディング、技術移転、およびLDCs、SIDS、アフリカにおけるキャパシティビルディングのニーズを、特に考慮するよう求めた。

アルゼンチンは、新たな文章が貧困撲滅の問題に関する締約国の考えを反映していないことに遺憾の意を表した。コスタリカは、AWG-LCAによる成果の法的な性格についての明確さ、AWG-KPによる排出削減に関する決定、および技術移転、資金調達、キャパシティビルディング、REDDプラス、適応についての進展に対するニーズを強調した。

パプアニューギニアは、この文章が、カンクンで合意すべき実質的なREDDプラスの決定に向けた作業にとって、格好の基盤になると述べた。セネガルは、常任委員会を資金の面から見て「欠けている部分」として強調した。インドネシ

アは、文章中の構想の共有の部分がバリ行動計画と矛盾しないようにしなければならないと述べた。

Michael Zammit Cutajar議長(マルタ)は、条約17条(議定書)に基づく締約国の提案に関するコンタクトグループが、6つの提案の検討を行なったと報告した。ほとんどの締約国が法的拘束力のある成果を想定したが、このような成果の法的性格と実質的内容、および成果の京都議定書に対する関係について様々な見方が残った。Cutajar議長は、このような見方として、COP 16の決定、COP間の期間における法的形式を決めるプロセス、AWG-LCAもしくは別個に設立する補助団体に対する任務の割り当て、現在のAWG-LCAへの委任内容が法的形式の検討に適していること、などが含まれると明言した。議長は、法的形式がカンクンから生まれ出る広範なパッケージの重要な要素であることを、多くの締約国が目にしてしていると述べた。

COPのEspinosa議長は、Luis Alfonso de Alba(メキシコ)が、COP 16の中で法的形式について今後の作業を明確にするための非公式協議を行なうよう提案した。グレナダは、AOSISを代表して、コンタクトグループの中で法的形式に関する議論を継続するよう求め、インドがこれに反対した。コンタクトグループは、de Albaの参加を得ながら会議を継続して行く予定である。

COP/MOP非公式ストックテーキング・プレナリー

土曜日の夕方に、COP/MOPのEspinosa議長がCOP/MOP非公式ストックテーキング・プレナリーを開催した。AWG-KPのJohn Ashe議長(アンチグアバーブーダ)は、基準年と参照年、約束期間の長さ、および余剰AAUsの繰り越しについての進展を強調した。「数値」については、Ashe議長が、COP全体会合に代わってde Albaが進めている協議に注目を促し、発表されたアイデアのいくつかについては、更に検討を加える必要があると述べた。AWG-KPのJohn Ashe議長は、進展した内容を反映した文章を公表すると述べた(FCCC/KP/AWG/CRP.4/Rev.1)。Ashe議長はまた、数値、LULUCF、柔軟性メカニズム、方法論上の作業についての政治的指針を創るために、閣僚級協議が開かれる予定であると述べた。また、こうした協議はAWG-KPの作業より優先するものではないと強調した。

締約国の閣僚の役割についての疑問に応じてAshe議長は、閣僚級協議が草案作成を含むかどうかは分からないと述べた。COP/MOPのEspinosa議長は、プレナリー文章はワーキンググループによる確認が必要だが、閣僚による指針からも恩恵を得ることができると述べた。

イエメンは、G-77/中国を代表して、第2約束期間は会議が成功するための基盤になると強調した。レソトは、LDCsを代表して、2つのトラックのバランスを強く求めた。オーストラリアは、アンブレラグループを代表して、すべての締約国の排出削減目標と行動について検討する必要があると強調した。オーストラリアはまた、温室効果ガス、LULUCF、および共通の計量基準に関する規則を改善する機会について明言した。EUは、拘束力のある世界的な枠組みの一部として第2約束期間を約束する意思があることを表明した。スイスは、EIGを代表して、政治的決定と柔軟性が必要であることを強調した。グレナダは、AOSISを代表して、排出削減目標に的を絞った、野心的でバランスの取れた新た



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

な文章を求めた。

マレーシアと他の国々は、京都議定書の存続を途上国の排出削減行動に関連付けてはならないと強調した。インドは、歴史的責任を含めた条約の原則を強調した。ベトナム、ペルー、およびベニンは、京都議定書は気候変動に取り組む体制の基盤であると強調した。

ノルウェーは、バランスの取れた成果の一部として第2約束期間を約束する意思があることを表明した。日本は、すべての主要排出国が京都議定書を批准している訳ではない現状では、第2約束期間は公平なものにも効果的なものにもならないと述べた。オーストラリアは、単一の条約を採択することを支持するが、途上国の懸念に取り組むために、両方のトラックに基づく成果に合意できると述べた。

ボリビアは、議長による新たな文章が締約国の考えを反映したものであるならば歓迎すると述べ、「数値」についての進展を強く求め、非公式な場ではなく公式の会議で交渉を行なうよう求めた。ツバルは、林業のために新たな補助金を設置することや、議定書の中に新たな「でたらめ」を持ちこむことを避けるために、LULUCFの規則を厳しくするよう求めた。エジプトは、LULUCF、AAUs、およびその他の問題について明確さを求めた。パプアニューギニアは、REDDプラスを組み入れるよう求めた。中国は、バランスの取れた成果を強く求め、こうした成果は京都議定書に基づく第2約束期間の合意がなければ達成できないだろうと述べた。

ツバルの要請に応じて、SBIのRobert Owen-Jones議長（オーストラリア）は、特権と免責に関してSBIが行なった作業について報告した。COP/MOPのEspinosa議長は締約国に対し、合意できる部分を追求しながら、積極的に交渉を続けることを求めた。

SBI閉会プレナリー

作業構成:議長以外の役員選出に関して、SBIのRobert Owen-Jones議長（オーストラリア）が継続中の協議について述べた。締約国は、閉会プレナリーで副議長と報告者を選出するためにSBIがCOPを招くことに同意した。

条約4.8条および4.9条: 決定書1/CP.10(プエノスアイレス作業計画)の実行についての進展状況:サウジアラビアは、この問題が「非常に長い間」ペンディングになっていたと述べ、1/CP.10に関するワークショップを議定書2.3条および3.14条に関連付ける記述を削除するよう求め、アラブ首長国連邦とカタールがこれを支持した。オーストラリアは、EUおよび米国と共に、議定書2.3条および3.14条に関するワークショップの開催を検討することに合意したと述べ、このワークショップが1/CP.10と「合同」で開催され、これらの問題を「合わせて」あるいは「連続して」検討するワークショップとして言葉で表わされるという理解に基づくものであると伝えた。これに対してサウジアラビアは、明確に異なる問題は関連付けるべきでないと強調した。

非公式な協議が行なわれた後、オーストラリアは、対応方策の影響に取り組むためのリスク管理方法を推進するワークショップを開催することと、そして可能であれば、このワークショップを対応方策の影響を取り巻く途上国の懸念に



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

関連した他のワークショップと連続して開くことを提案し、締約国がこれを支持した。SBIは、結論(FCCC/SBI/2010/L.34)を修正の通り採択した。

LDCs関連事項: バングラデシュは、G-77/中国を代表して、LEGの拡大を歓迎し、締約国に対して、LDCs がNAPAs を実行する能力の向上を目指すLEGの活動に対する支援を要請した。

SBIは、結論(FCCC/SBI/2010/L.28 and Add.1)を採択し、決定の草案を採択するために、COPに提出した。

資金メカニズム: GEFによる報告とGEFに対する指針: フィリピンは、G-77/中国を代表して、決定の文章の表題の中にはGEFに対する付加的な指針のみを記述するよう要請し、締約国はこれに同意した。SBIは、結論と決定の草案(FCCC/SBI/2010/L.39 and Add.1)を修正の通り採択した。

SCCFの評価: EUとノルウェーは、経済的多様化に取り組んでいる活動がないので、経済的多様化という記述を削除するよう要請し、締約国はこれに同意した。SBIは、結論と決定の草案(FCCC/SBI/2010/L.40 and Add.1)を修正の通り採択した。

政府間会合の準備: SBIは、結論(FCCC/SBI/2010/L.31)を採択した。メキシコとバングラデシュは、G-77/中国、BINGOs、先住民関連組織、地方自治体、および市民社会を代表して、成果に対し歓迎の意を表した。メキシコは、オブザーバー参加を促進する方法を研究するワークショップの開催について述べ、国会議員のための新たな政府支持基盤の創出を提案した。

南アフリカは、今後のCOP間の会合についての指針を求めた。SBIのOwen-Jones議長は、来週の協議が終わった後に、この件をビューローに報告すると述べた。

附属書I国の国別報告書: 1990-2007年と1990-2008年の国別GHGインベントリーデータに関する議題副項目について、ボリビアは、成果に歓迎の意を表明したが、排出量が増加した国についての文章を含めることに合意できなかったことに遺憾の意を表した。SBIは、結論(FCCC/SBI/2010/L.35)を採択した。

その他の議題項目: SBIはその他に、下記を採択した。

- 条約6条(教育、トレーニング、啓発)に関するCOP決定草案(FCCC/SBI/2010/L.26)
- 技術移転についての結論(FCCC/SBI/2010/L.25)
- 第5次国別報告書、第6次国別報告書の提出、および条約12.5条(国別報告書の頻度)に関するサブ項目を含めた、附属書I国の国別報告書に関する結論(FCCC/2010/L.36)、COP決定草案(FCCC/SBI/2010/L.36.Add.1)、およびCOP/MOP決定草案(FCCC/SBI/2010/L.36/Add.2)
- 議定書附属書B締約国による2009年および2010年の年次編集及び計算報告書に関する結論(FCCC/SBI/2010/L.32)

- 非附属書I国の国別報告書に関連した、CGEに関する結論(FCCC/SBI/2010/L.33)、および資金と技術の支援(FCCC/SBI/2010/L.37)
- 議定書3.14条(有害な影響)に関する結論(FCCC/SBI/2010/L.23)
- キャパシティビルディング(条約)に関する結論(FCCC/SBI/2010/L.29)
- キャパシティビルディング(議定書)に関する結論(FCCC/SBI/2010/L.30)
- LDCs関連事項に関する結論(FCCC/SBI/2010/L.28)
- 資金メカニズムの第4次レビューに関する結論とCOP決定草案(FCCC/SBI/2010/L.38 and Add.1)
- LDC基金に関する結論とCOP決定草案(FCCC/SBI/2010/L.27 and Add.1)
- 2008-2009年の監査済み2年間財務諸表、2010-2011年の2年間予算実績、および事務局の機能と運営の継続レビューに関する結論とCOPおよびCOP/MOPの決定草案(FCCC/SBI/2010/L.24 and Add.s 1-2)

SBIは、下記の問題について、SB 34で引き続き検討することに合意した。

- 特権と免責
- コンプライアンスに関する議定書の改正
- 条約12.5条の更なる実行

閉会: SBI 33は、会議報告(FCCC/SBI/2010/L.22)を採択した。EUは進展、とりわけLEGのマנדート、LDC基金のレビュー、資金メカニズムの第4次レビュー、SCCFの評価、および附属書I国と非附属書I国の国別報告書とGHGインベントリーにおける進展を強調した。

イエメンは、G-77/中国を代表して、基金の直接的なアクセスの成功例として適応基金を強調し、非附属書I国の国別報告書に対する資金、技術移転メカニズムの確立、途上国のキャパシティビルディングのニーズなどを含めた主要な問題における更なる進展を求めた。また、南アフリカで成果を得るために、2011年のAWG-LCAとAWG-KPの活動に十分な予算を配分するよう要請した。

オーストラリアは、アンブレラグループを代表して、特にLEGに関する成果を強調し、キャパシティビルディングに関する合意が十分でなかったことに遺憾の意を表した。メキシコは、EIGを代表して、オブザーバー参加とこの問題を検討するためのワークショップについての合意を強調した。レントは、アフリカグループを代表して、資金について強調した。グレナダは、AOSISを代表して、条約6条、決定書1/CP.10を背景とする適応、適応基金とそのレビュー、およびLDCsに関する多数の重要な成果について述べた。

午後11時11分に、SBIのOwen-Jones議長が閉会を宣言した。

コンタクトグループと非公式協議

I章(ナンバー) (AWG-KP): 締約国は、余剰AAUsの持ち越しについて引き続き検討を行なった。多くの締約国が議

論の継続を支持し、技術の専門家から選択肢に関する科学的情報の提供を受けるよう要請した。また、自主目標を持つ国々に対して、目標を達成するためにユニットを購入する選択肢を与え、総合的な炭素市場を創り出そうという提案も出た。

II章(LULUCF) (AWG-KP) : ファシリテーターたちが作成した新たな非公式文書について、締約国が議論を行ない、この文書を閣僚たちに示すべきかどうかについて検討を行なった。締約国の中には、この文書を政治的決定の基本に使うべきではなく、金曜日に示された非公式文書まで戻るよう求める国もあった。また、すべての提案についての交渉が行なわれてはいないことを指摘して、プロセスに疑問を呈する国もあった。非公式COP/MOPストックテーキング・プレナリーに文章を提出することに対する締約国の合意は得られなかった。

III章(柔軟性メカニズム) (AWG-KP) : 締約国は、CDMの継続に関する提案の検討を行なった。多くの締約国がCDMの継続を支持したが、CDMの継続に明確な合図が必要なのかどうかという点と、そうした合図の性格について、合意に至らない部分が残った。締約国は、もう少し時間が与えられれば、柔軟性メカニズム全体について一層の進展が可能となることに同意した。

IV章(方法論上の問題群) (AWG-KP) : 締約国は、新たなGHGsと、GHG同等性を算出するための共通計量基準の検討を行なっている非公式グループの報告を耳にした。締約国はまた、共通計量基準とその目的に関するSBSTAの作業計画の必要性について意見を交換した。今後も継続して、非公式協議を行なっていく。

コンプライアンス(COP/MOP) : 締約国は、遵守委員会執行部(Compliance Committee's Enforcement Branch)の決定に反対するクロアチアの要請について検討を行なった。締約国は、この要請を背景とする適正な手続きの構成について、対象が手続の問題に限定されるのか、それとも執行部がクロアチアの要請が持ついくつかの側面に取り組む能力を有していないことを自ら見出したという事実も含めるのか、という点についての検討を行なった。締約国はまた、執行部の検討を行なう能力が十分でないとするクロアチアの要請の側面に取り組むことができるか、また、結論もしくは決定を採択することができるか、あるいは、こうした側面について議論が行なわれたことを伝えるだけにとどめるのか、という点についての検討を行なった。今後も継続して、非公式協議を行なっていく。

排出削減(部門別アプローチ) (AWG-LCA) : 締約国は、提案されたファシリテーターによる覚書の検討を進める方法について、合意に至ることができなかった。この覚書に対する意見としては、締約国の中に取引についての言及に懸念を抱く国があり、また多くの締約国が部門別アプローチの中にハイドロフルオロカーボンを含めることに反対した。また、農業とバンカー燃料を分けて検討するよう求める国があった。締約国は今後も継続して、協議を行なっていく。

廊下にて

土曜日の午後の廊下とメイン会場には、AWG-LCAの議長による新たな文書を「心待ちにする」代表者たちがあふれていた。その言葉に対する反応は様々だった。ある途上国の代表は言った。「表現があまりに弱い」。一方で、ある



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

オブザーバーは、重要な進展が見られたと語った。多くの締約国が、提起された広範な問題に対処するための時間が十分ないと認めているように見えるが、ある代表が言うように、「詳細に至るまで十分に消化すれば、大量の意見を見出すことになるだろう」。あるベテランの交渉者が、AWG-LCAの文書についてこう言った。「これは優れた文章だろうか。否。それでも、事態を前進させるためには、これが唯一の選択肢だ」。AWG-KPの文書は、日曜日の朝に公表の予定である。プロセスの進行に備えて、第1週目の非公式なスピノフグループと協議グループの議論から、2週目の、2つのトラックの中と間における正式な交渉の段階への移行を待ち望んでいる代表たちもいる。閣僚たちのカンクンへの到着は、もう一つのホットな話題である。締約国が、閣僚たちの眼前にどの問題をどのような形で示すべきかの議論をすでに始めていると言う参加者もいる。COPのEspinosa議長が主催する土曜日の夜の非公式ディナーと、日曜日午前の非公式閣僚プレナリーにおいて、第2週のプロセスの計画が明らかになるだろう。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Matthew Sommerville. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Cancun Climate Change Conference can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.

カンクン会議ハイライト

2010年12月6日 月曜日

月曜日一日中、COP、COP/MOP、AWG-LCA、AWG-KPの下でのコンタクトグループ会合および非公式協議が多数回開催された。このほか、影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画（NWP）の第4回焦点フォーラムも開催された。

コンタクトグループおよび非公式協議

適応基金（COP/MOP）：午前中の非公式協議で、締約国は、適応基金 理事会報告書の改定案について、パラグラフごとの検討を行った。世界銀行のサービスに関する契約および条件に関し、締約国は同銀行の「暫定的な」サービスと記述することで合意した。また締約国は、国家実施機関の認証に関し提案されているワークショップについても長時間議論し、多様な意見が表明された。多数の途上国は、締約国が認証プロセスに精通し、適応基金理事会が作成した認証ツールキットを活用するための場としてこのワークショップを支持した。しかし、一部の先進国は、地域ワークショップの目的に疑問を呈し、ツールキットはまだ完成されていないと指摘した。締約国は、多数のワークショップの開催、その内容、参加者についても合意することができなかった。一部の締約国は、提案されているワークショップ開催の場合のコスト面の意味合いについて質問した。

資金、技術、キャパシティビルディング（AWG-LCA）：締約国は、午前中、キャパシティビルディングに関し議論し、草案序文の改定案に焦点を当てた。締約国は、決定書2/CP.7（途上国でのキャパシティビルディング）附属書に記載するとおり、キャパシティビルディングの範囲および関係するニーズに関する記述の括弧を外すことで合意した。しかし、締約国は、キャパシティビルディングをそれ自体独立した活動として支援を受け、可能にされるべきか、それとも緩和および適応努力に統合される構成要素とすべきかでは合意できなかった。一部の先進国が提案した先進国および途上国のパートナーシップで実行された行動により得られた成功例によりキャパシティビルディングの規模拡大を図り、これを保持することについても合意に至らなかった。このほか、途上国が提案したキャパシティビルディング関係の活動に関し、多国間および二国間の多様な組織を指導する方式についても合意できなかった。

適応（AWG-LCA）：午前中のAWG-LCA草案作成グループ会議で、締約国は、損失および損害への対処法を検討した。多数の締約国が、脆弱な途上国における気候変動の影響による損失および損害に対応する国際メカニズムを設置するとの提案に支持を表明した。多数の締約国が、この提案の要素を明確にするよう求めた、この中には次のものが含まれた：寄付の特性；メカニズムを、SBIの指導の下にするか、それともSBSTAの下のもにすべきか；メカニズムの要素を詳しく規定するプロセス；民間部門の役割；既存のリスク管理システムとの連携；参加性の確保。多数の締約国が、このメカニズムはCOPの権限の下にすべきだと強調した。一部の締約国は、多くの要素についてさらに詳しく規定する必要があると指摘し、この提案はまだ「未熟」だと述べたが、他のものは、メカニズム設置に関する主な決定が行われたところで、主要要素の詳細を

国家主導の形で決めるべきだと説明した。ある締約国は、保留されている要素を規定する作業計画が有用だと強調した。多数の締約国が、このメカニズムを一連の適応ツールの構成要素の一つにすべきだと提案した。ある締約国は、脆弱な締約国の懸念に対処する表現を盛り込むよう提案し、多数のものがこれを支持した。多数の締約国が、カンクンで具体的な成果を挙げる必要があると指摘し、文書における共通の理解を反映させるかどうか検討した。

緩和（緩和行動の費用効果を高めこれを推進する多様な手法、市場利用機会など）(AWG-LCA)：バリ行動計画サブパラグラフ1(b)(v)に関する草案作成グループの午前中の会議で、多数の締約国が、AWG-LCA議長の改定文書に満足感を表明した。しかし、一部の締約国は、この文書には自国のオプションが十分反省されていないと強調し、天津文書の利用を希望した。一部の締約国は、今後の進め方に関し、明確なプロセスを求めた。非公式協議が続けられる。

緩和（先進国）(AWG-LCA)：バリ行動計画サブパラグラフ1(b)(i)の草案作成グループの会議で、多数の締約国が、AWG-LCA議長文書にある考えから、交渉のため練り上げられた文書に移る必要があると指摘した。「目標」および「約束」に関しても異なる意見が披露された。一部の締約国は、目標に関する情報を決定書の附属書に入れるよう希望したが、他のものは、法的拘束力のある合意がない以上、附属書では十分な確実性がないと指摘した。一部の締約国は、成果文書の法的様式を明確にするよう求めた。

締約国は、個別の緩和プレッジを明らかにし、そして／または附属書 I 締約国全体の緩和努力の野心レベルを決定するプロセスの立ち上げに関し、異なる意見を表明した。一部の締約国は、プレッジを明らかにし、そして／または全体の野心レベルを明らかにするプロセスと、プレッジに関する想定条件を明確にするプロセスとを合体するオプションを提案した。多数の締約国が、京都議定書の下で第2約束期間を設置する必要があると強調したが、別な締約国は、AWG-LCA議長文書の中で京都議定書に言及することに疑問を呈した。

また締約国は、作業計画やワークショップを通して、先進国による緩和と途上国による緩和に対応するプロセスを設置するかどうか議論した。一部の締約国は、「新しいプロセス」の立ち上げに懸念を表明した。

緩和（セクター別アプローチおよびセクター別行動）(AWG-LCA)：非公式協議で、締約国は、進行役の覚書、コペンハーゲンでの作業 (FCCC/CP/2010/2) 天津交渉文書 (FCCC/AWGLCA/2010/14) およびAWG-LCA議長文書 (FCCC/AWGLCA/2010/CRP.1) から、統括文書に含めるべき主要要素を特定するよう求められた。多数の締約国が、この手法に反対し、天津文書にはすでに多様な締約国の意見が盛り込まれていると指摘し、カンクンで具体的な成果を挙げる時間がないと強調し、特に農業部門など特定部門での問題に関し、パラグラフの「実を取る」やり方の危険性を指摘した。

主要要素に関し、多数の締約国が次の点を指摘した：枠組み全般；農業；国際航空輸送および海上輸送。多数の締約国が、ハイドロフルオロカーボンに主要要素に含めることに反対し、この問題はこのグループのマンデートに入っておらず、これまでに議論されてきた特定部門でもない指摘した。多数の諸国が、条約4.1(c)条（技術移転）強化の一般枠組み、バンカー燃料、農業部門の詳細に焦点を当てて議論し、特定部門の議論に移ることを強調した。一部の締約国は、枠組み全般に含めるべき文章案を提示した。ある締約国は、枠組み全般について、共有ビジョングループで議論すべきかどうか疑問を呈した。

第IV章 (手法論バスケット) (AWG-KP) : 手法論問題のバスケットに関するスピノフグループの会議で、締約国は、新しいGHGs、最善の科学の利用、AWG-LCAとの一致、共通の尺度に関しさらに議論する必要があるとの認識、短寿命ガスの取り扱いについて 議論した。共通の尺度に関し、締約国は、IPCC第4次評価報告書のGWPを利用するかどうか議論した。新しいGHGsに関し、締約国は、GHGsのリスト拡大の必要性で合意し、新しいGHGsの議論と議定書附属書 A改定の議論との関係に関する法律面での懸念について検討した。

CDM (COP/MOP) : 午後の非公式協議で、締約国は、CDMに関する追加ガイダンスのCOP/MOP 決定書草案について、審議を続けた。締約国は、COP/MOPでの採択に向けこの文書での合意を目指し、パラグラフごとの検討を行った。しかし、パラグラフの全て合意することはできなかつたため、協議を続ける。

緩和 (途上国の緩和) (AWG-LCA) : 午後、途上国の緩和に関する草案作成グループは、AWG-LCA議長が作成したAWG-LCA成果文書 (FCCC/AWGLCA/2010/CRP.2) で可能な要素に関する関連セクションに焦点を当てた。この会議の目的は文書に関する締約国の意見やコメントを集めることであつた。多数の締約国が、全面的な交渉モードに入る用意があると 表明し、決定書の表現を盛り込んだ文書改定案を求めた。締約国は、多様な提案も提起しており、この中には次のものが含まれる：提案されているレジストリの目的、機能、範囲；報告頻度；途上国での差異化；国際協議および分析 (ICA) の意味合い、目的、範囲；支援を得たNAMAsおよび支援がないNAMAsに関する報告方式；MRVのスコープ。締約国のコメントをベースに、新しい文書が作成される。

JI (COP/MOP) : 午後の非公式協議は、JIに関する問題のCOP/MOP 決定書草案に焦点を当てた。締約国は、決定書草案をパラグラフごとに検討し、COP/MOPでの採択を目指す決定書文書での合意を目指した。協議が続けられる。

附属書 I排出削減量 (AWG-KP) : 「数値」に関するスピノフグループの会合で、締約国は、余剰割当量単位 (AAUs) の繰越オプションについて議論した。事務局および締約国数カ国は、多様なオプションの影響を数量化するため更なる作業を提示した。

共有ビジョン (AWG-LCA) : 共有ビジョンに関する草案作成グループの午後の会議で、締約国は成果文書に含まれる可能性がある要素に関する議長の新しい覚書について、意見を述べた。多数の先進国が、議長覚書を今後の交渉の土台として利用することを支持したが、途上国は、「全ての締約国の意見を反映する」天津文書に基づく作業継続を求めた。

一部の途上国は、一部の先進国と共に、覚書に入れられていない要素を指摘した、この中には次のものが含まれる：短期目標および長期目標；持続可能な開発；レビューを含めること；法的拘束力のある成果という表現。他の途上国は、文書に含まれていない概念を強調した、たとえば：人権および先住民の権利；母なる大地の権利；気候裁判所の創設；資金供与義務。多数の途上国が、2°C目標に対する懸念を表明し、気温上昇を1.5°Cより可能な限り小さいレベルで抑えることを希望した。ある国は、「世界の大気スペースに対する公平なアクセス」などの新しい概念を入れることに反対し、別な国は、水や水管理への言及を求めた。

多数の先進国が、歴史的な責任および大気スペースへの公平なアクセスへの言及に反対し、これらの概念は条約に入っていないと述べた。多数の途上国が、排出削減量の長期世界目標およびレビューの頻度を盛り込むことを支持し、濃度目標よりも気温目標の採用を希望した。

緩和(対応措置) (AWG-LCA) : 対応措置の影響に関する草案作成グループの午後の会合で、締約国は、議長の新しい覚書、および過去のバージョンの文書について議論した。締約国は、文書のスリム化を続け、特に情報交換に焦点を当てた。先進国は、援助への言及削除に反対したが、途上国はこれを支持し、援助は対応措置の影響に関しUNFCCCに盛り込まれた概念ではないと指摘した。途上国は、UNFCCCには悪影響回避のため、途上国締約国のニーズや懸念に合致する技術の移転および資金供与を行う行動が含まれていると強調した。

締約国は、土曜日からの貿易問題に関する議論を再開した。ある先進国は、文書の中で貿易に言及することに反対したが、途上国数カ国は、気候変動を理由として一方的な貿易措置や貿易上の保護主義を採用することがあってはならないということが「極めて重要」とであると強調した。

進行役は、グループに対し、グループ内で貿易に関する一致した表現を打ち出し、文章をスリム化する制度アレンジも提起するよう求めた。その後、締約国は、文章全体を通したパラグラフごとの検討を行い、さらによりよい表現にするとところがないか調べた。

条約17条(議定書)に基づく締約国提案(COP) : 夕方のコンタクトグループ会合で、議長のMichael Zammit Cutajar (マルタ) は、条約17条(議定書)の下で締約国が提出した6件の提案は、次回のCOPまで机上に残されると繰り返し、新しく提案することも可能だと述べた。同議長は、AWG-LCAの成果文書の法的形式に関し締約国が異なる見解を抱いていると指摘した。

グレナダはAOSISの立場で発言し、COP 決定書草案を提出した、この文書には特にAWG-LCAがCOP 17において「条約の下での法的拘束力のある制度をその最終合意の成果として」提出すべく、「新たな緊急性の意識を持ちその作業を継続」との要請が含まれる。コスタリカおよび多数のAOSIS加盟国は、AWG-LCAに対し、ダーバンでのCOP 17において法的拘束力のある制度を採択すると明確なマンデートを持ち、作業を続けるよう求めた。EUは、2つの交渉トラックの下で法的拘束力のある成果との表現を追加するよう提案した。ベネズエラは、現在の法的体制強化に関する記述および京都議定書への言及を加えるよう求めた。

南アフリカは、合意の必要性を認識する一方、この問題はAWG-LCAの成果だけでなく、より広範な問題であると強調した。同代表は、京都議定書の下での第2約束期間も設立するバランスのとれた成果を求めた。

ボリビアは、いかなる新しい法的拘束力のある制度であれ、その信用は、京都議定書の下で第2約束期間が採択されるかどうかにかかっていると強調した。サウジアラビアは、中国およびその他と共に、「形式が定まれば、機能はついてくるはずだ」と繰り返した。同代表は、京都議定書の下での第2約束期間で合意する前に、機能が明確化されることは不可能だと強調した。モルディブは、「形式は機能に従うべきだ」とするフレーズへの拘りで交渉が遅れていることを嘆いた。ノルウェーは、形式と中身を並行して議論することは可能だと発言した。

インドは、カンクンで実現できることに焦点を当てる必要があると強調した。同代表は、法的拘束力という状況は議定書からだけ得られるわけではないと説明し、提案されている議定書の内容についても、AWG-LCAで既に議論されていると述べた。インド、中国、その他は、締約国に対し、AWG-KPとAWG-LCAに注目するよう求めたが、ツバルは、コンタクトグループでの議論を続けるよう求めた。

フィリピンは、AWG-LCAの成果を予断することは避ける必要があると指摘し、COP 決定書または議定書という両方のオプションを机上に残すべきだと指摘した。また同代表は、AWG-LCAの成果に係る遵守体制の特性を検討する必要があると強調した。

オーストラリアは、法的拘束力のある成果に対する同国の支持、および単一の新しい議定書または京都議定書の継続も含めた組み合わせに関する柔軟性を繰り返した。同代表は、法的形式を明確化するなら、交渉の前進に役立つ可能性があるとして述べた。

米国は、バリ行動計画に基づく既存のマンデートの柔軟性に注目し、主要経済国が先進国と同等の法的効力を持って緩和努力を行うと明記することなく、法的形式にのみ焦点を当てる新しいマンデートを受け入れる立場にないと発言した。

議長はZammit Cutajarは、「形式が機能に従う」との考えなど、議論がこれまでの議論の繰り返しであると指摘した。しかし同議長は、米国の発言など、一部の意見発表は「形式と機能を結び付けて」いるようだとして述べた。また同議長は、締約国が「法的拘束力」とは何かについて異なる意見の表明を続けていると強調し、こういった違いは全て「まとめるのを困難にしている」と述べた。同議長は、ベネズエラとEUが「それぞれ異なるやり方で」2つの交渉トラックの成果を結び付けるとの提案をしたと指摘し、締約国に対し、相互に話し合うことを奨励した。

AOSISは、提案した決定書を議論するプロセスを求めた。議長はZammit Cutajarは、あとで追加の会議時間について発表すると指摘した。ベネズエラは、法律の議論と政治問題とを切り離すラウンドテーブルでの議論を提案した。

第II章 (LULUCF) (AWG-KP) : LULUCFスピンオフグループは午後に会合を開催した。この会議では、プロセスの問題、今後の進め方の問題に焦点を当てたが、実質的な議論は行われなかった。締約国は、共同進行役のノンペーパーのうちどのバージョンを使うべきか、それぞれ異なる意見を表明した：一つは全ての締約国提案を統合するもの、もうひとつは2つの異なるオプションを保持するものである。AWG-KP議長がグループと話をした。議論は続けられる。

NWP焦点フォーラム

月曜日夕方、影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画 (NWP) 第4回焦点フォーラムが開催された。SBSTA議長のMama Konaté (マリ) が締約国およびNWPパートナー組織を歓迎した、このイベントは適応に関する行動強化を支援する知識管理および学習に関し議論し、NWPパートナーが実施し計画する活動の総括を行う場を提供することを意図したものである。

事務局は、適応の交渉ならびにNWPの実施に関する最新の情報を提供し、現在NWPパートナー組織は203におよび、136の行動プレッジを受け取ったと指摘した。

パートナー組織は、成功例、NWPが進行するにつれ検討する必要がある問題、および今後の方向性に関する考えについてコメントした。世界エンジニア組織連盟 (WORLD FEDERATION OF ENGINEERING ORGANIZATIONS) は、UNFCCCが多様な行動プレッジの成功を正式に認めるよう提案し、NWPに関する事務局の優れた支援を指摘した。ミュンヘン気候保険イニシアティブは、NWPの価値を強調し、NWPのワークショップは締約国とパートナー組織を結び付ける触媒のような特性があると指摘した。WMOは、15件の新し



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

い行動プレッジを強調し、NWPは科学と政策を結び付けるのに成功したと指摘し、将来、気候ツールの概要が定期的に更新されることを希望すると述べた。

IUCNは、セクター別の製品および地域別の製品、NWPの下での組織と締約国のニーズとの連携を提案し、マッチングメカニズムなど可能なオプションを指摘した。開発学研究所 (INSTITUTE OF DEVELOPMENT STUDIES) は、NWP、パートナー組織、締約国が、援助の要請やニーズに関し繰り返しの議論を提案した。国際総合山岳開発センター (INTERNATIONAL CENTRE FOR INTEGRATED MOUNTAIN DEVELOPMENT) は、地域間の協力を推進するよう提案した。タジキスタンは、特定の地域、セクター、利害関係者グループに対し、情報を適合させる必要があると強調した。国連国際防災戦略 (UN-ISDR) は、ワークショップでの利害関係者の多様性を強調し、これにより新たなパートナーシップが可能になるほか、協力をさらに進めることの重要性を強調した。

国連開発計画 (UNDP) は、NWPの製品は「地に足をつけて」用いられてこそ有用であると指摘した。同代表は、世界レベルで何が達成できたかと、各国レベルで何が行われているかのインターフェースを改善する必要があると強調し、締約国と組織を適切なパートナーと結び付けるNWPヘルプデスクの設置を提案した。世界水パートナーシップ (GLOBAL WATER PARTNERSHIP) は、情報を各締約国の真のニーズに合わせる事が重要だと強調した。

ストックホルム環境研究所は、気候と開発問題の橋渡しをする手段としての*Tiempo*誌を強調した。同代表は、*Tiempo*誌の本予算が削られたことを指摘し、これを継続するためのパートナーシップを求めた。日本海洋研究開発機構は、カリブ海での数件のモデル化イニシアティブ、途上国の適応専門家の訓練に焦点を当てた。PRACTICAL ACTIONは、適応の概念枠組みについて作業する必要があるとあり、知識製品の普及に向け知識を仲介するものが重要だと指摘した。

メキシコ国立大学と国連宇宙空間事務所 (UN OFFICE OF OUTER SPACE AFFAIRS) は、先住民社会による天候パターンの変化を見極める努力に対し、支援する必要があると指摘した。IBERO-AMERICAN NETWORK OF CLIMATE CHANGE OFFICESは、NWPサポーターのネットワーク設置を提案した。議論は継続し、パートナー組織は、特定行動での進展を強調した。

廊下にて

カンクンでの国連気候変動会議は第2週が始まり、多数の参加者が日曜日にあまり休めなかったとコメントした。日曜日午前中と午後早く、最近到着した閣僚たちは、COP議長のPatricia Espinosaが呼びかけた非公式プレナリーに出席し、今後の進め方に関する政治的ガイダンスを探った。ある参加者は、このプレナリーでCOP議長のEspinosaが、先進国と途上国の閣僚をペアにして特定の問題について作業するなど、議論を進めるための新しい手法を発表したと報告した。同議長は、共有ビジョン、適応、資金と技術およびキャパシティビルディング。緩和とMRV、AWG-KPでの問題に関する5つのペアを発表した。他の閣僚は、他の特定問題が持ち上がったところでこれを支援することになる。多数の締約国が、COP議長による透明性確保の努力を喜んでいただいようだ。「プロセスについて見えているものが得られると信用できるようになってきた」とあるものはコメントした。別のものは、単一のプロセスで「コペンハーゲンの残影を消し去る」ことの正当性を指摘した。



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

多くのものがこのオープンなプロセスを称賛したが、一部のものは、これで決定書に結び付くのかどうか疑った。「いくつもの国際交渉に関わってきたが、どの場合も最終的には小さな部屋に移っての作業となった。このようなプロセスで、進行役に相対してではなく、お互いの顔色をうかがって行わなければならない複雑なトレードオフができるのかどうか、まだわからない」とあるベテランの交渉担当者は述べた。他のものは、これに付随してどういう計画があるかを疑い始めていた。「メキシコのCalderon大統領は、日曜日の森林の日のスピーチの中でREDD+に関する決定書を取りまとめる意思を強調した。国際社会は、京都議定書の将来やAWG-LCAでのMRVといった重要問題が解決されない中で、REDD+の決定書を進める意思があるのか？」と保守的なNGO代表は問いかけたが、この代表は、楽観的な展望を示した。

一方、コペンハーゲンやその後の始末に関するWikiLeaksの話で、参加者が眉をひそめる状況が続いている。最も物議をかもした問題は、資金に関する先進国と途上国の両方の動機である。一部の途上国は、噂に不快感を示し、「誤った情報」を質すことを求めている。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Matthew Sommerville. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Cancun Climate Change Conference can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.

カンクン会議ハイライト

2010年12月7日 火曜日

火曜日午前、閣僚級会合(ハイレベルセグメント)の開会式典が行われた。また、COP/MOP、AWG-LCA、AWG-KPの下では、多くのコンタクトグループや非公式協議が終日開催された。

閣僚級会合

火曜日午後から閣僚級会合が開幕し、歌や踊りで閣僚のメキシコ入りを歓迎していた。

UNFCCC フィゲレス事務局長は、締約国は「重大な局面」にあるとし、「プロセスを軌道に戻すため」、いったん短期的な国益は脇に置くよう促し、主要問題に関する「調停」を要請するとともに、カンクンで合意に到達できない場合はすべての国の長期的な利益を脅かすことになる」と述べた。

国連バン・キムン事務総長は、長い年月を費やした交渉にふさわしい進展が無いとの懸念を示し、カンクンですべての問題の最終決着をつけることが絶対に求められている訳ではないが、すべての局面で進展が図られるべきだと語った。

メキシコのカルデロン大統領は、何十億の人々が「我々が必ずや気候変動対策を打ち出すこと」を期待しているとし、多国間システムに対する信頼醸成においては先週重要な進展があったと強調した。しかし、その進展は温暖化防止とグリーン経済活性化、パラダイムシフトの実現のためになすべきものだと述べた。

閣僚級会合は午後にも続けられ、各国政府の首脳やグループ代表者によるステートメント発表が行われた。各国の声明発表は水曜、木曜も続けられる。ステートメントは全て下記サイトに掲載：
(<http://webcast.cc2010.mx>)。

コンタクトグループ及び非公式協議

適応基金 (COP/MOP): 午前の非公式協議とコンタクトグループの開催中、締約国は適応基金理事会と適応基金のレビューに関する報告書についての改訂テキスト案を検討した。

非公式協議で、多くの締約国が若干の修正を加えた改訂テキストを支持した。適応基金理事会の報告書に関しては、各国の実施組織の認定に関するワークショップ案で意見の違いが残った。一部の締約国は、ワークショップについて記載することに反対した。一方、他の締約国は、テキストでは、適切な時だけワークショップを開催するよう担保することにより、ワークショップは資金の利用可能性と理事会との事前協議に従わなければならないとされていると述べた。

その後のコンタクトグループでは、フィリピンは本件に関する1年の交渉でも合意に至れなかったことが残念だと述べたが、ワークショップ開催案は最近紹介されたものだとEUが指摘した。

遵守 (COP/MOP): 午前の非公式協議では、遵守委員会執行部の決定に対するクロアチアの上訴に関する検討が続けられた。共同議長が示したCOP/MOP決議案が議論の焦点となった。また、遵守に関する京都議定書改正についてのある締約国の新たな提案が取り上げられた。協議は継続予定である。

1章(附属書I国の排出削減) (AWG-KP): 午前の「数値」に関するスピノフグループでは、テキストにある選択肢の絞込み作業が行われた。AAUのキャリーオーバーに関する議論を反映させるため、「変更なしオプション」の挿入が決められた。また、閣僚レベルの政治的な意志決定を円滑にするため、京都議定書3.1条(GHG削減・抑制の約束)、3.7条(第1約束期間の割当量の算定)、3.9条(附属書I国のさらなる約束)、4.2条及び4.3条(約束の共同実施)改正に関するオプションを括弧付きの一つのテキストに纏めることとなった。

IV章(方法論バスケットの問題) (AWG-KP): 非公式スピノフグループで、地球温暖化係数に関するテキストが検討された。また、IPCCの第2次評価報告書か第4次評価報告書のいずれかの利用が締約国全体および各国の排出量に及ぼす影響についても検討された。AWG-LCAで一貫性がある方法論の利用が重要だと一部の締約国が強調した。また、新たな温室効果ガスの追加を検討することに関心を示す締約国もあったが、特定ガスについては見解の相違が残った。AWG-KPの副議長からAWG-KP議長に報告を返す予定である。

II章(LULUCF) (AWG-KP): 午後の非公式協議では、進行役のノンペーパーをベースに土曜の内容から前進させることで合意した。その後、エネルギー部門で今後バイオエネルギーを算定することを強調しつつ、伐採木材製品について議論した。また、不可抗力の問題や火災の算定によって直面する課題が取り上げられた。参照レベルについては、各国の国情の違いに対応することによる複雑性と柔軟性の両方を反映させる必要について議論が行われた。

共有ビジョン (AWG-LCA): 午前の草案グループで、月曜の議論を踏まえた改定テキストが検討された。このテキストには、特に、過去および現在の世界の排出量;350ppm未満でのGHG濃度安定化;先進国全体のGHG排出量を2050年までに1990年比で少なくとも50%削減;先進国のGHG排出量を2050年までに1990年比で85-95%削減または95%以上削減;人権の尊重に関する新たな文言が盛り込まれている。

多くの途上国は締約国のサブミッションを「選り好み」することに反対した。いくつかの先進国は、テキストは「完璧ではなく」、彼らが支持する多くのオプションが省略されているものの、閣僚級会合に向けて何らかの成果をあげたいと締約国が希望するならば、それが「唯一の道」だとの見解を示した。

また、歴史的責任や実施上のギャップに関して多くの途上国から提案されているテキストが議論された。「気候変動は人類が直面している最大の課題のひとつ」であり、UNFCCCの実施を強化し、「困難な排出上限枠」ではなく排出目標を定めて、各国の「多様で変化する」状況を勘案しつつ締約国の行動や政策の指針とするビジョンを締約国が共有していると再確認することに数ヶ国が賛同した。多くの途上国は、歴史的責任を強調し、附属書I国が、資金や技術移転を含む問題でリーダーシップを発揮するよう求めた。多くの先進国は、UNFCCCが歴史的排出量と現在の排出量について明記していると強調した。

附属書I国が「気候負債 (climate debt)」の返済費としてGNPの6%を途上国の緩和・適応のため、GNPの1%を森林関連の活動支援のための資金として拠出することを義務付けるテキストを挿入することを求める提案が出た。いくつかの先進国は進行役のテキストを妥協点として利用することを提案したが、途上国の一部は締約国

主導のテキストが存在していないとして、議論を進めるべきかどうかという点について合意されていないと主張した。進行役がAWG-LCA 議長と協議する。

資金、技術 AND キャパシティビルディング (AWG-LCA): 資金: 午前の草案グループでは、資金に関する決定書草案に含める要素を記載した改訂版ノンペーパーが紹介された。この文書には、早期開始資金、長期的資金、新基金の設立案、およびCOPに基づき資金メカニズムと気候資金供与を支援する新たな組織案についてのセクションとオプションが盛り込まれている。また、ノンペーパーには、基金設計のための委託条件が記載された付属書も含まれている。

テキストを見直すために小休止を取った後、締約国が最初の感想を述べた。ある先進国は、スコープと細目に関してテキストが急に野心的な内容になったとし、今週の合意にむけた強い期待が裏切られてしまうかもしれないとの懸念を示した。

早期開始資金については、途上国が、テキストには、資金拠出が純粋に新規および追加的なものか、適応と緩和に公平に配分されているか、2010年にどれだけ支出されているかという点を含め、透明性に関する詳細な情報を記載すべきだとの見解を示した。ある途上国は、別の途上国グループを早期開始融資の優先的な対象国リストに追加することを提案した。また、LDC、SIDS、アフリカに加えて、「干ばつや洪水、砂漠化などの影響を受けやすい脆弱な生態系をもつ地域や気候変動に関連した異常気象や災害の頻発に直面している地域を有する途上国」も追加した。

長期的資金については、途上国は、先進国が2020年までに年間1000億米ドルを約束すると記載するよりも、途上国支援費として先進国はGDPの1.5%を拠出すべきだとする案を支持した。多くの先進国が、資金拠出の主要な資金源が評価を受け、UNFCCC附属書II締約国の分担金となると記載するテキストに対して留保を示した。一部の先進国が、国連事務総長の気候資金に関するハイレベル諮問グループについて記載する案を支持した。

他方、新基金の理事会については、多くの途上国がSIDSおよびLDCのための代表について言及することを主張した。

技術: 草案グループの昼前の会合で技術の検討が行われた。途上国は、合意の主要な要素を記載する案と作業計画を定める案の2つの決定書が可能だとの素案を示した。数名の参加者が同グループの会合と朝方行われた二国間協議での進展を歓迎したが、いくつかの先進国からは交渉全体でめざしている「バランス」が欠如していることが遺憾だとし、まだ技術メカニズムに合意できないとの見解を示した。数名の発表者がカンクンで合意可能なものと2011年にさらに協議すべきものを特定する案を支持した。

キャパシティビルディング: 午後の非公式草案グループでキャパシティビルディングが注目された。改訂テキスト案がパラグラフごとに検討された。多くの途上国は法的拘束力を有する文書の中にキャパシティビルディングに関する技術パネル設置のためのオプションを残す案を支持したが、多くの先進国は、既存の国際合意やマニフェストとして提案されているものの中にキャパシティビルディングを含めているか再確認するという案を支持した。資金メカニズムの運用組織の記載や新基金設立案の記載法について、ある締約国から、これらが同時に行われている他の交渉を予断する可能性がある」と述べた。また、途上国のキャパシティビルディングを目的とした

先進国側の資金供与の報告に関するテキストと、その支援金の使途を含めた途上国の気候変動への対応力強化に係わる進捗報告に関するテキストで、意見の違いが残った。協議は継続予定である。

緩和（緩和行動の費用対効果向上と促進のための市場の活用を目指す機会を含む各種アプローチ）

(AWG-LCA): 午前の草案グループで、AWG-LCA議長メモをベースに作成された改定テキストの検討が続けられた。オプションの絞り込み作業が続けられる。

一部の締約国からの文案の性質に反応して、オプション自体の中身を「否定」するかのような文言の挿入に幾つかの締約国が反対を唱えた。数々の締約国が、締約国は自国のオプションに係わる文言案だけ作成すべきだとの意見も出された。しかし、それには、どの締約国もいかなるオプションに文言を挿入する権利はないと主張して反対する意見が出された。これに対して、多くの締約国が権利はあるとの認識を示したが、オプションの本質に反するような文言を提案することは控えるべきだと要請する意見があがった。文案作成作業が続けられた。協議継続予定である。

緩和（先進国と途上国）(AWG-LCA): 午前の草案グループでは、先進国の緩和と途上国の緩和に関してAWG-LCA議長メモと締約国の意見を踏まえて進行役が作成した新たなテキスト案が焦点となった。この二つのテキストに関する全体的なコメントが寄せられた。

多くの締約国は、様々な漏れがあると強調しながらも、テキストに決定書の言葉が含まれているという事実には満足感を示した。多くの締約国はテキスト間およびテキストとAWG-LCAのその他の作業間にもバランスが欠如しているとの認識を示した。いくつかの締約国は特に、緩和行動、報告の約束、および算定及びその他のルールのためのガイドライン整備に関する本文の文言が無いことに遺憾の意を示した。また、提案されている登録簿の目的とスコープに関しては、各国から様々な意見が出された。途上国のNAMAすべてを含めるべきだとの意見がある一方で、すべてのNAMAは決定書の付属書の中に記載すべきであり、提案されている登録簿には支援要請があるNAMAに限定すべきだとの意見もあった。さらに、報告の頻度と性質、これらの問題を決定する組織(AWG-LCAか、SBIか)についても意見が分かれた。

先進国は緩和の「行動」か「約束」のどちらを引き受けるべきか、そうした「行動」あるいは「約束」のレベルと法的性質、そして京都議定書との関係性について多くの締約国がコメントを出していた。いくつかの締約国は、先進国同士および先進国と途上国間の双方の行動または約束の比較可能性の問題に取り組むべきだと強調した。また、多くの締約国がすべての国の誓約をカンクン決議の付属書の中に定着させるよう提案した。しかし、この提案には反対意見も出た。「あくまでも非公式な」協議が続けられる。

緩和（セクター別アプローチ・セクター別の行動）(AWG-LCA): 午前の非公式協議で全体的な枠組みと農業に関する議論が行われたことが報告された。

農業については、作業計画および貿易や適応、食料の安全保障、先住民の参加などを含むセクターの主要な要素の特定の療法に対する期待が取り上げられた。多くの締約国は、主要な要素が盛り込まれるならば様々な既存のテキストをベースに作業するという柔軟性を示した。

今後の方針については、意見の違いが残り、多くの締約国が全体の枠組みを取り上げてから個別のセクター問題に対処することを希望したが、バンカー燃料と農業を議論すべきだとの意見が出た。結局、包括的な全体

の枠組みに関するパラグラフを取り上げた後、各セクターの「骨組みづくり」のための規定について議論をすることが決まった。農業のテキストについては現状のままですべて完成されているとの意見が優勢だった。

また、全体の枠組みの中で検討すべき主要な要素が議論された。すなわち、条約の4.1(c)条(技術移転)の記載;セクター別アプローチの有用性;条約の諸原則の記載;セクター別アプローチ・セクター別の行動の自主的な性質についてである。多くの国々は条約の規定と諸原則の整合性を図る必要があるとし、共通だが差異ある責任の原則を明記することを支持していたが、上記の最後の2つの要素については意見対立が残った。また、バンカー燃料に関連して、同原則を検討するかという問題でも意見の相違があったが、国際民間航空機関(ICAO)がすでに締約国間の意見の違いについて認識しているとの指摘もあった。さらに、共通だが差異ある責任の原則を国際海事機関(IMO)の技術面、運用面の問題にも適用すべきかという点でも様々な意見が出された。

午後の草案グループでは、コペンハーゲンか天津のいずれかのテキストの使用や2つのテキストの併用に関して多岐にわたる意見が出された。また、これから発表されるAWG-LCA議長テキストに反映させるよう進行役(ファシリテータ)に文言修正の権限を与えるかどうかという議論が行われた。その後の争点は農業テキストにある貿易の検討であり、妥協案となるテキストを各国が提案した。フレーミング、バンカー燃料、改訂版テキストに反映させられる問題などについて夕方まで議論が続けられた。

項目3(附属書I国のさらなる 約束)(AWG-KP): 夕方のコンタクトグループで、AWG-KPのJohn Ashe議長(アンティグア・バーブーダ)が改訂版議長テキスト(FCCC/KP/CRP.4/Rev.1)およびスピノフグループの今後の会合について強調した。AWG-KPのアッシュ議長は、「主要な政治的問題」に関する閣僚協議の議長に英国およびブラジルの閣僚が任命されたと述べ、交渉グループや締約国とのこれらの協議の概要を伝えた。また、京都議定書の第2約束期間の設定上の課題やAWG-LCAの緩和に関する議論との兼ね合いで起こる問題などを特定した。Luis Alfonso de Alba(メキシコ)はCOP/MOP エスピノサ議長が今後の方針を検討するための閣僚会合を開催すること、COP/MOPストックテイキングプレナリーが水曜の朝開催されることを伝えた。

LULUCFについては、Iversen共同進行役(デンマーク)は、森林管理に関するオプションをスピノフグループで絞り込むことができなかったが伐採木材製品についてのテキストは明確になったと報告した。

柔軟性メカニズムについては、AWG-KP 副議長 Adrian Macey(ニュージーランド)が第1約束期間以降の京都メカニズムの継続案ならびにCDMプロジェクト活動の地域配分と共同便益について言及した。

方法論バスケットの問題では、AWG-KPのメーシー副議長が複数の新ガスと地球温暖化係数に関する明確なオプションを示し、これらの問題についてはカンクンで解決可能だと述べた。

Leon Charles共同進行役(グレナダ)は、「数値」グループでAAUキャリーオーバー及び余剰AAUの問題に関する検討が続けられ、案文の簡素化法についても検討が行われたことを伝えた。コンセンサスは形成されていないが、余剰AAUおよび繰越問題を取り上げたいという意欲があったと伝え、本件に取り組む時間がグループにあれば良いとの考えを示した。

潜在的な影響については、AWG-KP議長は二国間協議を実施していたが、その結果を後で締約国に報告すると伝えた。その後、水曜午前に議長テキスト改訂版を提供できるようにすると伝えた。

廊下にて

火曜日午後、カンクン閣僚級会合が開幕した。メキシコの美しさが鮮やかなパフォーマンスで表現され、温暖化対策で今、何が問題となっているのか参加者に訴えかけていた。同時に、ムーンパレスでは一日中、様々な非公式交渉が行われていた。次の交渉段階に備えて各国の専門家や閣僚は案文を練る作業に入った。

非公式会合では、建設的な雰囲気をとどめるグループもあれば、「全く進展なし」というグループもあった。先進国と途上国の緩和に関するテキストに取り組むAWG-LCA草案グループの出席者の多くは、決定書テキストができて満足な様子で、「本格的な交渉モード」に移る構えになっていた。「ようやく!」という思いを口にする出席者もあった。しかし、決定書の文言には必ずしも進展がみえないと釘を刺す出席者もいた。「とりあえず様子見だ。この会合で各国は単純に自分達が提案する選択肢をテキストに戻そうとすると見ていたが、案の定、もうそのような動きが出てきた!」と、ある参加者が話す。「市場メカニズムを含む各種の緩和アプローチ」に関する草案グループは「ほとんど膠着状態」と指摘する。技術の議論をしていたグループ会合から出てきた参加者2、3名に感想を尋ねると「フラストレーションがたまった」と言う。

カンクンで期待される主要な成果の多くの問題で停滞していることから、パッケージ全体に必要な構成要素すべてが収まるべきところに収まるのか、どうすればいいのかと危惧する声が出始めた。ある交渉官は「すべてが進展するまではどの問題も一切進展しないという態度」が交渉の手詰まりの原因をつくっていると心配する。対立している様々な交渉ブロック間の落としどころを見つけようとする兆しもあるが、「意見の隔たりを埋めるのは難しい」と多くのベテラン交渉官が指摘し、「第2の手段」を使うシナリオを描き始めたという交渉官もあった。

例えば、一部のREDD+交渉官は、包括的な決議に至らない場合、多くの途上国で進行中のイニシアティブをベースにREDD+を確実に前進させられるようなシンプルな合意をとりつける戦略に乗り出したようだ。政府交渉のベテランの話では「何とかREDD+の合意を確保しようと躍起になっている国が、その他の問題で人質にとられることなく、市場とセーフガードの問題には別の哲学的な視点をもって同時に適応しようとしている」ようだ。

AWG-KPコンタクトグループの夕方の会合が夜9時頃に終わると、参加者のほとんどはホテルへの帰り支度を始めたが、その他の事務局を含めた関係者は長い夜に備えた。「AWG-LCAとAWG-KPの改訂版テキストが明日公表される。明日の早朝からのCOP/MOPストックテーキング・プレナリーのために会議場に残っていないと…」とある政府の代表団メンバーは急いでコンピュータへ戻って行った。

GISPRI仮訳



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Cancún Climate Change Conference can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

Vol.12 No. 496

2010年12月9日(木)

カンクン会議ハイライト 2010年12月8日 水曜日

水曜日午前中、COPおよびCOP/MOPは非公式の総括プレナリーセッションを開催した。このほか、COP、COP/MOP、AWG-LCA、AWG-KPの下で、コンタクトグループ会合および非公式協議が一日を通して開催された。一方ハイレベルセグメントでは、各国の元首、政府、代表団によるステートメント発表が続けられた。ステートメントは全て下記ホームページに掲載される：<http://webcast.cc2010.mx>

COP非公式総括プレナリー

午前中の非公式総括プレナリーで、COP議長のEspinosaは、カンクン会議のオープンで透明性のあるプロセス、参加意欲のある雰囲気強調した。同議長は、政治問題を議論する閣僚協議を歓迎した。AWG-LCA議長のMukahana-Sangarweは、同議長が改定した議長覚書(FCCC/AWGLCA/2010/CRP.3)にはREDD+および適応での進展、MRVおよび資金に関する明確な一連のオプション、技術に関し動きがなかったことなどが記載されていると述べた。同議長は、先進国および途上国での緩和、約束と行動のMRV、長期的な資金供与、長期的な世界目標および公平性については政治指導が必要だと示唆した。議長のMukahana-Sangarweは、新しいペーパーではAWG-LCAの作業延長を求めていると指摘した。COP議長のEspinosaは、プロセスの重複や並行して行われるものはないと強調し、AWG-LCAの成果を金曜日朝までに提出する必要があると強調した。

COP/MOP非公式総括プレナリー

COP/MOPの非公式総括プレナリーで、AWG-KP議長のAsheは、包括的かつバランスのとれた合意を得るには政治的な決断が必要だと強調した。同議長は、政治的問題および「数値」問題に関しLuis Alfonso de Alba(メキシコ)が行った協議について説明し、重要問題のリストをCOP/MOPに提出する必要があると強調した。同議長は、議長による改定案(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.2)を提出した。COP/MOP議長のEspinosaは、締約国が2012年の後も緩和努力を続けるとの意思を示すことを強調し、締約国に対し、集団での野心レベル向上を求めた。同議長は、午後から文書に関する協議を始めると指摘した。

コンタクトグループ会合および非公式協議

条約17条(議定書)に基づく締約国提案(COP):非公式協議で、途上国グループは、COP決定書草案を提出し、締約国の検討に処した。この文書は、AWG-KPおよびAWG-LCAの「補足的、相關的、相互支援的特性」を認識し、「両方のアドホックワーキンググループの作業において全ての締約国のための包括的、法的拘束力

のある制度を打ち出す」必要があると認識した。またこの文書は、AWG-LCAに対し、作業を継続し、COP 17で採択されるべき法的拘束力のある制度を提示するよう求めた。加えて、この文書は、バリ行動計画、これまでのAWG-LCAの作業、COP 16の成果および決定、UNFCCC17条(議定書)の下での締約国提案に基づく制度にすると指摘した。

この文書に対し、先進国グループおよび他の途上国の多くは、支持を表明した。途上国数カ国は、制度の中身が明らかにならない前にその法的立場について発言するのは時期尚早であると指摘した。ある先進国は、並行して議論を続けることは可能だと述べたが、別のものは、方式に関する議論は明確な政治シグナルに続いて行うべきだと指摘した。

ある途上国は、「京都議定書の条項を想起し、尊重し、それが条約の究極の目的に貢献する重要かつ進行中の役割を認識し」という文章の追加を提案した。ある先進国は、この提案に懸念を評した。また締約国は、COP決定書の法的な地位に関しても議論し、大半のものが、決定書が法的拘束力のあるものとは考えていないと指摘した。

議長は、COP議長に報告し、今後の進め方に関するガイダンスを求めることになる。

CDM(COP/MOP) : 非公式協議で、締約国は、CDMに関係する追加ガイダンスのCOP/MOP決定書草案について、審議を続けた。CDMの下での新しい技術およびスコープの適格性に関し、締約国は、異なる見解を保持続けた。数カ国は、この問題はSBSTAで取り上げるべきだと指摘し、結論書に予断を加えることに警告した。

緩和(セクター別アプローチ)(AWG-LCA) : 午前中、締約国は、進行役作成の新しい文書草案について検討した。当初は、進行役の覚書を、今後の議論を進める土台として検討した。バンカー燃料、農業、一般枠組みに関し、実質的な議論をある程度行った後、進行役の覚書で議論を続けることでは、合意できなかった。一部の途上国は、一般枠組みについての文章、および国際航空輸送および会場輸送に関する文章には、天津での合意が反映されていないと指摘し、一部のものは、一般枠組みに一つのオプションだけにしたいと希望した。多数のものが、天津での一般枠組みの文章を進行役の覚書に入れるよう提案した。多くの締約国が、オプションに「もしくは(either/or)」決定との表現が多くなっているとして失望感を表明したが、他のものは、オプションは閣僚たちが落とし所を見出すための議論の開始点を示すのではないかと指摘した。天津での追加表現を取り入れるかどうかに関し、一部の締約国は自国のオプションを進行役の覚書に保持するよう求めた。

多数の締約国が、農業に関する文章を支持すると表明した。一部のものは、農業と、バンカー燃料および一般枠組みを分けて議論するよう提案した。しかし、他のものはこの提案に反対した。締約国は、夕方、農業に関する「非公式の非公式」協議を開催することで合意した。

適応基金(COP/MOP) : 午前中の非公式協議で、締約国は、国家実施機関認証プロセスおよび必要条件を熟知することを目的に提案されている地域ワークショップに関する文章草案改定案について、コメントするよう

求められた。途上国は、ワークショップの企画回数を4回以下とすることを希望したが、一部の先進国は、3回を希望する一方、直接アクセスについての経験を積めるようワークショップに関する決定を来年まで伸ばすことを希望しており、このためこの問題については柔軟性があると強調した。その後、締約国はこの議論を一旦中断し、協議を行うこととなったが、合意に達せず、非公式協議は木曜日まで中断されることとなった。

第I章(「数値」)(AWG-KP):午後、「数値」に関するAWG-KP草案作成グループは、オプションB(結果としての議定書の改定)の文章をどう整理するか議論を続けた。締約国は、結果としての改定案のうち議定書3.9条(附属書Iの更なる約束)に関する改定に焦点を当てた、この項目は第三約束期間およびその後の約束期間の決定に関するものであり、この中には第二約束期間が終わるとのくらい前から、第三約束期間などの交渉を開始すべきかという問題が含まれる。議長文書はほとんど変えられることなく残された。

第II章(LULUCF)(AWG-KP):午後の非公式協議で、締約国は、文書のスリム化を図るため、森林管理の算定に関する5つのオプションを議論し、一貫性を持たせ、明確なオプションとすることで合意した。締約国は、参照レベルに関するオプション1について議論し、多数のものが改定案を提案した、この中には森林管理参照レベルの設定の議論を脚注に入れることも含まれた。意見の食い違いが残された。

その後、締約国は、ベースラインに関するオプション2の議論に移り、特定のパラグラフでは、オプション1で既に合意された改定案を適用することで合意した。Net-netアカウンティングに関するオプション3の議論で、締約国は、数件の提案を行ったが、いずれも保持されなかった。ある締約国は、キャップに関するオプション4の削除を提案したが、多数のものが反対した。締約国の一つは、不可抗力および伐採木材製品に関し、新しい提案を行うと発表した。

JI(COP/MOP):JIに関する夕方の非公式協議で、締約国は、COP/MOP決定書草案にある保留パラグラフについて検討した。

JIトラック1のプロジェクト活動に手数料を導入する件に関し、締約国は次の点につき議論した:手数料レベル;大規模プロジェクトと小規模プロジェクトで手数料レベルを差異化する可能性;手数料がかかる時点。ある締約国は、手数料レベルで合意するのは時期尚早であるとし、手数料を決定するプロセスは後日設定すべきだと述べた。一部の締約国は、京都議定書第2約束期間が採択された後、手数料が適用されるとの記述を挿入するよう提案したが、他の多数のものが反対した。

2013年以降、新しいJI運用モデルが必要かどうか、2013年以降、JIを改善するシナリオが必要かどうかに関するJI監督委員会(JISC)の意見に留意するとのパラグラフに関し、一部の締約国は、パラグラフに反対し、「2013年以降」への言及を明確にする必要があり、京都議定書との関係も明確にする必要があると強調した。多様な提案が提起されたが、これには次のものが含まれた:「2013年以降」との記述の削除;JISCの報告書については文書の別な箇所認識していることから、パラグラフ全体を削除する;「2013年以降」との記述に変えて、

「京都議定書第2約束期間」とする。締約国は、これらパラグラフに関し、合意に達することができず、協議が続けられる。

廊下にて

水曜日朝早く、参加者は、午前8時半および9時5分にそれぞれ開会予定のCOPおよびCOP/MOPの非公式総括プレナリーに参加するため、ムーンパレスに到着した。予想どおり、議長のEspinosaは、新しいAWG-KP文書およびAWG-LCAが入手可能となり、レビューを始められると発表した。これらの文書に対する参加者の反応は様々であった：「文書には締約国が推していた要素の多くが盛り込まれており、大半の利害を満足させるはずだ」と、ある楽観的な参加者は指摘した。ベテランの交渉担当者も、「文書はかなり良いようにみえる、技術移転やキャパシティビルディング、適応で進展がみられた」とコメントした。別のものは、更なる作業が欠かせないと説明した：「到達したとまだ言えないが、正しい方向に動いている感じがする」と。

交渉が引き続き熱をおびてきたのとは別に、多数のイベントがこの日一日中、ムーンパレスの内外で行われた。たとえば、夕方早くには、多数のジャーナリストやオブザーバーが、メキシコ大統領Felipe Calderónとの協議に参加した。「行動しないことの結果：今行動する責任」に関する最初のセッションで、エチオピア、パラオ、グレナダ、ホンジュラスの元首、およびアフリカ連合委員会議長は、気候変動の影響に関する証言を行い、それぞれが、どういう適応戦略を求めているか説明した。これらの発言者は、リーダーたちに対し、気候変動の緩和に関し、さらに野心的な約束で合意するよう求め、途上国で進められている適応努力に対し、技術移転や資金供与などで更なる支援を行うよう要請した。Calderón大統領が、COP 16でのCO2排出量と相殺すべく、Oaxacaでの森林を保護する先住民に資金が提供されると発表した際は、拍手と歓声が巻き起こった。同大統領は附属書I締約国に対し、それぞれの旅行で発生した排出量のオフセットに参加するよう求めた。

他方、閣僚たちは、特に緩和、資金、MRV、京都議定書第2約束期間での政治的な違いを調整すべく、議論を続けた。特に重要な行き詰まりとなっている問題を解決すべく、夜遅くまで非公式会合が続けられた。緩和に関する一つの非公式会議が夕方早くに終わった後、ある参加者は、会議の雰囲気について、カンクンでは「だれもが多少納得できそうな何か」をもたらすだろうと、「慎重ながら楽観的」だと述べた。しかし別な参加者によると、「プレッジやMRVを固めるのは、資金問題とともに問題」である。このため、ムーンパレスで懸案となっている問題は、「カンクンの決定書パッケージではどういうものがリストに載るのか」であった。参加者は、REDD+、新しい基金設立に向けてのプロセス、適応、早期資金では、ほぼ固まったのではないかと言いだしたが、議長のEspinosaは、合意がほぼ手中に入ったとは言え、まだ流動的だと想起した。

ホールの別なところでは、進行中の非公式協議でも適応に関する進展がないと嘆く声が聞かれ、ある締約国は、「この辺でダメージを抑えておく必要がある」と指摘した。古くからこのプロセスに関わってきた、ある参加者



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

は、「今プロセスがどうなっているか見極めるのが極めて困難だ。それぞれが自身の問題に陥っていて、それぞれの断片がどうまとめられるかがわからない状況だ。次の2日間にバランスのとれたパッケージが出てくるのが望みだ」と指摘した。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Matthew Sommerville. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Cancún Climate Change Conference can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

Vol.12 No. 497

2010年12月10日(金)

カンクン会議ハイライト 2010年12月9日 木曜日

木曜日一日を通して、コンタクトグループ会合および非公式協議が開催され、閣僚レベルの議論も行われた。夜遅く、COPおよびCOP/MOP議長のEspinosaは、非公式の中間プレナリーを開催した。この日一日、ハイレベルセグメントでは各国元首、政府、代表のステートメント発表が続いた。

ステートメントは、下記ホームページで閲覧可能：<http://webcast.cc2010.mx>

コンタクトグループおよび非公式協議

JI(COP/MOP)：午前中の非公式協議で、締約国は、COP/MOP 決定書草案のパラグラフごとの議論を続けた。

締約国は、第1約束期間後も、第1約束期間の割当量単位(AAUs)を用いたJIプロジェクトのクレジット発行を可能にするパラグラフについて議論した。締約国数カ国は、このパラグラフに反対し、第1約束期間AAUsの排出削減単位(ERUs)への転換は、第1約束期間において達成できた排出削減量を基本とすべきだと述べた。ある締約国は、自国は2013年以降の排出削減量達成に関わる文章を受け入れる立場にないと指摘した。多数の締約国は、この問題を議論する別な方式を提案した。たとえば、AWG-KPに対し次の点を要請する：第1約束期間と第2約束期間でのギャップの可能性に対応するオプションを提案し、COP/MOP 7に作業内容を提起する；または、2012年12月31日を過ぎてERUsを発生させるとのJI監督委員会提案を議論する。

JIトラック1プロジェクトに手数料を導入する問題に関し、締約国は、手数料レベルに関する提案および多様な文章案を検討した。JIの手数料およびレビューについては最終的に意見が一致した。夕方の非公式協議では、2013年以降のJIプロジェクトの継続性、および議定書附属書Bに排出量削減制限の数量約束が規定されていない附属書1締約国でJIプロジェクトのホスト国となる希望を有する諸国に関する問題が保留された。非公式協議が続けられる。

緩和(対応措置)(AWG-LCA)：午前中のバリ行動計画サブパラグラフ1(b)(vi)に関するAWG-LCA草案作成グループ会合で、締約国は、この後の議論の土台としてどの文書を使うべきかで意見が対立した。多数の途上国が、草案作成グループでの交渉で改定された天津文書の利用を支持したが、一部の先進国は、妥協案のベースとして新しい議長文書の利用を支持した。ある先進国は、議論を進めるため新しい議長文書を利用する一方で、全ての締約国の意見を反映するよう、一部の漏れているオプションを再度組み入れ、閣僚の政治的決定の基礎を提供するよう提案した。この提案に対し、他の先進国数カ国は支持したが、多数の途上国が反対した。締約国は、意見対立のある問題ごとに2件の明確なオプションを議長に提示すべく、それぞれのグループで類似のオプションの取りまとめを行うため、会議を続けることで合意した。



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

適応基金 (COP/MOP) : 締約国は、午前中、非公式協議を開催し、国家実施機関認定のプロセスおよび必要とされる条件を締約国が熟知できることを目指す、地域ワークショップおよび小地域ワークショップに関する文章について、長時間の議論を行った。途上国は少なくとも3回のワークショップを開催し、さらにあと1回開催する可能性を希望したが、一部の先進国は、「3回までとし、(中略)状況が許す場合とする」との表現を希望した。結局、「3回まで、(中略)適切な場合はであり、状況が許す場合、また正当な理由があれば、さらに1回の可能性」を認めるとする表現で合意した。

その後、締約国は、公式のコンタクトグループ会合を再開し、COP/MOP決定書草案で合意した。締約国数カ国は、合意が可能であったことに喜びを表明し、妥協の精神を歓迎した。フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、この成果が急速な進展を可能にしてほしいと希望を表明した。

遵守 (COP/MOP) : 午後のコンタクトグループ会合で、締約国は、遵守委員会報告書に関するCOP/MOP決定書草案、ならびに執行部の決定に対するクロアチアの申し立てについての括弧書き付き文書草案について検討した。締約国は、COP/MOPに決定書草案を送ることで合意した。

クロアチアの申し立てに関し、ボリビアは、非遵守に対する法的拘束力のある結果の検討を含め、申し立ての審査プロセスおよび適用規則の概要を定めることを目的として、提案されているテクニカルペーパーの範囲拡大を提案した。これに対し、数カ国の締約国が反対し、カナダと共に、テクニカルペーパーの目的は、クロアチアの申し立てでの進展を助けることだと強調した。その後ボリビアは自国の提案を取り下げた。

ボリビアは、COP/MOPがSBIに対し議題項目14(遵守手続きおよびメカニズムに関する京都議定書の改定)での作業を終わらせるよう提案する新しいパラグラフを提案した。カナダ、EU、日本、オーストラリアは、この提案に反対し、ボリビアの懸念を認める一方、この提案は当該グループの検討範囲に入らないと強調した。クック諸島はAOSISの立場で発言し、ボリビアはCOP/MOPプレナリーでこの問題を提起してはどうかと提案した。締約国は、共同議長のRichard Tarasofsky(カナダ)がCOP/MOPでの口頭報告の中でボリビアの懸念を提起することで合意した。その後、締約国は、結論書草案を他の改定案とともにCOP/MOPへ送ることで合意した。

第I章(数値) (AWG-KP) : 締約国は、第3約束期間およびその後の約束期間の議論をいつ開始するかに関し、議定書3.9条(附属書Iの更なる約束)を改定する文書案について、その中の括弧を外すためのオプションについて議論した。また締約国は、基準年に関する議論も行った。AAUsの繰越に関し、締約国は、オプションの組み合わせに関心を示したが、他のものは、現在の規則を変えないことを希望した。ある国は、第1約束期間のみに適用される5%キャップというオプションに関する文章を提案した。別な締約国は、排出量の固定量または割合(%)のいずれか大きい方に制限を設けることを提案した。このグループは文書案をAWG-KP議長に送った。



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

CDM (COP/MOP) : CDMコンタクトグループは木曜日の夜に会合した。パプアニューギニアは南アフリカの支持を受け、共同議長の新しい文書導入に反対し、この文書は既に昨夜の非公式協議で断を下されたものだと言った。同代表は、交渉の締約国主導の特性を強調し、「この文書は無から生じたように見える」と指摘した。

ボリビアは、自国が少人数グループでの交渉に反対してきたことを改めて指摘し、CDMプロジェクトの登録手続き改定版のパラグラフ52に反対であると強調した。

共同議長のKunihiko Shimada (日本) は、非公式協議の参加に関するボリビアの柔軟な態度に感謝の意を表した。同共同議長は、午前3時過ぎまで協議が続けられたと説明し、「極めて大きな進展」があったと強調した。事務局は、議長が非公式協議の終わりに、この文書は明確なものであり、コンタクトグループに提起する用意ができていているとする一方、「全ての点で合意するまでは何も合意されない」ことを想起し、このため全ての文書を括弧書きに残すと決断したことを説明した。

締約国はこの文書全体を再検討し、パラグラフ52以外の全てのパラグラフについて合意した、パラグラフ52は、CDM理事会が、CDMプロジェクトの申請に関し、書類が整った申請書が提出された時点からクレジット対象期間を開始できるよう、CDMプロジェクト登録手順を改定する問題に関する文章であり、このパラグラフはボリビアの要請を受け、全体を括弧書きとした。パプアニューギニアは、このパラグラフは自国の提案に関係すると強調し、さらなる非公式協議を行うことなく、このまま括弧書きとするよう提案し、何らかの結果を生む可能性は低いと言った。

締約国は、COP/MOP決定書草案の3つの附属書についても議論した。ボリビアは、これら全てを括弧書きとするよう求め、締約国にはこれらの附属書を分析するだけの時間がないとし、行動規定および利害対立に関する問題についても懸念を指摘した。日本は、会議の1カ月前に全員に附属書の文章を提供できるよう「極めて大きな努力をしてきた」と強調し、附属書は「2日前に採択された」と強調した。ボリビアは、環境十全性の重要性を強調し、括弧書きのパラグラフは「気候を助けることなく、CDMで投資家のためにさらなる金銭的利益を生み出すだけ」だと指摘した。共同議長のShimadaは、全ての附属書を括弧書きのまますると指摘した。非公式協議が続けられた。

緩和 (セクター別アプローチおよびセクター別行動) (AWG-LCA) : 非公式協議では、カンクンの成果文書の中に、一般枠組みに関する簡素化された文章、農業に関する簡略かつ明確な文章を含める可能性が指摘され、これらの文章を更なる議論のため、このグループの2011年の次回会合に送ることができると提案された。多数の締約国が、バンカー燃料に関する文書で合意できない中で、一般枠組みの議論をすることに反対した。一部のものは、少人数のパラレルグループでの農業および一般枠組みに関する文章の議論を支持した。



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

他の多くのものが、一般枠組みの検討をした後で、少人数グループで農業の文章を議論することを支持した。結局、締約国は、進行役の友人グループで会合をし、その結果を本グループに報告することで合意した。

第II章 (LULUCF) (AWG-KP) : 午前中の非公式協議では、伐採木材製品、不可抗力、LULUCFのキャップに関する文章について、新しい提案が出された。締約国は、参照レベルのレビュープロセスに関する議論を続けた。夜遅く、締約国は、金曜日の新しい議長文書にこのグループでの作業をどう反映させるか検討した。

第3項 (附属書Iの更なる約束) (AWG-KP) : 夜のコンタクトグループ会合で、AWG-KP議長のAsheは、スピンオフグループ進行役に対し、それぞれのグループでの作業について、報告するよう求めた。

数値に関し、Jürgen Lefevre (EU)は、附属書Bの文章はスリム化され、オプションは2件が含まれるだけになったと報告し、議定書3.9条 (将来の約束期間) のオプションは、明確とは言えないが、政策選択を反映するものになったと報告した。同進行役は、一部の締約国が文章について懸念を表明し、今後の進め方にも懸念を表明したと指摘した。

LULUCFに関し、Marcelo Rocha (ブラジル) は、進展があったと指摘し、現在の文書ではオプションが取りまとめられているが、どういう決定かを明確にするには、オプションを分け、現在進行している議論に焦点を当てる方が有用かもしれないと指摘した。

柔軟性メカニズムに関し、AWG-KP副議長のAdrian Macey (ニュージーランド) は、CDMの下での共同便益の強化に焦点が当てられ、このほか、特定のホスト国での認証排出削減量の利用増加も議論の中心となったと強調した。同副議長は、CDMの下でのCCSの承認および標準化ベースラインの問題は「保留された」が、これはCOP/MOPにおいてSBSTAの作業をベースとした議論が行われているためだと述べた。同副議長は、2つの決定書のセットについて説明した：政治的決定；現在AWG-KPで進められている議論に結び付くもの；AWG-LCAでの作業に関係するものである。AWG-KP副議長のMaceyは、柔軟性メカニズムに関する3年間の交渉の末、締約国は一つのパラグラフについて合意できたに過ぎないと指摘した。

手法論問題バスケットに関し、AWG-KP副議長のMaceyは、共通のメトリックに関するセクションにおける短寿命ガスの地球温暖化ポテンシャル、ならびに一部の新しいガスを含める場合の実際の課題について懸念があると強調した。

AWG-KP議長のAsheは、木曜日夜には改定文書案 (FCCC/KP/AWG/CRP.4/Rev.3) ができると述べたが、LULUCFグループで続けられている議論に則り、さらなる改定がされる可能性があるとして指摘した。

議長の非公式中間プレナリー

木曜日夜遅く、COPおよびCOP/MOP議長のEspinosaは、非公式中間プレナリーを開催した。同議長は、一日中、非公式閣僚会議が開催されたが、透明性と参加性が約束されていると説明した。議長のEspinosaは、依然として広範な決定書パッケージを手中に収められる状況にあると強調し、閣僚たちに対し、これまでに行った非公式協議について報告するよう求めた。

長期的協力行動のための共有ビジョンに関し、スウェーデンは、3つの問題に焦点が当てられたと強調した：気温目標；排出削減の長期的世界目標；世界の排出量がピークに達する時期。

資金に関し、バングラデシュは、協議の中で、基金の設立に関する受入可能な2つのオプションが出てきたと強調し、文書を横断して妥協できる点を指摘した。

適応に関し、スペインとアルジェリアは、適応委員会の設立、資金へのアクセスを容易にすること、損失および損害に対応する国際メカニズム、および地域センターの総合について協議したと指摘した。

MRVに関し、ニュージーランドは、協議ではICA、および頻度や分類などの関係する問題に焦点が当てられたと述べた。同代表は、多数の締約国が前向きな約束をしたと強調し、途上国が提出した提案はバランスの取れた文書を築く上で「役立つと証明される」との期待感を強調した。同代表は、透明性と各国に不合理な負担がかからないようにすることとのバランスが重要な課題であると指摘した。

REDD+に関し、ノルウェーとエクアドルは、保留されている重要問題に関し報告した、すなわち：資金供与；REDD+メカニズムの範囲；国レベルおよび地方レベルとの結び付き；セーフガードのMRVである。エクアドルは、締約国はバランスのとれた文書での合意が近いと説明した。ノルウェーは、妥協の精神を呼び掛け、「妥協しなければ、どの家族も、どの地域社会も、国際社会も存続できない」と述べた。

技術に関し、フランスは、技術メカニズム、技術委員会、CTCNsの設置などの問題で収束する必要があると強調した。同代表は、一部の締約国がガバナンスなどの問題に関し追加提案を行うと説明し、技術に関しては2011年に追加作業を行う必要があるようだと説明した。

CCSと対応措置に関し、スイスは、締約国の見解は異なったままであるが、更なる協議を重ね、新しい文書案を提出できることを希望すると述べた。

AWG-LCA議長のMargaret Mukahanana Sangarwe（ジンバブエ）は、閣僚協議の議題に上らなかった問題について報告した。緩和行動の費用効果を高めこれを推進するため市場を利用する機会など多様な手法に関し、同議長は、このグループはまだ報告してきていないと述べた。セクター別アプローチに関し、同議長は合意に達していないと述べた。また同議長は、「一般枠組み」に関するパラグラフで合意できなかったことから、一部のものは特定の部門について議論する意思を持たなかったと説明した。同議長は、農業に関する文章は「バランスがとれている」が、このグループはそれ以上協議を行っていないと強調した。議長のEspinosaは、



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

導入部分で合意することが重要だと強調し、AWG-LCA議長に対し、議論の状況を反映する文書を提供するよう求めた。

AWG-KP議長のJohn Ashe（アンティグア・バーブーダ）は、AWG-KPのスピンオフグループがこの1週間を通して会合したと報告した。同議長は、実質的な作業をさらに進める見通しは限られているとし、障害を克服するための政治的ガイダンスを求めた。同議長は、AWG-KP議長文書の改定版(FCCC/KP/AWG/CRP.4/Rev.3)が利用できると指摘した。

議長のEspinosaは、期限が急速に迫っていると強調し、夜も更なる協議を行うことを推奨し、次の中間プレナリーは金曜日の朝8時半に開催すると発表した。また同議長は、密な政治的ガイダンスで透明性が損なわれてはならないと強調した。議長のEspinosaは、数時間のうちに事務局が非公式協議での議論を反映する文書草案を配ると説明した。同議長は、この文書は「メキシコ文書」を構成するものではなく、締約国の意見に基づく文書であるとし、締約国に対し、それぞれの国益を超えた視点を持ち、金曜日夜には合意に達するよう求めた。

廊下にて

木曜日午前中、疲れた顔の参加者は、深夜の非公式閣僚総括会議や、あるベテランの交渉担当者が条約および議定書の交渉トラックでの緩和に関する「あいまいな」文書と呼ぶ文書などの徹夜の交渉の後、ムーンパレスでの多数の非公式協議を続けた。全体として、この朝、ビル内部には抑えた雰囲気は漂っており、参加者は多くの重要問題で「余り進展がなかった」と報告した。

他方、各国元首と政府は、各国のステートメントの発表を続けた。この中でボリビア大統領のEvo Moralesは京都議定書を延長し母なる大地を守る必要があると強調した。ベネズエラを含む他の中南米諸国は、気温上昇や他の問題に関するこれら諸国の立場を再度述べる一方、締約国間の「部屋に滞在し、収束を求める」との約束を確認した。

この日一日、次の議題に関し、先進国と途上国から一人ずつの閣僚がペアを組み議長を務める「非公式の非公式」閣僚協議が開催された：緩和；共有ビジョン；REDD+；技術；MRV/ICA；資金；CCSと対応措置および適応。一部の草案作成グループも、政治的決定に向けた明確なオプションを明らかにすべく、文書の練り直しを続けた。

多数のものが木曜日の進展状況を省みて、第一の対立点の一つがMRV/ICAであると指摘し続けた。上級交渉担当者の一人は、京都議定書の継続についても各国が「極めて強力かつ異なる立場」を打ち出している」と指摘した。この段階で、適応、資金、共有ビジョンの議論から出てきたものは、「あまりプラスのもの



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

はなかった」と述べた。「妥協は実質的なものというより、願望的なものようだ」と閣僚会議からできて参加者は述べた。一部のNGOs代表は、決定に至る時間が延びていることに焦燥感を高めていた。

午後9時を過ぎたところで、COPおよびCOP/MOP議長のEspinosaは、非公式の中間プレナリーを開催した。非公式協議をリードする閣僚たちは、問題は「より推敲されてきた」が、京都議定書や緩和およびMRVに関する妥協的な文案はできていないと指摘した。中間プレナリーは午後11時に終了し、議長のEspinosaは、「実際の交渉に残された時間は数えるほどでしかない」ことを想起した。このため、既に疲労している参加者は「もう一晩の徹夜交渉」に備えることとなった。あるハイレベルの代表は、「取引を行える余地はあるが、ベリーフロップ（痛い飛び込み方）になってしまう可能性がある」と指摘した。

ENB サマリーと分析 : Earth Negotiations Bulletin カンクン気候変動会議サマリーおよび分析は、2010年12月13日月曜日に下記ウェブサイトで公表される予定 : <http://www.iisd.ca/climate/cop16>

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Matthew Sommerville. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Cancun Climate Change Conference can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

Vol.12 No. 498

2010年12月13日(月)

カンクン気候変動会議サマリー

2010年11月29日-12月11日

メキシコ、カンクンでの国連気候変動会議は2010年11月29日から12月11日まで開催された。この会議では、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の第16回締約国会議 (COP 16)、第6回京都議定書締約国会議 (COP/MOP 6) が開催された。4つの補助機関も次の会議を開催した: UNFCCCの下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ第13回会合 (AWG-LCA 13); 京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ第15回会合 (AWG-KP 15); 実施に関する補助機関の第33回会合 (SBI 33) および科学・技術上の助言に関する補助機関の第33回会合 (SBSTA 33)。

12,000名近くの参加者がこれらの会議に参加するためカンクンに集まり、この中には政府関係者5200名、国連機関および他の部局や政府間組織、非政府組織の関係者5400名、認定された報道関係者1270名が含まれている。

カンクン会議は、条約の下での長期的協力の強化を目的とする交渉プロセスと議定書に関する交渉プロセスの2つの交渉トラックに焦点が当てられた。本来、この2つの交渉トラックは、2009年12月に開催されたコペンハーゲンでの国連気候変動会議を、交渉の最終期限としていたが、多数の問題が保留とされたことから、2つのAWGのマンデートはカンクンまで延長され、COP 16およびCOP/MOP 6にそれぞれの成果を報告することになっていた。

カンクン会議に対する期待感は控えめなものであり、法的拘束力のある成果もしくは保留項目ごとの合意を期待する者は少数に過ぎなかった。それにも拘わらず多数の者が、カンクン会議において、一部の重要問題で意義のある進展がみられることを希望した。この会議にいたる道筋では、バランスのとれた成果「パッケージ」での合意が可能な問題として広く認識されていた問題が数件あった。この中には、緩和、適応、資金、技術、さらには途上国における森林減少および森林劣化による排出量の削減などが含まれ、後者には森林の保全、持続可能な管理、森林の炭素貯留量の強化が含まれた (REDD+)、このほか、測定、報告、検証の問題 (MRV)、そして国際的協議および分析 (ICA) も可能な分野として認識されていた。2週間にわたる会議では、これらの重要問題に関する交渉が続けられ、締約国は、プレナリー、コンタクトグループ、非公式協議、二国間会議などで、長時間の審議を続けた。第2週には、先進国および途上国の閣僚がペアを組み、主要問題における交渉を進めようとした。この週いっぱい、これらの交渉が続けられ、さらに透明性の程度を保持し、全ての参加者に進展状況を知らせるため、非公式の「中間」プレナリー会合も定期的に行われた。

土曜日早朝、締約国は、「カンクン合意」を最終決定した。この合意には、条約および議定書の両方の交渉トラックにおける決定が含まれており、適応、REDD+、技術、緩和、資金に関する決定も盛り込まれた。実質的な成果は完璧というには程遠いというのが多数の意見であり、ボリビアにいたっては合意の採択にも反対したが、他の大半の参加者は、今回の成果はUNFCCCプロセスへの信頼を回復するものだと満足意を表した。しかし、結果を確保できたことに安堵感を示す者が多数いたにも拘わらず、大半の参加者は、この合意は気候変動との戦いの比較的小さな一歩に過ぎないと認識した。



COPおよびCOP/MOPは、カンクン合意のほか、キャパシティビルディングから、事務管理、資金、制度上の問題にいたる広範な問題に関し、20の決定書を採択した。またSBIおよびSBSTAは、資金メカニズムから、政府間会合のアレンジ、広範な方法論問題にいたる主題に関し、20以上の結論書を採択した。

UNFCCCおよび京都議定書のこれまで

気候変動に対する国際政治の対応は、1992年のUNFCCCの採択から始まる。この枠組条約は、温室効果ガスの大気濃度を安定化させ、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避する行動枠組みを規定する。UNFCCCは、1994年3月21日に発効し、現在194の締約国が加盟する。

1997年12月、日本の京都会議の参加者は、京都議定書で合意し、この中で、先進工業国ならびに市場経済移行国が排出削減目標の達成を約束した。これら諸国は、UNFCCCの下での附属書I締約国と称され、6つの温室効果ガス全体の削減量を2008-2012年の間(第1約束期間)に1990年比で平均5.2%削減し、国別に異なる固有の目標を持つことで合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在192の締約国が加盟する。

2005年、COP/MOP 1が開催され、議定書3.9条に基づき、京都議定書の下での附属書I締約国による更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループが結成された。このグループのマンデートは、第1約束期間終了時より少なくとも7年までに附属書I締約国の更なる約束について審議することであった。このほかモントリオールでCOP 11は、「条約ダイアログ」と称される一連のワークショップを4回開催し、条約の下での長期的協力を検討することで合意し、このダイアログはCOP 13まで続けられた。

バリ・ロードマップ: COP 13およびCOP/MOP 3は、2007年12月、インドネシアのバリで開催された。交渉の結果、バリ行動計画(BAP)が採択され、条約の下での長期的に協力行動に関するアドホック・ワーキンググループが結成された。このグループのマンデートは、条約ダイアログで明らかにされた次の主要要素に焦点を当てることであった: 緩和、適応、資金、技術移転。またバリ会議では、バリ・ロードマップと称する2年間のプロセスについても合意した。このプロセスは、条約および議定書の下での2つの交渉「トラック」を設置するもので、2009年12月、デンマークのコペンハーゲンで開催されるCOP 15およびCOP/MOP 5を交渉決着の期限と定めた。

バリからコペンハーゲンへ: 2008年、2つのAWGは4回の並行交渉会合を開催した: 4月はタイのバンコク、6月はドイツのボン、8月はガーナのアクラ、12月はポーランドのポズナニであった。2009年、AWGは、4月、6月、8月にドイツのボン、10月にタイのバンコク、11月にスペインのバルセロナ、12月にはコペンハーゲンで会合した。コペンハーゲンでのCOP 15およびCOP/MOP 5において、長期的協力に関する合意の最終決着を図れるよう、交渉を推進することがこれらの会合の目的であった。

コペンハーゲン気候変動会議: デンマーク、コペンハーゲンでの国連気候変動会議は、2009年12月7-19日に開催された。12月16-18日のCOPおよびCOP/MOP合同ハイレベル・セグメントには、110名以上の世界の指導者が一同に会した。この会議を特徴づけたのは、透明性やプロセス自体に関する論争であった。ハイレベル・セグメントにおいて、主要経済国、各地域代表、他の交渉グループで構成されるグループの非公式交渉が行われた。これらの非公式会議の結果、12月18日夜遅く、政治的合意書が出されたが、この「コペンハーゲン合意」は、その後、COPプレナリーに提出された。参加者はこの合意に関し長時間議論し、多数の者がこれを「よりよい」将来の合意を確保する一歩前進であるとして、COP決定書として採択することを支持したが、他の者は、透明性の欠如および「非民主的な」プロセスを理由として反対した。結局、COPは、このコペンハーゲン合意に「留意する」ことで合意した。またCOP



は、この合意への支持を表明するプロセスを設置した。これまでに、140を超える国が支持を表明した。80カ国以上が、それぞれの排出削減目標ならびに他の緩和行動に関する情報を提供している。

コペンハーゲン気候変動会議の最終日、COPおよびCOP/MOPは、AWG-LCAおよびAWG-KPのマンデート延長を決定し、両グループに対し、メキシコ、カンクンでのCOP 16およびCOP/MOP 6においてそれぞれの成果を提出するよう要請した。

2010年、UNFCCC交渉会合: 2010年、COP 16およびCOP/MOP 6に先立ち、AWGは4回の交渉会合を開催した。開催場所は、4月、5-6月、8月がドイツのボン、10月が中国の天津であった。4回の会合の目的は、カンクン会議につながる議論の進展を図ることであった。AWG-KPでは、議定書の下での2013年以降の附属書1締約国による排出削減量規模に焦点が当てられた。またAWG-KPのプログラムから派生したその他の問題についても議論した。この中には次のものが含まれた: 柔軟性メカニズム、土地利用・土地利用変化・森林、方法論問題のバスケット。AWG-LCAでは、緩和、適応、技術、資金、REDD+、MRVを含めたBAPの全ての主要要素を網羅する交渉文書を作成しようとした。天津会議の終了時まで、AWG-KPおよびAWG-LCAの両方で文書の作成努力が行われたが、多くのオプションが含まれ、また全ての締約国による同意は得られなかった。

カンクン気候変動会議

国連気候変動会議は、2010年11月29日月曜日朝、メキシコのカンクンで開始された。本報告書では、次の6つの組織での議論を議題ごとにまとめる:

- UNFCCC COP 16;
- 京都議定書の下でのCOP/MOP 6;
- UNFCCCの下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ第13回会合 (AWG-LCA 13)
- 京都議定書の下での附属書1締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ第15回会合 (AWG-KP 15)
- 実施に関する補助機関および科学・技術上の助言に関する補助機関の第33回会合 (SBI 33) (SBSTA 33)

COP 16

COP 16は、11月29日月曜日の朝に開会され、メキシコ外務大臣Patricia EspinosaをCOP 16議長に選出した。同議長は、カンクン会議は多くの問題において論議から行動に移す機会であると指摘し、多国間システムの信頼性はこの会議にかかっていると強調した。同議長は、広範かつバランスの取れた決定書パッケージが手の届く距離にあると強調した。

その後、締約国は開会ステートメントを発表した。イエメンはG-77/中国の立場で発言し、締約国主導、透明で、参加型の交渉を求めた。同代表は、AWG-LCAおよびAWG-KP交渉トラック間のバランスが必要だと強調した。欧州連合(EU)は、両交渉トラック間の内部および両者を横断するバランスのとれたパッケージを求め、次の成果を求めた: 進捗状況を最大限把握する; 将来の気候変動体制の枠組みおよび土台を含める; MRV、緩和、適応、キャパシティビルディング、資金、技術に関し、前進する; 法的拘束力のある成果に向け可能な限りの前進を果たす。開会ステートメントの詳細については下記を参照: <http://www.iisd.ca/vol12/enb12488e.html>

組織上の問題; 手続き規則: COP議長のEspinosaは、手続き規則について、COP 1以降、手続き規則草案 (FCCC/CP/1996/2) のうち投票に関する42項を除く草案が適用されてきたと想起した。同議長は、COP 15の後、さら



にはCOP議長による会合期間間隙中の協議でも、この問題は未解決のまま残されたと指摘した。パプアニューギニアは、総意の原則ならびに「最小公約数」への依存継続に対し、深刻な懸念を表明した。同代表は、コペンハーゲン会議は政治的な失敗ではなく手続き上の失敗であると主張し、会議後に140の締約国がコペンハーゲン合意支持を表明したと指摘した。同代表は、少数意見が進展を妨げているとし、「全ての策が尽きた時」は投票するか別な解決策を探る可能性があるとして、UNFCCCの下での前進を図る時がきたと述べた。ボリビアは、コペンハーゲンでの問題は総意の規則ではなく、多国間プロセスが尊重されていないためだと論じた。同代表は、総意規則を保持する必要があると強調した。インドとサウジアラビアは、総意の規則は保持されるべきだと主張した。

Joel Hernández(メキシコ)は、手続き規則に関する非公式協議を行った。12月11日朝のCOP閉会プレナリーにおいて、COP副議長のShin Yeon-Sung(韓国)は、この問題に関して合意に達しなかったことを報告した。締約国は非公式協議を続けることで合意した。

COP閉会プレナリーは、締約国代表の信用状(FCCC/CP/2010/6 and FCCC/KP/CMP/2010/11)の承認も行った。

議題及び作業構成: COPは、議題書(FCCC/CP/2010/1)を採択し、条約4.2(a)条および4.2(b)条(削減量ならびに吸収源による除去量に関する政策措置)の第2回レビューに関する議題項目は、COP 4以来、保留としてきた。

オブザーバー組織: COPはオブザーバーとして出席を認める組織のリスト(FCCC/CP/2010/4)も承認した。

将来の会合の日付および場所: 開会プレナリーにおいて、南アフリカは、COP 17およびCOP/MOP 7を2011年11月28日から12月9日、南アフリカのダーバンで開催すると発表した。

12月11日、COP閉会プレナリーは、COP 17およびCOP/MOP 7主催に関する南アフリカの提案を受諾するとの決定を採択し、2012年のCOP 18およびCOP/MOP 8開催に関する韓国およびカタールの提案(FCCC/CP/2010/L.5)に留意した。韓国およびカタールは、それぞれがこれらの会議を開催するにふさわしい資格を有すると強調した。

COP副議長のYeon-Sungは、2011年においては少なくとも1回、ないしは2回の追加会合開催が求められるとし、議長団がこの問題を検討すると指摘した。

議長以外の役員を選出: 12月10日、COPは議長以外の役員を選出した。COP副議長は:Lumumba Stanislaus-Kaw Di-Aping(スーダン); Andrea Garcia Guerrero(コロンビア); Shin Yeon-Sung(韓国); Oleg Shamanov(ロシア連邦); Phillip Muller(マーシャル諸島)および Artur Runge-Metzger(EU)。Mohammad Al-Sabban(サウジアラビア)は、アジアグループの副議長候補について合意されなかったことから、COP副議長の職にとどまる。Andrej Kranjc(スロベニア)が報告官を続ける。Robert Owen-Jones(オーストラリア)がSBI議長、Mama Konaté(マリ)がSBSTA議長を続ける。12月11日土曜日、AWG-LCAの役員も選出された: Daniel Reifsnyder(米国)が議長、Margaret Mukahanana-Sangarwe(ジンバブエ)が副議長、Teodora Obradovic-Grncarovska(マケドニア)が報告官である。

補助機関会合報告書: 12月10日金曜日、COPは、2010年に開催された補助機関会合、すなわちSBI 32と33(FCCC/SBI/2010/10 and Add.1, FCCC/SBI/2010/L.22)およびSBSTA 32と33(FCCC/SBSTA/2010/6, FCCC/SBSTA/2010/L.14)の報告書を採択した。

COPは、SBIの採択した結論書に留意し、下記の項目に関しSBIから送られた決定書草案を採択した:

- 条約6条(教育、訓練、啓発)(FCCC/SBI/2010/L.26);
- 技術移転(FCCC/SBI/2010/L.25);
- 国別報告書(FCCC/SBI/2010/L.36/Add.1);



- 事務管理上、資金上、制度上の問題 (FCCC/SBI/2010/L.24/Add.1) ;
- キャパシティビルディング (FCCC/SBI/2010/L.29) ;
- 決定書1/CP.10 (適応および対応措置に関するブエノスアイレス作業計画) (FCCC/SBI/2010/L.34/Rev.1) および後発発展途上国 (LDC) 関連問題 (FCCC/SBI/2010/L.28/Add.1)

COPIは、SBIから送られた条約の実施に関する決定書も採択した、これには次のものが含まれた: 資金メカニズム (FCCC/SBI/2010/L.38/Add.1)、地球環境ファシリティ (GEF) 報告およびGEFに対する更なるガイダンス (FCCC/CP/2010/L.2) ; 特別気候変動基金 (SCCF) の評価 (FCCC/CP/2010/L.3) および後進国基金 (LDCF) (FCCC/SBI/2010/L.27/Add.1)

SBSTAの下では、COPIは、技術移転および技術移転に関する専門家グループ (EGTT) のメンバー候補に関するSBSTAの結論書に留意し、SBSTA 34に対し候補の承認を求めた。

SBSTAおよびSBIの採択した結論書ならびに関連するCOP決定書については、本サマリー報告のSBIおよびSBSTAの関連セクションに詳細をまとめた。

AWG-LCA報告書: COP閉会プレナリーは、12月10日金曜日の深夜、この問題について議論した。AWG-LCA議長Margaret Mukahanana-Sangarwe (ジンバブエ)は、AWG-LCAがその作業成果に関する決定書草案 (FCCC/AWGLCA/2010/L.7) をCOPIによる採択のためCOPに送ることで合意したと指摘した。同議長は、この決定書は3年間の交渉の総決算であり、全面的に効果のある持続的な条約の実施を可能にするとの締約国の約束を示していると述べた。同議長は、COP議長、AWG-LCA副議長および各グループの進行役に対し、その努力と支援への感謝を述べた。また閣僚たちの熱心な努力および妥協する意思にも感謝の意を表した。COP議長のEspinosaは、AWG-LCA議長のMukahanana-Sangarweに対し、この成果を築く土台となった同議長の優れた手腕と熱意に感謝した。その後、同議長は、COPに対し、AWG-LCAの下での作業成果 (決定 1/CP.16) を、「COP 16の記念すべき成果」として採択するよう求め、この決定書はカンクン合意の一端をなし、気候変動の国際協力において、新しい時代を切り開くものだと評価した。

ボリビアは、AWG-LCA報告書の採択に対する同国の反対意見を繰り返した。同代表は、同国の代表団は民主的な形でできた総意に反対するものではなく、他の締約国の意見に反対しているわけでもないが、これを議論する機会を求めたいと強調した。Espinosa議長は、BAPおよび条約において生じた全ての問題について長年議論されてきており、この決定書は、その集大成であると応じた。同議長は、ボリビアの立場を会議報告書に反映させると述べた。米国はこの決定書の採択を支持し、COPは手続き規則を一度も採択していないことから、UNFCCCの下での慣習は、総意というよりも全体合意に近いと指摘した。その後、締約国はこの決定書を採択した。

この成果の内容は、カンクン合意に関するセクションに取りまとめられている。

条約17条 (議定書) に関する締約国の提案: この議題項目は、12月1日水曜日のCOPプレナリーで最初に議論された。事務局は、2009年には条約17条の下での新しい議定書に関する5つの提案、一つの実施合意提案を受理し、2010年にはグレナダから議定書に関する新しい提案を受理したと説明した。 (FCCC/CP/2010/3 and FCCC/CP/2009/3-7)

グレナダは小島嶼国連合 (AOSIS) の立場で発言し、AWG-LCAの成果の法的形式について議論するオープンエンドのコンタクトグループを提案し、提案されている議定書の要素も持ち込むよう求め、COP 17で法的拘束力のある



成果を採択するための適切な戦略を作成するよう求めた。多くの途上国および先進国が法律様式に関するコンタクトグループの結成を支持すると表明し、多数の締約国が作業の重複を回避すべきと強調した。

ツバル、コスタリカ、その他は、コンタクトグループの結成を来年のダーバンでの法的拘束力のある成果に向けた重要な一歩であるとして強調した。ブラジルは、AWG-LCAとAWG-KPの両交渉トラックにおける法的成果が必要であると指摘し、この問題を議論する場を提供することへの支持を表明した。南アフリカは、AWG-LCAの法的形式における不確実性が交渉の「主要な障害」であると指摘し、コロンビアもこれを支持した。インドは、カンクンで実現可能なものに焦点を当て、さらに「大きな脅威を受けている」京都議定書の将来に焦点を当てることを希望し、京都議定書の交渉では「中身が明らかになった後に形がでてきた」ことを想起した。結局、参加者は、議定書提案を議論するコンタクトグループの創設で合意した。

Michael Zammit Cutajar (マルタ) が議長を務めるコンタクトグループは12月3日金曜日に最初の会合を開いた。締約国は、AWG-LCAがCOP決定書を作成すべきか、それとも京都議定書に代わるまたはこれを補う新しい議定書を作成すべきかで異なる意見を持ち続けた。

多数の締約国が、「法的拘束力のある成果」を支持したが、これがどのようなもので構成されるかについて意見の違いが残った。グレナダは、法的形式を検討するプロセス; AWG-LCAの下での作業; 京都議定書の下で第2約束期間を設置することの重要性を強調した。シンガポールおよび他のAOSIS加盟国数カ国は、AWG-LCAの成果は世界的かつ包括的な法的拘束力のある合意であるべきで、京都議定書を補足すべきだと発言した。コスタリカは、COP 17において法的拘束力のある制度採択に向け努力するとのマンデートを提案した。EUは、カンクンにおいて、AWG-LCAの下での法的拘束力のある成果に向け作業するとの意思を明確にするよう求め、世界的な包括的成果の下で京都議定書の第2約束期間を約束する意思があると再度発言した。

日本は、単一の法的拘束力のある制度が新しい議定書に関する同国の提案であると指摘した。オーストラリアは、先進国と途上国間で差異化をした上で全ての主要経済国が法的拘束力のある約束をする必要があると強調し、カンクンから、法的拘束力のある成果に向け前進する筋道を明らかにするCOP決定書を出すよう求めた。同代表は、一つの新しい議定書とするか、京都議定書の継続を含めた組み合わせにするかについて柔軟な姿勢を表明した。南アフリカは、COP、COP/MOP、および2つのAWGにおける作業は相互に補足しあい、支援しあうべきだと指摘し、同じ法的地位を持つ成果を挙げるため、「バランスのとれた包括的な」形で作業を進めるよう求めた。

ボリビアは、いかなる新しい法的拘束力のある制度であれ、その信頼性は京都議定書の下で第2約束期間が採択されるかどうかにかかっていると強調した。インド、中国、その他は、AWG-KPおよびAWG-LCAに焦点を当てるよう締約国に求めた。米国は、主要経済国が先進国のそれと同等の法的な力を持つ緩和努力を行うと表明することがない中で、法的様式にのみ焦点を当てた新しいマンデートを受け入れる立場にないと述べた。

セントルシアは、今後の進め方に関し、議題項目をオープンにし、COP議長に会合期間中のプロセスを検討するよう求めることを提案した。マーシャル諸島は、条約17条の下での提案にある要素を考慮するなど、AWG-LCAのマンデート拡大を含めた詳細な提案を行った。その後、AOSISは、ダーバンにおいて京都議定書を補完する法的拘束力のある制度を採択するとの意思を明示するCOP決定書草案を提示した。

この問題は、続いて非公式協議が開催され、新しい文書について議論された。この文書では、2つのAWGの「補完的、相関的、相互に支援しあう」特性が強調され、両AWGから「包括的で法的拘束力のある制度」を出す必要性が強調された。またこの文書は、AWG-LCAに対し、作業を継続し、COP 17での採択のため、法的拘束力のある制



度を提示するよう要請した。途上国数カ国は提案に応じて、制度の内容を明確化する前に制度の法的立場を議論するのは時期尚早ではないかと指摘した。締約国は、COP決定書の法的立場についても議論し、大半の国は、これが法的拘束力を持つとは考えていないと指摘した。

成果: COP閉会プレナリーで、締約国は、この議題項目に関しCOP 17でも検討を続けることで合意した。法律問題は、長期的協力行動に関するカンクン合意(FCCC/AWGLCA/2010/L.7)にも記述されており、この合意文書で、COPは、AWG-LCAのマンデートを1年延長し、「バリ行動計画、COP 16の成果、条約17条の下での締約国の提案に基づき合意成果を完成させることを目指し、法的オプションの議論を続ける」よう要請した。

閉会プレナリー: 12月11日土曜日早朝、COPは、COP報告書(FCCC/CP/2010/L.1)を採択し、メキシコおよびカンクンの人々への感謝の意を表する決議(FCCC/CP/2010/L.4)を採択した。

COP副議長のYeon-Sungは、AWG-LCAの成果に関する決定書1/CP.16がEGTTの終了を決定し、COPは事務局に対し2010-2011年の作業計画を完成させるよう要請していると指摘した。

COP副議長のYeon-Sungは、決定書1/CP.16によりメンバーの選出を必要とする新しい組織が設置されていると強調し、締約国に対しこれらの地位に就く候補者名を提出するよう要請した。米国は、議長団が新しい委員会の構成を決定するのは賢明でないとして指摘し、これらの一部は、次のAWG-LCAまたはSBIの会議中に決定できる、あるいは暫定的なアレンジも可能だと提案し、サウジアラビアとスーダンもこれを支持した。事務局は、議長団はこの問題の進展を図る方法について次回の会合で検討することができると指摘した。パキスタンは、地域コーディネーターが氏名を確認して事務局長に提出し、これらの個人は選出されたとみなすことを提案した。

カンクン合意の採択直後に開催されたCOPおよびCOP/MOPの合同閉会プレナリーは、閉会ステートメントを発表した、これはこのサマリー報告書のカンクン合意に関するセクションに取りまとめられた。COP副議長のYeon-Sungは午前6時22分、会議の閉会を宣言した。

COP/MOP 6

COP/MOP 6は、11月29日曜日午後に開会され、COP/MOP議長のPatricia Espinosaは、「バランスのとれた一連の決定書」が必要であると強調した。イエメンはG-77/中国の立場で発言し、京都議定書の下で第2約束期間を設置すべきだと述べた。エジプトはアラブグループの立場で発言し、京都議定書の第2約束期間で合意しない限りAWG-LCAでの合意は不可能であると強調した。EUは、全ての主要経済国が参加する広範な成果の一部であれば第2約束期間の約束をする意思があると表明した。開会ステートメントの詳細については右記を参照:

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12488e.html>.

組織上の問題: 締約国はその後、議題書(FCCC/KP/CMP/2010/1)ならびに作業構成書(FCCC/KP/CMP/2010/1 and Add.1, FCCC/SBI/2010/11, FCCC/SBSTA/2010/7 and FCCC/KP/AWG/2010/15)を採択した。

12月11日土曜日、締約国はAdrian Macey (ニュージーランド) を新しいAWG-KP議長に、Madeleine Diouf (セネガル) をAWG-KP 副議長に任命することで合意した。

補助機関報告書: 12月10日金曜日、COP/MOPは、SBI 32と33の報告書(FCCC/SBI/2010/10 and Add.1, and L.22)およびSBSTA 32と33の報告書(FCCC/SBSTA/2010/6 and L.14)を採択した。

COP/MOPは、SBI 33およびSBSTA 33の結論書に留意した。同COP/MOPは、SBIから送られた次の議題に関する決定書草案を採択した: 事務管理上、資金上、制度上の問題(FCCC/SBI/2010/L.24/Add.2); キャパシティビルディング(FCCC/SBI/2010/L.30); 附属書I国別報告書(FCCC/SBI/2010/L.36/Add.2); 附属書B締約国の年次取りまとめ



算定報告書 (FCCC/SBI/2010/L.32)。関連する議論内容の概要は、本サマリー報告書のSBIおよびSBSTAのセクションを参照。

議定書の改定に関するカザフスタンの提案: 12月1日水曜日、事務局は、京都議定書附属書Bにカザフスタンを入れるよう議定書を改定するとのカザフスタンの提案に関する文書FCCC/KP/CMP/2010/4を提出した。非公式協議の進行役は、Mark Berman (カナダ) が務めた。カザフスタンは、低炭素経済への移行および国内キャップアンドトレードメカニズムのための法的枠組みの策定などの国内努力を強調した。ロシア連邦は提案を支持したが、セイシェルはAOSISの立場で発言し、これに反対した。このグループは会期中、多数回会合した。12月10日金曜日、COP/MOPは決定書を採択した。

COP/MOP決定書: 決定書 (FCCC/KP/CMP/2010/L.3) において、COP/MOPは、議定書附属書Bにカザフスタンを入れ、第1約束期間においては同国の1992年の排出量比で100%削減との約束をするという同国の提案に留意し、次回会合の議論にこの問題を含めることで合意する。

AWG-KP報告書: COP/MOP閉会プレナリーは、12月11日土曜日早朝、この問題について議論した。AWG-KP議長のJohn Ashe (アンティグア・バーブーダ) は、AWG-KPでの作業について報告し、附属書I締約国の個別ならびに全体での排出削減量規模に焦点が当てられたと指摘した。同議長は、進展があったが、更なる作業および政治的な決定が必要だと指摘した。Ashe議長は、AWG-KPが京都議定書の改定では合意に至らなかったが、有用な文書を作成したと報告し、この文書には議長提案書改定案 (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4) およびAWG-KPの作業成果に関するCOP/MOP決定書案 (FCCC/KP/AWG/2010/L.8/Add.1) ならびに土地利用・土地利用変化・森林 (LULUCF) に関する決定書 (FCCC/KP/AWG/2010/L.8/Add.2) が含まれると報告した。

ボリビアは、これらの決定書に反対し、京都議定書の第2約束期間を「無期限に」先延ばしし、「より柔軟かつ自主的な体制、プレッジアンドレビューをベースとする体制への道を開く」ものであり、一步後退を意味すると発言した。また同代表は決定書の一つで言及する文書FCCC/SB/2010/INF.Xはまだ存在していないと指摘し、同国は未知の内容を持つ文書に留意したものを受け入れるわけにはいかないと強調した。COP/MOP議長のEspinosaは、ボリビアの懸念に留意し、COP/MOP 6の報告書に記録されると述べた。

その後、COP/MOPは、決定書を採択した。COP/MOP議長のEspinosaは、これらの決定書は決定書1/CMP.6および2/CMP.6とされ、「カンクン合意」の一部を為すと述べた。

ボリビアは、再度反対意見を繰り返し、総意ではなく、手続き規則では総意が求められていると強調した。同代表は、同国の反対にも関わらずこの決定書が採択されたことへの懸念を表明し、「これはカンクンにおけるCOPの不幸な結論だ」と強調した。COP/MOP議長のEspinosaは、決定書は採択されており、ボリビアの立場とその出来事の解釈は、会議の記録に正しく反映されると応じた。同議長は、総意 (consensus) は満場一致 (unanimity) を意味するものではなく、一つの代表団が、他の国に対し拒否権を行使する権利があることを意味するものでもないとして「193の締約国の立場と要請を無視することはできない」と強調した。

これら決定書内容は本サマリー報告書のカンクン合意に関するセクションにまとめられた。

クリーン開発メカニズム (CDM): CDMに関する問題は、12月1日のCOP/MOPプレナリーで最初に検討された。CDM理事会議長のClifford Mahlungは、2010年における同理事会の作業について報告した (FCCC/KP/CMP/2010/10)。その後、この問題は、Eduardo Calvo Buendía (ペルー) とKunihiko Shimada (日本) が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議で検討された。



締約国は、検討を必要とする多様な問題に焦点を当てた、たとえば：理事会の透明性の向上；融資スキームの運用開始；CDMの継続に関しCDM市場にシグナルを送る；炭素回収貯留（CCS）をCDMに含めるかどうか。

CDM継続を約束するシグナルに関し、ブラジルは、京都議定書が継続されない限りCDMは継続できず、京都議定書第2約束期間を設置する必要があると強調し、中国もこれを支持した。共同議長のBuendíaは、京都議定書の継続はこのコンタクトグループの権限外だと指摘した。パプアニューギニアは、京都議定書の継続を支持するCOP/MOP決定書に関する同国の提案に注目した。日本、サウジアラビア、その他は、京都議定書の継続に関する問題のこのコンタクトグループでの議論に反対した。共同議長のBuendíaは、CDMの継続に反対する締約国が皆無であると指摘し、継続約束を暗黙裡のものとするよう提案した。最終的なCOP/MOP決定書は2013年以降のCDM継続に関するシグナルに言及していない。

その後、締約国は、活動および関連規定に関するCDMプログラムの改善について議論した。グレナダは、保留されている議論すべき問題に焦点を当て、一定範囲の活動プログラムにマイクロな詳細規模の基準を適用する方法などの問題を挙げた。また締約国は、CDMの下での新しい技術および範囲の適格性について検討した。締約国数カ国は、この問題はSBSTAで議論していると指摘し、結論書に予断を与えることになると警告した。最終的なCOP/MOP決定書は12月10日に採択され、この問題に関するSBSTAの作業に留意するとともに、その作業完了を求めている。

COP/MOP決定書：決定書（FCCC/KP/CMP/2010/L.8）において、COP/MOPは、CDM理事会に対し、次のことを要請する：

- 利害関係者が参加する既存のプロセスを通して、利害関係者ならびに承認されたオブザーバー組織に対し、特にCDMの方法、規則、ガイドライン、方法論などで行われている改善および変更に関する情報資料および訓練を提供する；
- 追加性の実証および評価に関する別の方法を検討する；
- 特に独立のシステムでのエネルギー発生、運輸および農業において、適切な場合、標準化ベースラインを作成し、LDCおよび小島嶼後発途上国（SIDS）などで利用可能な方法論を優先する；
- 登録手順を改定し、プロジェクト活動が自動登録される指定運用機関により、完備した登録申請書が提出された期日を、CDMプロジェクトの登録有効日とし、クレジット期間を開始できる期日とする。

COP/MOPは、SBIに対し、COP/MOP 7での決定採択を視野に、理事会の決定に対する不服申し立てを可能にするCOP/MOPの下での手順、メカニズム、制度アレンジを提案するよう求める。同COP/MOPは、SBSTAに対し、重要性（materiality）問題を検討し、この問題に関する決定書草案を提案してCOP/MOP 7での採択にかけるよう求める。最後に、COP/MOPは、登録されたプロジェクトが10件未満の国でのCDMプロジェクト活動の開発を支援する融資スキームの資金調達に関し、CDM信託基金で得られる金利を配分すべきと決定する。

共同実施：この問題は、12月1日水曜日、COP/MOPプレナリーで最初に議論された。共同実施監督委員会（JISC）議長のBenoît Leguetは、JISCの年次報告書（FCCC/KP/CMP/2010/9）を提出した。その後この問題は、Washington Zhakata（ジンバブエ）およびHelmut Hojesky（オーストリア）が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議で議論された。

コンタクトグループの第一回会合で、共同議長のHojeskyは、次の6つの問題を紹介した：財政状況；2013年以降の期間における共同実施（JI）の継続；議定書附属書B締約国となる過程にある諸国の参加；JIの将来および2つの



JIトラック合流の可能性; JIガイドラインのレビューと改定; JISCに対する追加指針。コンタクトグループでは、共同議長が締約国の意見およびコメントに基づき作成したCOP/MOP決定書草案をベースに議論した。

提案されている手数料に関し、EUは、JISCの資金面での持続可能性を確保する方法を議論する意思があると表明し、JISCのニーズについて透明性を持たせる必要があると強調した。ウクライナは、提案されている手数料レベルについて協議する必要があると指摘し、日本は、提案されている手数料はJIの活動を抑制する可能性があるとして述べた。締約国は次の項目につき議論した: 手数料レベル; 大規模プロジェクトおよび小規模プロジェクトにより手数料レベルを差異化する可能性; 手数料を支払う時点。一部の締約国は、手数料の適用は京都議定書第2約束期間が採択された後とするという文章の挿入を提案したが、他の締約国はこれに反対した。この問題については最終的に総意が出てきた。

議定書附属書Bに数量化された排出抑制削減目標(QELRO)が記載されていないが、JIプロジェクトのホスト国となる希望を有する附属書I締約国に関し、締約国は、ベラルーシなど、そのような国におけるプロジェクトに対しクレジット発行が可能かどうか議論した。ベラルーシは、同国ではトラック2の手順を用いて多数のJIプロジェクトを実施する用意があると強調し、附属書Bの立場を得るため待機しているだけだと指摘した。

2013年以降のJIに関し、ウクライナは、(約束期間の間隙となる可能性がある期間でのクレジット発行という提案)について、更なる説明が必要だと指摘した。締約国は、第1約束期間後も、JIプロジェクトに対し、第1約束期間中の割当量単位(AAU)を用いて、クレジット発行を認めるとの段落に関し議論した。締約国数カ国は、この段落に反対し、第1約束期間のAAUを排出削減単位(ERU)に変換する場合は、第1約束期間に達成され排出削減量をベースにすべきだと述べた。

新しいJI運用モデルに関し、締約国は、2つのオプションについて議論した、一つは新しい単独のJIトラックを創設する、もうひとつは、別個のトラックを保持する一方でこれを強化するオプションである。EUは、JI運用モデルに関するいかなる議論であれ、2013年以降の気候変動枠組みの設計に予断を与えることがあってはならないと強調した。2013年以降では新しいJI運用モデルが必要であり、2013年以降にJIを改善するためのシナリオが必要であるとのJISCの見解に留意するとの決定書草案の段落に関し、一部の締約国は、これらの段落に反対し、「2013年以降」という表現、さらにはこれと京都議定書との関係を明確にする必要があると強調した。

COP/MOPは、12月10日、決定書を採択した。

COP/MOP決定書: 決定書(FCCC/KP/CMP/2010/L.9)において、COP/MOPは、議定書附属書Bに第1約束期間のQELROが記載されていないが、JIプロジェクトのホスト国となる希望を有する附属書I締約国に関し、次のことを明記する: 事務局は、JIプロジェクトのプロジェクト設計文書を受理し公表することができる; JISCは、議定書附属書Bに当該ホスト国を含めるとの議定書の改定が発効する前にJIガイドラインに則りこれらのプロジェクトの検討を行う可能性がある。さらにCOP/MOPは、COP/MOP 7においてもこれらのプロジェクトから発生するERUの発行について引き続き議論することで合意する一方、ホスト国締約国は、附属書Bに同国を含めるとの改定が発効し、さらにJIガイドラインに規定する適格性の必要条件を満たした場合のみ、ERUの発行および移転を行うことができると指摘する。

また、COP/MOPは次のことを行う:

- 第1約束期間後のJIの将来的運用の必要性に関するJISCの見解に留意する;
- COP/MOP 7においてJIガイドラインの第1回レビューを開始すると決定する;
- JISCの事務管理コストおよびその支持基盤に資金を供給するため、JIトラック1手順の下での活動に対し、手



数料の徴収を行うとの規定を設置すると決定し、活動プログラムを含めた大規模プロジェクトの場合は2万米ドル以下、小規模プロジェクトならびに小規模プロジェクトで構成される活動プログラムの場合は5千米ドル以下の手数料とする；

- JISCに対し、手数料構成に関する改定案について、特にホスト締約国が支払うべき固定の年間手数料の導入を含め、COP/MOP 7で更なる提案を行うよう求める。

遵守: この議題項目には2つの小項目がある：1つは遵守委員会の報告書、もう1つは遵守委員会執行部の決定に対するクロアチアの申し立てである。この問題は12月1日水曜日のCOP/MOPプレナリーで最初に取り上げられた。遵守委員会共同議長のKunihiko Shimada (日本)は、同委員会の報告書 (FCCC/KP/CMP/2010/6)を提出し、次の項目を含め、同委員会が検討した多様な問題の概要を説明した：ブルガリアの遵守問題、結果としてブルガリアは柔軟性メカニズムへの参加を一時停止された；クロアチア問題、クロアチアが、非遵守対応計画提出期限を過ぎても提出していないことが指摘された；附属書I締約国が報告要請に従うのを怠った場合にどうすべきか。

クロアチアの割当量および約束期間の保留分の計算に関する遵守委員会執行部の決定に対し、クロアチアが申し立てを行っている問題 (FCCC/KP/CMP/2010/2) に関し、クロアチアは、申し立てを行った主な理由は、執行部自体がこれに関係する全ての事柄を取り扱う資格がないと指摘し、COP/MOPでの議論にかけるよう提案したためだと説明した。

2つの小項目はその後Pornchai Danvivathana (タイ)とRichard Tarasofsky (カナダ)が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議で検討された。

委員会の年次報告書および委員会のメンバーの法的立場に関するCOP/MOPへの要請に関し、オーストラリア、カナダ、EUは、特権と免責に関しSBIの下で議論するのがこの問題を扱う最善の策であるとし、このことをCOP/MOP決定に記載するよう提案した。執行部の決定に対するクロアチアの申し立てで明らかとなった一般的な問題に関し、共同議長のTarasofskyは、これは締約国が遵守委員会の決定に関しCOP/MOPに申し立てを行った最初の事例であると指摘した。このため、同共同議長は、このような申し立てをどう扱うべきかについて、行われるべきプロセスおよび対応策に関する締約国の意見も含め、原則的な議論を行う必要があると指摘した。

申し立ての内容に関し、クロアチアは、決定書7/CP.12 (クロアチアの基準年の削減レベル)はクロアチアの京都目標に全面的に適用されるというのが同国の理解であると強調した。同代表は、この問題は執行部を通して扱うのではなく、決定書7/CP.12はクロアチアの京都目標に全面的に適用されるとCOP/MOPが決定書に明記することで扱うよう希望した。

EUは、COP/MOPの決定はクロアチアの申し立てが行われたその申し立て基盤に限定されるべきだと強調した。同代表は、コンタクトグループはあるべきプロセスに基づきクロアチアの事例を議論できるとし、COP/MOPがその基盤となる決定を覆すと決めた場合には、執行部に差し戻すことができると明言した。共同議長のTarasofskyは、2つのCOP/MOP決定書採択の可能性を指摘した、一つは申し立て自体に関する決定書、もうひとつは、クロアチアの状況に関する広範な問題に関する決定書である。カナダは、COP/MOPは包括的な手法を議論すると同時に、基準年削減量レベルについても議論できると述べた。

COP/MOPは、12月10日、遵守委員会報告書に関する決定書、ならびにクロアチアの申し立てに関する結論書を採択した。



COP/MOP決定書: 遵守委員会の報告に関する決定書 (FCCC/KP/CMP/2010/L.2) において、COP/MOPは次のことを行う: COP/MOPが採択した特権と免責に関する法的アレンジは全て委員会の委員および委員代理にも適用されるようにすると遵守委員会の関心に留意する; 京都議定書の下で設立された構成組織に務める個人の特権および免責に関する合意アレンジ草案を議論したSBIの成果について、その審議に期待する。

COP/MOP結論書: クロアチアの申し立てに関する結論書 (FCCC/KP/CMP/2010/L.7) について、COP/MOPは、次のことを指摘する: 申し立ての検討を開始した; 本会合ではこの項目の審議を終了できなかった; このため、この議題項目をCOP/MOP 7の暫定議題に含める。またCOP/MOPは、事務局に対し、次の項目を説明するテクニカルペーパーを作成するよう求める: 手順上の必要事項、申し立ての審議に対する適用法案の範囲および内容、およびあるべきプロセスの拒否を検討する規定に関し他の環境合意の下での構成組織及び他の国際機関が取っている手法。

議定書の改定に関する締約国の提案: この議題項目 (FCCC/KP/CMP/2010/3 and FCCC/KP/CMP/2009/2-13) は、12月1日水曜日のCOP/MOPプレナリーで最初に審議された。事務局は、2009年に締約国から議定書20条および21条 (議定書およびその附属書の改定) に基づく京都議定書の改定案を受け取り、2010年にはグレナダから新しい提案を受け取ったと説明した。

グレナダはAOSISの立場で発言し、京都議定書の下での第2約束期間に間に合うように「暗礁から離脱する」ことを求め、これに野心的な排出削減目標を含めるよう求めた。締約国は、AWG-KPでの作業とこの問題との相互関連性を強調し、AWG-KP議長の見進報告後に更なる検討を行うため、この議題項目をオープンにしておく提案した。12月10日、COP/MOPプレナリーにおいて、締約国は、COP/MOP 7でこの議題項目の審議を続けることで合意した。

適応基金: 適応基金理事会報告書: この問題は、12月1日、COP/MOPプレナリーで初めて議論された。その後、Ruleta Camacho (アンティグア・バーブーダ) と Jukka Uosukainen (フィンランド) が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議で議論された。

適応基金理事会 (AFB) 議長の Farrukh Khan は、理事会の報告書 (FCCC/KP/CMP/2010/7) を提出した。同議長は、同基金が完全に運用開始されていると指摘し、主要な課題は、直接のアクセスを可能にすることであったと述べ、セネガル、ジャマイカ、ウルグアイの国家実施機関 (NIEs) が認定されたと強調した。同議長は、14のプロジェクト概要の審議をし、2件について資金供与が承認されたと述べた。法的能力に関し、同議長は、ドイツ議会が同理事会に法的能力を供与するとの法案を承認したが、まだ最終段階が終わっていないと指摘した。

世界銀行の提供するサービスの契約条件改定に関し、フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、COP/MOP 7で基金のレビューを行うという予定に懸念を表明し、COP/MOP 9まで世界銀行の暫定理事としての権限を延長するとの提案にも懸念を表明した。同代表は、これは基金のレビューに予断を加える可能性があるとして述べた。

AFB議長のKhanは、新しい理事の選出には時間がかかるとし、継続性の観点から、世界銀行の権限を2014年3月まで延長する必要があると説明し、延長提案が基金のレビューに影響することはないと指摘した。

締約国は、NIEsの信任に関する地域ワークショップの問題について長時間審議した。これらのワークショップは当初ジャマイカ、シエラレオネ、その他がNIEsに関する能力向上を進めるため提案した。多数の途上国が、信任プロセスに慣れることを目的とするワークショップを支持し、AFBの作成した信任ツールキットの活用を支持した。しかし、一部の先進国は、地域ワークショップの目的に疑問を呈し、ツールキットは完成していないと指摘した。締約国は、ワークショップの回数、その内容、参加性について合意できなかった。一部の締約国は、提案されているワークショップ開催のコスト面の影響を問うた。途上国は、4回のワークショップ開催を希望すると表明したが、一部の先進国は、3



回を希望し、直接アクセスで得られる経験を積めるようにする必要があると強調した。締約国は、結局3回以下の開催とし、4回目の可能性も残すとの妥協案で合意した。

COP/MOP決定書:決定書(FCCC/KP/CMP/2010/L.6)において、COP/MOPは、適応基金の暫定理事としての世界銀行が提供するサービスの契約条件の改定案を採択する。COP/MOPは、事務局に対し、NIEs信任のプロセスおよび要項について締約国が熟知できるよう、3回の地域または適切な場合は小地域のワークショップを、資源が利用できる範囲で開催し、状況が許し必要な場合には、もう1回開催する可能性も残すよう要請する。またCOP/MOPは、上記ワークショップの実施および情報の広報においては、可能なNIEsにワークショップの対象を絞る必要があることを念頭に、AFB事務局と協力するよう要請する。

適応基金のレビュー:本議題項目(FCCC/SBI/2010/10 and MISC.2)に関し、EUは、適応基金のレビューを可能にする委託条件の締結を待望すると述べた。締約国は、基金レビューに関する委託条件で合意した。

COP/MOP決定書:決定書(FCCC/KP/CMP/2010/L.5)において、COP/MOPは、適応基金のレビューをCOP/MOP 7で行い、その後は3年おきに行うと決定し、レビューは決定書附属書に記載される検討範囲に則り行われると決定する。

閉会プレナリー:COP/MOPは、12月11日土曜日早朝、プレナリー会議を開催し、報告書(FCCC/KP/CMP/2010/L.1)を採択し、メキシコ政府およびカンクン市への感謝の意を表する決定を採択した。(FCCC/KP/CMP/2010/L.4)

閉会ステートメントは、カンクン合意採択直後に開催されたCOPおよびCOP/MOP合同の閉会プレナリーで発表され、本サマリー報告書のカンクン合意に関するセクションに取りまとめられた。COP/MOPは午前5時33分閉会の槌を打った。

AWG-LCA 13

AWG-LCA議長のMargaret Mukahanana-Sangarwe(ジンバブエ)は、11月29日月曜日、AWG-LCA 13の開会を宣言し、Daniel Reifsnyder (US)が引き続き副議長を務めた。

イエメンはG-77/中国の立場で発言し、2つの交渉トラック間のバランスを尊重する必要があると指摘し、その成果が、将来の包括的、公平、野心的かつ法的拘束力のある成果を挙げるとの全体目標を損なうまたはこれに予断を加えるものであってはならないと強調した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、カンクンでは全ての主要経済国による約束を盛り込んだ法的拘束力のある合意作成を推進すべきだと述べた。同代表は、測定、報告、検証(MRV)、そして国際的な協議および分析(ICA)における進展を求めた。閉会ステートメントの詳細については下記を参照。 <http://www.iisd.ca/vol12/enb12488e.html>。

その後、締約国は、議題書を(FCCC/AWGLCA/2010/16) 採択し、作業構成書(FCCC/AWGLCA/2010/17)で合意した。

COP 16の成果文書作成:事務局は文書 FCCC/AWGLCA/2010/14, FCCC/AWGLCA/2010/17, FCCC/AWGLCA/2010/INF.1, FCCC/AWGLCA/2010/CRP.1, FCCC/AWGLCA/2010/MISC.8 & Add.1, FCCC/AWGLCA/2010/MISC.9 & Add.1を提出した。

メキシコは、カンクン会議の準備においてこの一年を通して締約国および利害関係者と多数回の協議を重ねたと報告した。同代表は、これらの会議は関心を持つ全ての締約国に開かれたものであり、カンクン会議の成功は、多国間システムが共通のチャレンジに対応する最善の方法であると確認するものだと強調した。



AWG-LCA議長のMukahanana-Sangarweは、天津のAWG-LCA 14での協議概要を説明し、次のようなバランスのとれた包括的な成果を得たいとの共通の希望を強調した: 2つの交渉トラック方式を尊重する; BAPの要素のバランスをとる; 詳細の度合いにおいてもバランスをとる; 将来の法的拘束力のある成果に予断を加えない。同議長は、成果文書に包含可能な要素について、同議長がこれまでの進展状況を反映して作成した新しい覚書(FCCC/AWGLCA/2010/CRP.1)に焦点を当て、全ての要素が十分に推敲されているわけではないと指摘した。Mukahanana-Sangarweは、これらの要素は共通する議論の基礎を探りだすために提示されたものであり、正式な位置づけのものではなく、締約国の意見を総合的に示した公式の交渉文書(FCCC/AWGLCA/2010/14)に代わるものでもないとした。

締約国は、Mukahanana-Sangarweが議長を務めるコンタクトグループを結成し、議題項目について検討することで合意した。コンタクトグループの第1回会合は11月29日に開催された。締約国は、既に存在する次の4つの草案作成グループでの作業継続に合意した: 共有ビジョン、この進行役はAnders Turesson(スウェーデン); 適応、進行役はKishan Kumarsingh(トリニダード・トバゴ); 緩和、共同進行役はRichard Muyungi(タンザニア)とHelen Plume(ニュージーランド); 資金、技術、キャパシティビルディング、この共同進行役はBurhan Gafoor(シンガポール)とKunihiko Shimada(日本)。Luis Alfonso de Alba(メキシコ)COP議長に代わり、緩和に関する非公式協議を開催する。会期第2週において、先進国および途上国の閣僚がペアを組んで進行役を務める非公式協議が開催され、ここで話し合われた問題には次のものが含まれた: 共有ビジョン、適応、REDD+、資金、技術、緩和、MRV/ICA。

会議最終期間での進展状況は、COP議長のEspinosaが開催した非公式中間プレナリーで報告された。12月10日金曜午後6時、この非公式中間プレナリーにおいて、Espinosa議長は、同議長の責任において作成し、AWG-LCAでの締約国の作業を反映した新しい決定書草案が配布されたと発表し、Espinosa議長は、総立ちの拍手を受けた。午後9時半、最後の非公式中間プレナリーにおいて、ボリビアを除く全ての締約国は、これ以上の交渉をすることなくこの決定書草案を採択することに賛成した。AWG-LCAは、12月11日深夜零時過ぎ、この文書を変更することなくCOPに送り、COP閉会プレナリーは、長期的協力行動に関するカンクン合意と呼ばれる決定書1/CP.16を採択した。

下記のセクションでは、パリ行動計画の主要要素に関するAWG-LCA草案作成グループの作業に焦点を当てる。共有ビジョン、緩和、適応、そして資金、技術、キャパシティビルディングに関するAWG-LCAの作業成果を、カンクン合意に関するセクションに概括する。

共有ビジョン: 第1週において、この草案作成グループは、手続き問題に焦点を当てた。多数の先進国が、AWG-LCA議長の覚書(FCCC/AWGLCA/2010/CRP.1)を今後の交渉の土台として用いることに賛成したが、途上国は、天津文書(FCCC/AWGLCA/2010/14)に基づき作業を継続するよう求め、この文書には「全ての締約国の見解が反映されている」と述べた。

一部の締約国は、文書が法的拘束力のある合意の一部をなすかどうか分からない中で要素を決定することは挑戦的であると強調した。多数の締約国が、排出削減量に関する長期の世界目標を盛り込むことの重要性、および共有ビジョンのレビューに関する規定を盛り込むことの重要性を強調した。一部の者は、ピーク年度の検討を求めた。一部の締約国は、「歴史的責任」および「大気スペース」への言及に反対した。また締約国は、何を、どう達成するかとの文章をどれだけ含めるかについても議論した。



12月5日曜日に発表されたAWG-LCA議長の覚書(FCCC/AWGLCA/2010/CRP.2)に関し、一部の途上国および先進国は次の要素が欠けていると指摘した:短期目標および長期目標;持続可能な発展;レビューを含める;法的拘束力のある成果に関する表現。他の途上国は、次の概念が欠けていると強調した:人権および先住民の権利;母なる大地の権利;気候正義裁判所の創設;資金義務。多数の途上国が、2 目標に懸念を表明し、気温上昇を1.5°Cより可能な限り小さいレベルで保持することを希望した。多数の先進国が、「世界の大気スペースに対するアクセスの公平性」といった新しい概念の導入に反対し、別の者は、水や水の管理への言及を求めた。多数の途上国が、歴史的責任を強調し、附属書I諸国に対し、資金や技術移転に関するものも含め、リーダーシップを発揮するよう求めた。多数の先進国が、条約は歴史的な削減量と現在の削減量に言及すると強調した。

附属書I締約国に、それぞれの国内総生産(GNP)の6%を、途上国での緩和および適応のための資金に提供し、GNPの1%を「気候債務の補償」として森林関連の活動支援に向けるよう求める文章の挿入の要請も出された。

この問題は、スウェーデンおよびグレナダが共同進行役を務める閣僚協議でも議論された。

木曜日夕方、スウェーデンは進展状況を報告し、次の3つの問題に焦点が当てられたと述べた:長期の気温目標;長期的世界排出削減量目標;世界の排出量のピーク時期。

BAPサブパラグラフ 1(b)(i)(先進国による緩和):先進国の緩和に関する議論は、Richard MuyungiとHelen Plumeが進行役を務める草案作成グループで行われた。締約国は、特に先進国の緩和の特性とレベル、さらにはその表現方法について議論した。緩和の特性に関し、締約国は、これを「目標」という形式とすべきか、それとも「約束」とすべきかで異なる意見を表明した。表現方法に関し、一部の締約国は、決定書の附属書において目標に関する情報を記載することを希望したが、他の締約国は、法的拘束力のある合意がない限り、附属書では十分確実な記述にならないと指摘した。締約国は、個別の緩和プレッジを明示するプロセスの立ち上げ、そして/または附属書I締約国の緩和努力に関する全体的な野心レベルを規定することに関しても異なる意見を表明した。

加えて、一部の締約国は、先進国間と先進国および途上国間の両方における、行動もしくは約束の比較可能性の問題について議論する必要があると強調した。

BAPサブパラグラフ1(b)(ii)(途上国による緩和):この問題は、Richard MuyungiとHelen Plumeが進行役を務める草案作成グループで審議された。議論の焦点は、AWG-LCA議長の覚書(FCCC/AWGLCA/2010/CRP.2)に記載された関連セクションに議論の焦点が当てられた。議論された問題には次のものが含まれた:途上国間の差異化;ICAの意味、目的、スコープ;支援を受けた、および支援を受けていない途上国の適切な緩和行動(NAMA)に関する報告;MRVのスコープ。締約国は、提案されているレジストリの目的およびスコープに関し異なる意見を表明し、一部の者は、途上国による全てのNAMAを含めるべきだと述べたが、他の者は、全てのNAMAを決定書の附属書に記載すべきだとし、提案されているレジストリは支援を求めるNAMAに限定されるべきだと述べた。また締約国は、報告の頻度および特性に関しても異なる意見を述べるとともに、これらの問題について決定を行う組織(AWG-LCAかそれともSBIであるべきか)について異なる意見を表明した。

一部の締約国は、途上国に対し緩和行動に関する情報の提出を求めることに懸念を表明したが、他の締約国は、緩和行動全体を合計するとどうなるかを評価するには、この情報が必要であると述べた。一部の締約国は、低排出開発戦略への言及に反対した。



BAPサブパラグラフ1(b)(iii) (REDD+): Audun Rosland (ノルウェー) は、途上国での森林減少による排出量の削減、および保全 (REDD+) に関する草案作成グループの進行役を務めた。多数の締約国が、AWG-LCA議長文書 (FCCC/AWGLCA/2010/CRP.1) を今後の交渉の土台とすることに支持を表明し、数カ国は多少の変更を求めた。

一部の締約国は、カンクンにおけるREDD+決定書はMRV交渉の進展次第だと指摘した。締約国は、REDD+とNAMAの連携についても検討した。大半の締約国は、REDD+について段階的アプローチをとることに賛成した。締約国は、国内での実施および国内小地域での実施について異なる意見を表明したが、一部の者は、暫定的な措置として国内小地域手法を用いるよう提案した。多数の締約国が、国内での参照レベルの必要性を強調した。

締約国は、セーフガードのMRVを行うべきかどうか議論した。一部の締約国は、市場への言及に異議を唱えた。少数の締約国は、森林減少を起こさせる要素を考える必要があると指摘し、多数の締約国が低炭素開発戦略への言及に反対した。REDD+は、その後ノルウェーとエクアドルが進行役を務める非公式の閣僚協議でも議論され、その協議で最終的な決定文書が作成された。

BAPサブパラグラフ 1(b)(iv) (セクター別アプローチおよびセクター別行動): この問題は、Annemarie Watt (オーストラリア) が進行役を務める草案作成グループで議論された。議論では、今後の作業の土台としてどの文書を用いるか、セクター別アプローチの一般枠組、および農業に焦点が当てられた。

締約国は、文書に含める主要要素を特定した: 一般枠組; 農業; 国際航空輸送および海上輸送。多数の締約国が、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)を主要要素に含めるとの提案に反対し、この問題はこのグループのマンドートの範囲内ではないとし、特定の部門を構成するものではないと述べた。結局、締約国は、次の点で合意した: HFCsは将来的な検討の可能性を待つ; 今後の作業においては進行役の覚書を用いる; 一般枠組みに関しては天津文書の内容を用いる。

締約国は、一般枠組みおよび検討すべき主要要素について議論した、この中には次のものが含まれた: 条約4.1(c) (技術移転)への言及; セクター別アプローチの有用性; 条約原則への言及; セクター別アプローチの自主的な特性。後者の2つの要素については意見の違いが残り、途上国は、共通だが差異ある責任の原則への言及を入れることに支持を表明した。一部の先進国は、バンカー燃料の内容においてこの原則を検討することに反対したが、ある途上国は、国際民間航空機関ですでに各国間での違いを認識していると指摘した。共通だが差異ある責任の原則を、国際海事機関の下での技術的な問題および運行上の問題にも適用すべきかどうかでは、意見の違いが残った。

農業に関しては、作業計画および農業部門での主要要素の特定に関する期待感について議論した。この中には次のものが含まれる: 貿易、適応、食糧安全保障、先住民の参加。多数の締約国が、農業文書への支持を表明した。しかし、途上国は、農業文書の内容について合意する、あるいはバンカー燃料について議論を進める前に、一般枠組みで合意する必要があると強調したが、一部の締約国は、バンカー燃料に関する文書での合意がない中で、一般枠組みの作業をすることに反対した。締約国は、この問題に関して合意できなかった。

BAPサブパラグラフ1(b)(v) (多様なアプローチ、これには緩和行動の費用効果性を高め、行動自体を推進するため、市場を用いる機会も含める): 締約国は、この問題を、Tosi Mpanu Mpanu (コンゴ民主共和国) が進行役を務める草案作成グループで議論した。議論された主な問題は、新しい市場メカニズムの創設およびそれらのメカニズムを統治する原則であった。一部の締約国は、新しい市場メカニズムの創設を支持したが、他の者は、創設に反対



したほか、先進国がオフセットに利用することにも反対した。AWG-LCAの作業成果には、この問題に関し締約国が作成した妥協案も含まれる。

草案作成グループの会合で、締約国は、新しい文書に基づき作業を進めるか、それとも天津から送られてきた文書に基づくかを最初に検討した。多数の先進国締約国が、新しい文書の利用を支持したが、多数の途上国は天津文書の利用を希望した。締約国は、進行役に対し天津文書のスリム化を図る権限を与えることで合意した。ただし、文書にどの要素を盛り込むべきかの議論に基づく文書とし、更なる検討のため閣僚級会合に送る前に、同グループに提起することを条件とする。

締約国数カ国は、文書に不可欠な要素に注目した。この要素には次の項目が含まれる：新しい市場メカニズム、ならびに非市場メカニズムなどの手法に関する作業計画もしくはプログラムを新設するとのマンデート；京都議定書の第2約束期間が承認される前に市場メカニズムの議論を開始すべきでない；締約国は緩和約束遵守のため市場メカニズムを利用できるとの認識；メカニズムへの自主的な参加；環境の十全性のセーフガード。

進行役のMpanu Mpanu は、その後締約国の議論ならびにAWG-LCA議長の改定文書に基づき、新しい文書を作成した。締約国は、この文書に基づき議論し、文書に記載するオプションの合理化を図った。

BAPサブパラグラフ 1(b)(vi) (対応措置の経済的、社会的影響結果)：締約国は、この問題について、Crispin d'Auvergne (セントルシア) 進行役を務める非公式草案作成グループで議論し、天津文書に基づき作業するとともに、今回の会議期間中にAWG-LCA議長が提出した3つの新しい覚書についても議論した。

議論された主な問題は、貿易、対応措置の影響対策への支援、可能な制度アレンジであった。締約国は、文書をスリム化し、オプションの数を削減する作業を続けた。

情報共有化に関し、先進国は、支援への言及削除を支持した。途上国はこれに反対し、UNFCCCには途上国締約国のニーズおよび懸念に対応するための資金供与および技術移転に関する行動が含まれており、それにより悪影響を回避すると強調した。

多数の先進国が文書中の貿易への言及に反対したが、途上国数カ国は、気候変動の名の下、一方的な貿易措置または貿易保護主義がとられないようにすることは「極めて重要だ」と強調した。

12月8日水曜日のAWG-LCA議長の新文書(FCCC/AWG/LCA/2010/CRP.3)発表後、締約国は、天津文書での作業を継続するか、それとも新しい文書に基づき作業するかで意見が対立した。貿易、援助、対応措置の影響に対する常設フォーラムに関する意見対立も残った。非公式閣僚協議で議論が続けられ、最終的な決定書草案はこの協議の中で作成された。

適応：締約国は、Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ) 進行役を務める草案作成グループで会合したほか、天津で進展した作業に基づき、損害および損失に対する国際メカニズムおよび制度アレンジのオプションを絞り込むため、非公式に会合することで合意した。12月3日金曜日、進行役は新しい文書を提示したが、締約国は、新しい文書をベースに議論を続けるかそれとも天津文書をベースにするかで合意に達しなかった。適応問題は、スペインおよびアルジェリアが進行役を務める閣僚協議でも議論された。

損失および損害に関し、多数の締約国が脆弱な途上国における気候変動の影響に関係した損失および損害に対応する国際メカニズムを設立するというAOSISの提案を支持した。多数の締約国が、提案の各要素を明確にするよう求めた、この中には次の要素が含まれる：資金供与の特性；メカニズムはSBIの指導を受けるものとするべきか、それともSBSTAの指導を受けるべきか；メカニズムの要素をさらに定義づけるプロセス；民間部門の役割；既存のリスク



管理システムとの連携;参加性の確保。多数の締約国が、このメカニズムはCOPの権限下に置くべきだと述べた。一部の締約国は、この提案は「未完成」であると述べたが、他の者は、メカニズム設立に関する主要な決定が行われるなら、主要要素の詳細は、国家主導のプロセスで確立できるはずだと説明した。多数の締約国が、このメカニズムを一連の適応ツールの1構成要素にすべきだと提案した。

第2週では、2つの問題に関し、途上国間での意見対立が明らかとなった、一つはどの国が最も脆弱であるか、もうひとつは適応の文書に対応措置を入れるかどうかである。先進国および途上国は、損失および損害、および制度メカニズムと基金に関し異なる見解を保持した。非公式閣僚協議でも議論が続けられ、そこで最終的な決定書草案が作成された。

資金、技術、キャパシティビルディング:この問題は一つの草案作成グループで議論された。Burhan Gafoor(シンガポール)が資金に関する草案作成グループおよびスピノフグループの進行役を務め、Kunihiko Shimada(日本)が技術およびキャパシティビルディングに関する議論の進行役を務めた。資金については、オーストラリアとバンラデシュが進行役を務める閣僚協議でも議論された。技術についてはフランスとベニンが進行役を務めた。

資金:締約国は、当初、資金に関する決定書草案の要素について議論した、この中には短期資金、長期資金、新しい基金の提案、資金メカニズムおよび気候関連資金供与を助けるCOPの新しい機関設置の提案に関するセクションおよびオプションが含まれた。ノンペーパーには、基金設計に関する検討範囲を示した附属書も含まれた。

短期資金について、途上国は、透明性に関し詳細を示す文書とすべきであるとし、資金が真に新規のもの、追加的なものであるかどうか、適応と緩和で均等に分けるべきか、2010年にどれだけの資金が拠出されたかを示すよう求めた。ある途上国は、LDC、SIDS、アフリカ地域に加え「干ばつや洪水、砂漠化の影響をうけやすい地域を有し、脆弱な生態系を持ち、気候変動に関係する極端かつ破滅的な現象とその傾向の頻度の増加に直面する途上国」も、優先的な受益者に含めるべきだと提案した。

長期資金に関し、途上国は、2020年まで毎年1千億米ドルを約束するとの記述よりも、先進国がGDPの1.5%を途上国支援に振り向けるべきとするオプションを支持した。先進国の多数は、主なまたは主要な資金源は評価される、もしくは条約附属書II締約国からの資金供与を暗示する文章に懸念を示した。一部の先進国は、国連事務総長の気候変動の資金供与に関するハイレベル諮問グループへの言及を支持した。一部の途上国は、他の資金的ニーズに関する検討も行うことを希望した。

資金に関する議論では、主に、資金とその設計プロセスに焦点が当てられた。議論の中心は次の項目であった: 暫定委員会の構成および検討範囲を含む設計プロセス; 資金監督機関の設立。

新しい基金の理事会に関し、多数の途上国が、SIDSおよびLDCの代表への言及を主張した。この問題は閣僚協議でも議論され、最終的な決定書草案が作成された。

技術:締約国は、カンクンで議論すべき保留問題を指摘した、これには次のものが含まれる: 技術メカニズムと資金との連携; 技術執行委員会(TEC); 気候技術センターおよびネットワーク(CTCN)の関係; COPによるガイダンスとTECおよびCTCN発展プロセス; 知的財産権。草案作成グループの議論において、途上国は、2つの可能な決定書の概要を説明した、一つは、合意の主要要素を含めるもの、もうひとつは、作業計画を設定するものである。数カ国の締約国は、カンクンにおいてどのような合意が可能か、2011年にさらなる議論が必要なものは何かを明らかにすることを支持した。この問題は、閣僚の議論でも取り上げられ、そこで最終的な決定書草案が作成された。



キャパシティビルディング: 締約国はこの議題の議論において、キャパシティビルディングは支援を受け独自の活動として可能にされるべきか、それとも緩和および適応努力に組み込まれるものとして提供されるべきか検討した。改定草案の審議において、多数の途上国締約国は、キャパシティビルディングに関する技術パネルを、法的拘束力のある制度として設置するとのオプションの保持を支持したが、多数の先進国は、既存の制度アレンジまたは提案されている制度のマנדートにキャパシティビルディングが含まれることを確認するとのオプションを支持した。資金メカニズムの運用組織に関する言及および提案されている新しい基金への言及に関し、ある締約国は、これらの言及は他の並行交渉に予断を与える可能性があるとして述べた。途上国のキャパシティビルディングへの支援提供に関する先進国の報告についての文書、ならびに供与された援助を用いるものも含め、途上国の気候変動への対応能力強化における進展状況報告の文書についても、意見の違いが残った。非公式の閣僚協議でも議論が続けられ、決定書草案の最終案がまとめられた。

閉会プレナリー: AWG-LCA閉会プレナリーは、12月11日早朝に開催された。AWG-LCA議長のMukahana-Sangarwelは、4つの草案作成グループでの議論、AWG-LCA副議長Reifsnnyderが開催した市場経済移行国および特別な状況下にある他の諸国に関する協議、総括会議での進展評価について説明した。同議長は、ノンペーパー、締約国の提出文書(FCCC/AWGLCA/2010/MISC.8)、国連事務総長の気候変動の資金に関するハイレベル諮問グループの助言(FCCC/AWGLCA/2010/MISC.8/Add.1)によるインプットを指摘した。

その後、Mukahana-Sangarwelは、AWG-LCAに対し、COP議長の責任で作成された決定書草案(FCCC/AWGLCA/2010/L.7)をCOPに送り、その審議にかけようという要請した。ボリビアは、これに反対し、この文書は集約された意見を反映していないと述べた。同代表は、共有ビジョンに関し、2°C目標は「全く不適切なもの」だとこれを拒否した。同代表は、附属書1諸国の約束がどうなるか不明な中で、決定書に合意することはできないとし、リストはコペンハーゲン合意から派生し、このため2°C目標は達成されないと想定されると指摘した。同代表は、資金に関し、2020年まで1千億米ドルとする資金源に疑問を呈し、世界銀行を理事として受け入れることはできないと述べた。技術に関し、同代表は、知的財産権への言及がないことに疑問を呈した。バリ行動計画サブパラグラフ1(b)(v)に関し、同代表は、非市場的手法もあつかうべきだと述べた。同代表は、ボリビアはREDD+メカニズムを支持するが、これには炭素市場を関わらせるべきでないと強調した。同代表は、決定書草案には総意が欠けており、ボリビアはこれを拒否していると繰り返した。

グアテマラは、「話をやめて、決定することを始める」必要があると強調した。コロンビアは、いかなる合意もないことが環境にどう利するのかと問いかけ、総意は一つの国が決定を阻止できることを意味するものではないと指摘し、ガボンもこれを支持した。

Mukahana-Sangarwelは、会場には、ボリビアを除く締約国が合意する会合報告書(FCCC/AWGLCA/2010/L.7)をCOPに送り、その審議にかけようという明らかな意思が見られると指摘した。ボリビアは、AWG-LCAは報告書をCOPに送ることができるが、それには総意がないと述べた。議長のMukahana-Sangarwelは、参加者に対し、更なる前進を続けるよう求め、参加者の支援と同議長のリーダーシップに対する信頼とに感謝の意を表した。同議長は、その後12月11日午前1時43分、AWG-LCAの閉会を宣言した。

AWG-KP 15

AWG-KP議長のJohn Ashe(アンティグア・バーブーダ)は、11月29日月曜日午後、AWG-KPを開会した、Adrian Macey(ニュージーランド)が引き続き副議長を務めた。Asheは、AWG-KPはカンクンにおいてその作業を終了し、成



果をCOP/MOP 6に報告することが期待されていると指摘した。その後、締約国は、議題書(FCCC/KP/AWG/2010/15)を採択し、作業構成書(FCCC/KP/AWG/2010/16)に合意した。

続いて締約国は開会ステートメントを発表した。イエメンはG-77/中国の立場で発言し、附属書I締約国に対し、現在の排出削減約束(プレッジ)と科学が要求しているものとのギャップを縮めるよう求めた。ベルギーはEUの立場で発言し、カンクンの成果は京都議定書の構造を保持し、京都議定書の制度の継続性を確認するものであるべきだが、AWG-KPのみでの進展では不十分であると指摘した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、AWG-KPでの合意はAWG-LCAを含めた包括的な成果の一環であるべきだと述べた。

開会ステートメントの詳細については下記を参照：<http://www.iisd.ca/vol12/enb12488e.html>。

附属書I国の更なる約束:この項目(FCCC/KP/AWG/2010/17 and MISC.7)は、当初、AWG-KP開会プレナリーで議論された。AWG-KP議長のAshelは、一つのコンタクトグループ設置を提案し、協議の後、締約国もこれに同意した。コンタクトグループの第1回会合は、11月29日夕方に開催された。Ashelは、同議長の提案(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4)を提出した。この提案には、京都議定書3.9条(附属書I国の更なる約束)に基づく、京都議定書の改定、LULUCF、柔軟性メカニズム、方法論問題、潜在的影響結果に関する決定書草案文書が盛り込まれた。

締約国は、次の項目に関し、非公式グループを設置することで合意した：京都議定書3.9条に基づく議定書の改定、共同進行役はJürgen Lefevere (EU)とLeon Charles (グレナダ)；LULUCF、共同進行役はMarcelo Rocha (ブラジル)とPeter Iversen (デンマーク)；柔軟性メカニズムおよび方法論問題、進行役はAWG-KP副議長のAdrian Macey (ニュージーランド)；潜在的影響結果、共同進行役はAndrew Ure (オーストラリア)とEduardo Calvo Buendía (ペルー)。会合第2週では、京都議定書の下での問題を議論するため、先進国と途上国の各1国の閣僚がペアを組んで進行役を務める非公式協議も開催された。COP/MOP議長のEspinosaが開催した非公式中間プレナリーでは、会議最終日(複数)における進展状況が報告された。12月10日の夕方、議長のEspinosaは、附属書I国のさらなる排出削減およびLULUCFに関する新しい決定書草案を発表した、これら決定書草案は同議長の責任において作成されたもので、AWG-KPでの締約国の作業を反映する。AWG-KP閉会プレナリーにおいて、ボリビアを除く全ての締約国が、さらなる交渉を行うことなくこの決定書草案を採択することを支持した。AWG-KPは、12月11日早朝、COP/MOPに無修正の文書を送り、COP/MOP閉会プレナリーはこれらを決定書1/CMP.6および2/CMP.6として採択した、これらの決定書は附属書I締約国の更なる約束に関するカンクン合意と呼ばれる。決定書1/CMP.6には、附属書Iの排出削減量、柔軟性メカニズム、方法論問題バスケット、対応措置の潜在的影響結果に関する表現が盛り込まれた。決定書2/CMP.6はLULUCFに関するものである。

AWG-KPにおける会議の最後数日間の交渉およびその決定については、カンクン合意に関するセクションにその概要を示した。下記のセクションでは、AWG-KPコンタクトグループおよびそのスピノフグループでの議論に焦点を当てる。

附属書I国排出削減量:第1週、スピノフグループは次の問題を集中的に議論した：約束期間の長さの数；余剰AAUの繰越。第2週の議論は、オプションの統合と議長文書の推敲に集中した。

基準年に関し、締約国は、基準年および参照年度に関するノンペーパーについて議論した、このノンペーパーは、約束を表現するには単一の年度が必要であるが、国内目的では異なる参照年度を用いて約束を表現するオプションも利用できるという、総意が出てきていると記載する。



約束期間の長さに関し、締約国は、5年の約束期間および8年の約束期間について議論し、次の点に関し、それぞれの正当性を説明した: 約束期間の長さ、科学に依る必要性との関係; 市場での確実性; AWG-LCAとの首尾一貫性; 国内法制との関係。約束期間の長さを5年とすべきか、それとも8年とすべきかで意見対立が残った。この問題は、AWG-KPの継続マンデートの下でさらに審議することとなる。

余剰AAUの繰越に関し、締約国は、3つのスリム化されたオプションについて議論した: 規定を変更することなく残す; 繰越を排除する; 繰越にキャップをかけるまたは第2約束期間の不足分に対する繰り越しAAUの国内利用とすることで、限定的な繰り越しを認める。この問題は、AWG-KPの継続マンデートの下でさらに審議することとなる。

第2週の間、締約国は、文書にあるオプションの数を削減すべく努力した。締約国は、特に、オプションAにある、議定書3.1条(温室効果ガス(GHG)の削減および制限約束)、3.7条(第1約束期間の割当量算定)、3.9条(附属書I締約国の更なる約束)、4.2条および4.3条(合同での約束達成)の改定に関するオプションを一つの括弧書き文書にまとめ、閣僚レベルでの政治的意思決定を容易にすることで合意した。また締約国は、第3約束期間およびその後の約束期間での約束確立に関し、結果として必要となる議定書3.9条の改定問題にも焦点を当てた。これには第2約束期間終了時のどれくらい前にそのような交渉を開始すべきかという問題も含まれた。

締約国は、12月8-9日の水曜日および木曜日の深夜まで議論を続け、決定文書の中に合意できた部分を明示して、進展を確保することで合意し、特に次の部分を明示することとなった: 第2約束期間では1990年を基準年とする一方、参照年度もオプションとする; 排出量取引およびプロジェクトベースのメカニズムを継続する。約束期間の長さ、余剰AAUの繰越、全体および個別の約束の特定では、意見の違いが残った。

AWG-KPの作業計画から派生する他の問題: 柔軟性メカニズム: 非公式グループは、AWG-KP議長の提案(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4)の中の柔軟性メカニズムのセクションに基づき議論した。

CDMの下でのCCSに関し、多数の締約国が、文書中のオプションは「あまりにも白黒をつけすぎている」として懸念を表明し、CCSは持続性など特定の問題が解決されるなら、第2約束期間およびその後の約束期間において、CDMに対する適格性を有しうるとの第3のオプションを提案した。締約国は、この問題はCDMの下でのCCSというSBSTAの議題項目で行われている議論と関係すると指摘した。

また締約国は、次の項目を含め、多様な問題で進展が可能かどうかについても議論した: CDMの下での原子力; 標準化ベースラインの利用; コベネフィット; 特定のホスト国におけるプロジェクト活動から生じた認証排出削減量の利用; ディスカウント係数; 収益の一部(Share of Proceeds); 排出量取引; 補足性。

さらに締約国は、2013年以降の京都メカニズムの継続に関し、パプアニューギニアがCOP/MOPプレナリーで提起した決定書草案についても議論した。多くの者が、CDMの継続を支持したが、CDMの継続について明確なシグナルを送る必要があるかどうか、そのようなシグナルの特性については、意見対立が残った。

これらの問題について、総意は得られなかった。文書FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4(議長提案改定版)の第III章に記載される文書草案に基づき、議論が続けられる予定である。

成果: 交渉文書(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4)は更なる交渉の土台とするべく、AWG-KPから送致された。柔軟性メカニズム関連要素は、カンクン合意(FCCC/KP/AWG/2010/L.8/Add.1)に記載された。この合意において、締約国は、附属書I締約国が排出削減約束を達成する手段として柔軟性メカニズムの利用を継続できると決定する。この成果については、本報告書のカンクン合意のセクションにまとめる。



LULUCF: 非公式協議において、締約国は、議長文書(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4)に基づく議論を開始した。一部の締約国は、LULUCFが約束期間にギャップを生じさせる理由とならないよう、決定を求めた。

12月3日金曜日、締約国は、LULUCF決定書に関し2つのオプションを示した共同進行役のノンペーパーについて検討した。一部の締約国は、この文書には自国の提案が適切に反映されていないとして不満を述べた。12月4日土曜日、締約国は、新しい共同進行役のノンペーパーについて議論した。締約国は、共同進行役のノンペーパーのうちどのバージョンを用いるべきか議論した: 一つは全ての締約国提案を統合したもの、もうひとつは2つの明確なオプションを保持するものである。結局、締約国は土曜日のノンペーパーに基づき進めることで合意した。

2週間の会期中、締約国は、伐採木材製品(HWPs)および不可抗力に関し、「非公式な非公式」の協議を行った。HWPsでは次の3つの算定オプションについて議論した: 即時酸化: 単一の腐食率の適用: 製品ごとの腐食率の詳細。不可抗力に関し、締約国は、人為的な攪乱と人為的でない攪乱の明確化に関する議論、ならびに攪乱の原因と影響の関係を明確化する必要性についての議論に留意した。また締約国は、不可抗力の現象がおきた場合、攪乱により生じた全ての排出量を(算定で)控除するか、それとも閾値異常の排出分のみを控除するか議論した。締約国は、不可抗力が単一の現象のみを指すのか、現象の累積を指すのかの定義が欠如していることに懸念を示した。

さらに締約国は、湿地での算定を明確化する必要性についても議論した。一部の締約国は、湿地管理について、人為的な再湿地化および乾燥化に注目する狭義のものを希望した。森林管理のオプションに関し、締約国は、参照レベル、ベースライン、ネットネット算定およびキャップについて議論した。ある締約国は、キャップのオプションの削除を提案したが、多数の者が反対した。また締約国は、参照レベルに対するレビュープロセスについても検討した。

その後、AWG-KPは、COP/MOP決定書草案(FCCC/KP/AWG/2010/L.8/Add.2)を含める結論書草案(FCCC/KP/AWG/2010/L.8)について合意し、12月10日、COP/MOPはこの決定書草案を採択した。

COP/MOP決定書: 決定書(FCCC/KP/CMP/2010/L.1)において、COP/MOPは次の決定をする:

- 森林、新規植林、再植林、森林減少、再植生化、森林管理、耕作地管理、放牧地管理の定義については第1約束期間と同じもので合意する。
- AWG-KPに対し、森林管理で発生する排出量ならびに除去量にキャップを適用すべきか、第2約束期間では不可抗力をどう扱うか、検討するよう要請する;
- 附属書I締約国各国に対し、2011年2月28日までに、附属書IIに記載される森林管理参照レベルについて情報提出を要請する、この情報には、附属書IIパートIに記載するガイドラインに基づき、最新のものに置換する数値も含める;
- これらの提出書類は、附属書IIパートIIのガイドラインに基づくレビューチームの技術評価の対象とすべきであり、その結果はCOP/MOP 7で検討されると決定する;
- AWG-KPに対し、京都議定書の下でのLULUCF活動について、第2約束期間で適用される定義、方法、規則、ガイドラインの検討を続けるよう要請する。

COP/MOP決定書には次の項目に関する2つの附属書も含める: 参照レベル: 森林参照レベルの提出およびレビュープロセスのガイドライン。

方法論問題バスケット: スピンオフグループは、2週間の会期中を通して会合し、新しいGHGおよび地球温暖化係数(GWP)など、GHGのCO₂換算を計算する共通計算方式に焦点を当てた。



新しいガスに関し、締約国は、排出源に関する理解が進んでいないガスの報告オプションについて議論したが、その算定については議論しなかった。一部の締約国は、この問題ではさらなる技術的な作業が必要だと強調した。締約国は、新しいガスを含めるにはCOP/MOP決定書と議定書の改定の両方が必要かどうか議論した。これに加えて、3フッ化窒素を含めることでも意見の取りまとめが進んだ。締約国は、GHGのリスト拡大の必要性で合意し、議定書附属書Aの改定と新しいGHGの議論との関係に関する法律上の懸念について検討した。特定のガスに関しては意見の対立が残った。

共通の計算方式に関し、締約国は、短寿命ガス、特にメタンのGWPに関するオプションに焦点を当てた。締約国は、附属書Aに記載する部門および排出源の分類に関するD条の削除で合意した。また、共通の算定方式に関するSBSTA作業計画の必要性についても意見交換を行った。締約国は、GWPについて気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第四次評価報告書(AR4)を用いるかどうか、全体排出量および国別排出量に関し、IPCC第2次評価報告書またはAR4を用いる場合の影響についても議論した。一部の締約国は、AWG-LCAと一致する方法論を用いることの重要性に焦点を当てた。

成果:交渉文書(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4)は、今後の交渉の土台とするため、AWG-KP から送致された。この問題の要素は、カンクン合意(FCCC/KP/AWG/2010/L.8/Add.1)に反映されており、この中には方法論のバスケットに関するセクションもある。決定書において、締約国は、第2約束期間でのCO2換算に用いるGWPはIPCCが提供すると記載する。詳細については、本報告書のカンクン合意に関するセクション参照。

対応措置の潜在的影響結果:スピンオフグループは、対応措置の潜在的影響結果に関し、常設フォーラムを設置するか、それとも国別報告書など既存のチャンネルを利用するかという、決定書草案で残された2つのオプションについて、集中的に議論した。途上国は、常設フォーラムの設置を支持したが、先進国は国別報告書を含める既存のチャンネルの利用を希望した。この問題に関しては意見対立が残ったため、附属書 I 国の更なる約束に関するAWG-KPコンタクトグループでの議論に差し戻した。AWG-KP議長のAsheは、引き続き二国間協議を開催した。常設フォーラムの問題は解決されないまま残された。

成果:12月11日のAWG-KP閉会プレナリーにおいて、文書(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4)は追加作業の土台となるべく、次回会合に回付された。

閉会プレナリー:12月11日土曜日真夜中過ぎ、AWG-KP議長のAsheは、AWG-KPの閉会プレナリーを開催した。同議長は、提案書草案(FCCC/KP/CRP.4/Rev.4)、およびAWG-KPの作業成果に関する決定書草案(FCCC/KP/AWG/2010/L.8 and Add. 1-2)に焦点を当てた。同議長は、提案書草案は交渉の現状を反映したものであり、会合報告書の附属書になると指摘した。同議長は、締約国に対し、この文書をCOP/MOPでの審議のためCOP/MOPに送るよう求めた。

ボリビアは、「極めて強い懸念」があると指摘し、COP/MOP決定書草案で言及する文書FCCC/SB/2010/INF.Xは、附属書I締約国の排出削減目標を記載するものとされるか、まだ存在していないと指摘した。議長のAsheは、ボリビアの懸念はAWG-KP報告書に記載されると述べ、締約国は、会合報告書(FCCC/KP/AWG/2010/L.7)を採択した。ボリビアは、これは不適切であるとして不満を述べ、報告書の採択に対する総意はないと指摘した。議長のAsheは、報告書は既に採択されたと指摘した。

AWG-KPは、決定書草案(FCCC/KP/AWG/2010/L.8/Add. 1-2)を採択するようCOP/MOPに提案した。最初の決定書(FCCC/KP/AWG/2010/L.8/Add.1)には、附属書I国排出削減量、柔軟性メカニズム、方法論問題のバスケット、



対応措置の潜在的影響結果に関する表現が盛り込まれる。この決定書は、附属書I締約国の更なる約束に関するカンクン合意の一端をなし、カンクン合意のセクションに概要が紹介される。第2の決定書草案 (FCCC/KP/AWG/2010/L.8/Add.2) はLULUCFに関するものである。

閉会ステートメントにおいて、グレナダはAOSISの立場で発言し、緩和の下での成果に失望感を表明し、これは「これまでの成果の中でも特に弱いものの一つだ」と評した。議長のAsheは午後1時過ぎ、AWG-KPの閉会を宣言した。

カンクン合意

「カンクン合意」はCOP 16とCOP/MOP 6の主要な成果である。決定書1/CP.16はAWG-LCAの作業の成果を含み、バリ行動計画(BAP)の主な要素、すなわち長期的協力行動についての共有ビジョン、適応、緩和、資金、技術、およびキャパシティビルディングを対象としている。またこの決定書はAWG-LCAに対し、2011年も引き続き決定書に含まれる作業を実行し、BAPに基づき合意された成果を完了するために法的選択肢の議論を継続するよう要請している。AWG-LCAは、COP 17においてこの成果の採択に向けた発表を行うよう求められた。

決定書1/CMP.6はAWG-KPが取り組んできた作業の成果を反映している。この決定書は、AWG-KPによる作業を継続し、第1約束期間と第2約束期間の間の空白を回避するため、「できるだけ早く」成果を採択することに合意している。決定書はまた、経済全体の排出削減目標に対する附属書1国の約束に留意し、もっと野心的なものにすることを強く求めている。決定書はさらに、排出量取引とプロジェクトベースの柔軟性メカニズムが、土地利用、土地利用の変化および林業(LULUCF)に関連した措置と合わせて引き続き利用可能であることを示している。AWG-KPの今後の作業は、FCCC/KP/AWG/CRP.4/Rev.4に記された草案文書に基づいて実施される。

閣僚級の交渉：カンクン合意に至るまでの交渉はAWG-LCA 13とAWG-KP 15に基づいて行われた。第2週目には、先進国と途上国の閣僚がペアになることにより、共有ビジョン、適応、緩和、資金と技術移転などの問題についての議論が促進された。緩和に関して多くの小グループが形成され、途上国と先進国の閣僚がペアになって議長を務め、MRVとICA、REDD プラス、CDMに基づくCCS、および対応措置に取り組んだ。12月8日と9日の夕方遅くと、12月10日金曜日の午後6時と午後9時30分に、COPのEspinosa議長によって開催された非公式中間プレナリーで進展が報告された。こうした非公式プレナリーは、一定の透明性を確保して締約国とオブザーバーに進展状況を知らせるために開かれた。

以下にこれらの非公式中間プレナリーについて記す。また、合意の採択後にCOPとCOP/MOPの合同閉会プレナリーで示された最終ステートメントも記している。

12月9日木曜日：12月9日の夕方遅くの非公式中間プレナリーで、下記の非公式協議に関する進展報告が閣僚により行われた。

長期的協力行動のための**共有ビジョン**に関して、スウェーデンは、気温目標、排出削減の長期的世界目標、地球規模の排出のピーク到達という3つの問題に的を絞るよう強調した。

資金に関して、バングラデシュは、協議の成果、提案された新たな気候基金の設置に関して容認できる可能性のある2つの選択肢が得られたことを強調した。

適応に関して、スペインとアルジェリアは、適応委員会の設置、資金へのアクセスの促進、損失と損害に



対応する国際的メカニズム、および地域センターの統合に関する協議について述べた。

MRVに関して、ニュージーランドは、協議は ICA に焦点を当てて行われ、ICA プロセスの頻度や分類などの問題も含まれたと述べた。ニュージーランドは、多くの締約国による前向きな関与と途上国から提出された提案を強調し、これらがバランスのとれた文書に到達するために「役立つ」ことが期待できるだろうと述べた。またニュージーランドは、透明性と各国に対する不合理な負担の回避とのバランスが主要な課題であることを確認した。

REDD プラスに関して、ノルウェーとエクアドルは、主要な未解決問題、すなわち資金調達、REDD プラスメカニズムの範囲、国家レベルと国家未満レベルの関連性、および保障措置の MRV について報告した。エクアドルは、各締約国がバランスのとれた文書に対する合意に近づきつつあると説明した。ノルウェーは、妥協の精神を求めて「妥協がなければ、いかなる家族、地域社会、国際社会も存続できない」と述べた。

技術に関して、フランスは、技術メカニズム、技術委員会、および CTCN の設置を含めた問題に関する意見の合致が必要であると強調した。またフランスは、一部の締約国がガバナンスなどの問題に関する追加の提案を行うだろうし、2011 年には技術に関する追加の作業が必要になるだろうと説明した。

CDM に基づく CCS と対応措置の社会的経済的影響に関して、スイスは、締約国の見解は平行線をたどったままであったが、更に協議を重ねることにより新たな文書の提案が提出できるのではないかという希望を表明した。

AWG-LCA の Mukahanana-Sangarwe 議長は、閣僚級協議の対象にはならなかった AWG-LCA に基づく問題について報告した。同議長は、緩和行動の費用対効果を高めて緩和行動を推進するために市場を利用する機会を含めた多様な方法に関する報告を、このグループがまだ行っていないと述べた。また、セクター別アプローチに関しては合意に至っていないと述べた。また議長は、締約国が「一般的枠組み」に関するパラグラフに合意できなかったため、特定の部門に対する取り組みに消極的な締約国があると説明した。また、農業に関する文書は「かなり前進した」が、このグループでこれ以上の協議は行わないと強調した。

期限が急速に迫っていることを強調した上で、Espinosa 議長は、夜を徹して更なる協議を続けるよう促した。Espinosa 議長は、数時間後に事務局が非公式協議で行われた作業を反映した草案文書を配布すると説明した。議長は締約国に対し、国益を超えた視点を持って金曜日の夕方までに合意に達するよう強く求めた。

12月10日金曜日：次の非公式中間プレナリーは12月10日午後6時に開催された。COP の Espinosa 議長は、交渉が木曜日の夕方以降に継続的に行われてきたことを説明し、締約国および事務局の努力に感謝した。Espinosa 議長は、自己の責任のもとで AWG-KP と AWG-LCA の作業を反映した新たな文書を配布したことを表明し、この文書は「メキシコの文書」を作成するためのものではなく、締約国の見解を反映した文書であると強調した。議長は、プロセスには高い包括性と透明性が保たれると強調した。また議長は、文書を改善する「最後のひと頑張りのための限られた時間」であることを強調した上で、各締約国が新しい文書を検討した後に、非公式プレナリーを午後8時に開催することを提案した。代表たちは議長に総立ちの拍手を送った。

非公式中間プレナリーは午後9時30分に再開された。COP の Espinosa 議長は、草案文書がバランスの取れたものになったことを強調し、草案文書中の編集上の誤記の修正は行われていると述べた。議長は、透明性の高い作業方法であったことを強調し、締約国とオブザーバーによる再度の総立ちの拍手喝采を受けた後、



代表たちの熱意の表明に感謝した。

ボリビアは、交渉用文書あるいは決定書草案としての文書化のプロセスと進捗状況について説明を求めた。またボリビアは、COPとCOP/MOPの議長に対し、このような文書を作成する権限を認めていないと強調した。ボリビアは、この文書が京都議定書に基づく第2約束期間を保証するものではなく、その結果として地球の平均気温が4℃以上増加する可能性が高いことに遺憾の意を表した。ボリビアはこの文書についての議論を求めた。COPのEspinosa議長は、この文書は締約国の作業を容易にするために起草されたものであり、検討とその後の採択のため2つのAWGsに提出されると説明した。

ペルーは、チリ、コロンビア、ドミニカ共和国、ペルー、およびグアテマラを代表して、これらの文書は前進を反映しており、議論を開始するためのものであると述べ、締約国に受け入れるよう要請した。ベネズエラは、締約国に対し、ボリビアの意見に耳を傾け、文書を検討するためにただちにAWGの会合に戻るよう求めた。

大韓民国は、これらの「バランスのとれた文書」を歓迎し、低排出開発戦略を共有ビジョンの一部に含めるべきであること、また、2013年以降のレジームに附属書1国の主導によるすべての緩和努力を含めるべきであると述べた。大韓民国は緑の気候基金とNAMAレジストリーの設置を歓迎した。グレナダは、文書が完全でないことを指摘したが、「完全を求めすぎて良いことを妨げてはならない」と強調した。グレナダは、これら文書を採択することは、すべての締約国がカンクンから何か喜ばしい実際的なものを持ち帰ることを意味すると述べ、締約国に対して、更なる交渉を行わずにこれら文書を支持するよう強く求めた。

スイスは、環境十全性グループ(EIG)を代表して、これらの文書には「すべての締約国が好む」要素と「好まない」要素があると述べ、パッケージに対する支持を表明し、このプロセスに信頼を再構築した議長を称賛した。イエメンは、到達した合意は交渉における「非常に重要な政治的ステップ」であると述べた。オーストラリアは、パッケージが「非常に良くバランスがとれており」、その採択は多国間主義にとって重要な勝利を意味するであろうと述べた。オーストラリアは、このパッケージがコペンハーゲンの結果に基づいていると述べ、約束の支持、REDDの経済機会、重要な適応措置、緑の気候基金、および、技術メカニズムを強調した。

レソトは後発開発途上国(LDCs)を代表して、このパッケージは将来の作業にとって優れた基盤になるものであり、来年のダーバン会議における議論の主要な要素を含んでいると述べた。レソトは、LDCsの脆弱性に対する十分な配慮と、適応枠組みの設置、緑の気候基金、および適応テーマ別の資金調達窓口について強調した。サウジアラビアは、メキシコとその議長国としての務めに対して深い感謝を表明し、バランスは達成できると述べ、AWGsで文書を検討するというベネズエラの提案を支持した。

キューバは、この会議がコペンハーゲンとは明らかに対照的なものであることを認めた。キューバは、自国を現実主義者であると述べ、京都議定書に基づく附属書1国の約束をここで確立することはできないが、第2約束期間についての合意を得ることはできたと述べた。

モルディブ、シンガポール、セネガル、および他の多数の国々もこのバランスのとれたパッケージを歓迎した。EUは、パッケージがこのプロセスの将来に向けた道筋を開くものであると語り、コペンハーゲン会議で約束を支持する最初のステップが提供されたと述べた。イエメン、キューバ、サウジアラビア、インド、トルコ、EU、および他の多数の国々は、議長国メキシコが取った透明性の高い包括的なプロセスを賞賛した。



ウルグアイは、農業に関する合意に至らなかったことに失望を表明した。バングラデシュは、文書中の適応と資金調達に関する前向きなステップを強調した。ガイアナは妥協を求め、文書についての議論を再開することに対して警告を発した。米国は、適応、技術、資金、緩和の約束の支持、および MRV/ICA についての前進を強調し、更に前進させるために必要なバランスをこの文書が提供すると述べた。アラブ首長国連邦は、京都議定書に対するシグナルが弱いことに失望を表明したが、CCS を支持するシグナルを歓迎し、この文書により前進していくことを支持した。フィリピンは資金面の前進を歓迎した。

ケニヤは、この文書が微妙なバランスを目指していると述べ、損失と損害に関する強力な言語が必要であることを強調し、緩和の名のもとに適切な支援がないまま行動の責任が途上国へ移りつつあると述べた。コスタリカは、代表たちが徒手でカンクンを離れるのではないと述べた。中国は、文書には不十分な点があるものの、カンクンにおける成果は締約国の見解を公平に反映していると述べた。中国は、この交渉がバリ行動計画と、共通であるが差異のある責任の原理に準拠していたことに満足を表明した。パキスタンは、この文書が「深遠な理解と現実主義を反映している」と述べた。タジキスタンは、内陸部山岳途上国を代表して、提案された適応枠組みと資金調達理事会の計画のプロセスを歓迎したが、提案された気候基金の移行委員会にこの地域から代表が出ていないことに遺憾の意を表した。

日本は、COP 議長のリダーシップに敬意を表し、草案文書の採択を支持した。アルジェリアはアフリカグループを代表して、カンクン会議が多国間システムに対する信頼を回復させたことを認め、これらの文書に対する支持を表明した。インドは「神は今夜メキシコのすぐそばに近づいた」と述べ、バランスのとれた合意が形成され、損なわれた信頼を取り戻すプロセスが始まったと述べた。コロンビアは、パッケージは「精密にバランスがとれている」と強調し、このパッケージが「更なる混乱なく」採択されるよう求めた。エクアドルは、文書には改善の必要性があると指摘しながらも、これらの文書は「重要な前進」を表しており、ダーバンに向けた今後の作業の土台になり得ることを認めた。

インドネシアは、これらの文書は「完全にはほど遠い」ものの今後の議論に役立つ意見の集約部分を含んでいると強調した。ザンビアは、これらの文書が南アフリカにおける合意に向けた基本的な要素になるとしてこれを支持した。チリは、これらの文書は気候変動に対するバランスのとれた対応を構成していると述べ、このパッケージが「高く評価されるべき強固な基盤」であると強調した。

ブラジルは、これら文書の採択を支持し、文書が「完全ではないものの、本質においてバランスがとれている」と強調した。アルゼンチンは、この文書は南アフリカで改善されるべきであるが妥当なものであると強調してこれを支持した。ドミニカ共和国は、現在交渉中の合意を具体化する必要性を強調し、文書の支持を表明した。東ティモールは「これらの文書は許容できるレベル以上のもであり、おおむね優れた文書である」と述べ、その採択を支持した。ベニンは、これらの文書が先進国と途上国の両方に支持される国際的合意の達成に向けた「優れた」「重要な」前進であると述べた。タンザニアは、これらの文書は「完全に満足のいくものではない」ものの、重要な前進の一步であると述べ、未解決の問題のほとんど大部分がダーバンで解決される希望を表明した。クウェートは、これらの文書が「正しい航路を航行する船」であると強調してこれを支持した。

COP の Espinosa 議長は、このパッケージはすべての人を 100%満足させるものではないが、必要とされる領域に前進の徴候がみられると述べた。Espinosa 議長は、カンクン会議は終着点ではなく、すべての者が



環境と他の人類に対する責任を担っているという信念に基づく協力の新たな段階の始まりであると強調した。Espinosa 議長は「これらの文書は、プロセスのこの段階で達成可能な最良の文書である」と強調し、南アフリカでの会議の成功を保証するために、今後の作業が必要なすべての問題について取り組んでいくことを約束した。

その後、非公式中間プレナリーが閉会し、AWG-KP と AWG-LCA の閉会プレナリーが開催され、さらに COP と COP/MOP の閉会プレナリーが行われてカンクン合意が採択された。

COP と COP/MOP の合同閉会プレナリー：COP と COP/MOP によるカンクン合意の採択に続いて、締約国を再度召集した合同閉会プレナリーが開かれ、COP の Espinosa 議長が Felipe Calderón メキシコ大統領を迎えた。Calderón 大統領は各締約国を祝福し、この 1 年間の作業により不信と集団麻痺のような無力感を打ち破り、多国間主義に新たな希望がもたらされたと強調した。同大統領は、カンクン合意が気候変動に対する全体での対応の新時代を表すものであると述べ、優れた合意とは「すべての締約国に不満足な部分が残る合意である」と強調した。Calderón 大統領は、目標の見直しを含めた 2 未満の共通目標、CTCN に関する技術合意、緑の気候基金(GCF)の設置を含めた短期的および長期的資金、成果主義に基づく REDD プラス決定書の採択、および AWG-KP の新たなマンデートに関する達成について述べた。

閉会ステートメント：ベネズエラは、すべての締約国が「カンクンで決まった解決策の一部を担っていると感じる」ことができれば良いと述べた。レソトは LDCs を代表して、LDC 専門家グループ(LEG)が行う LDCs 関連事項の検討の SBI による延長、キャパシティビルディング、および技術移転と GCF に関する転機になったと強調した。レソトは、締約国が野心的な法的拘束力がある手段に向けて進むよう求めた。

バングラデシュは交渉における妥協の精神を強調した。ノルウェーは、カンクン会議は国連への信頼を回復させ、多くの問題について大きな前進があり、「気候という列車をダーバンと成功に向かう軌道」に載せたと述べた。パナマは、締約国は今後数ヶ月のうちに GCF などに良好な前進が見られ、CDM も更なる進展を遂げるであろうと楽観的な見方を表明した。グレナダは小島嶼国連合(AOSIS)を代表して、この会議は締約国が 2011 年の南アフリカにおける更なる前進に対する信頼と希望と期待を持って進むために十分な成果をもたらしたと述べた。グレナダはまた、会議で達成された事は、気候変動に関してすべての人々に生命、自由、および安全保障を与えるものになるだろうと付け加えた。

イラン、ジンバブエ、ケニヤ、米国など多くの国々は、COP/MOP の Espinosa 議長に対し、彼女のリーダーシップとプロセスの進め方に感謝を表明した。ザンビアは、気候変動などの国際的な課題に取り組むには多国間主義が唯一の方法であると強調した。パキスタンは、第 2 約束期間の採択を伴う、京都議定書に基づく確固たる成果が望ましかったと述べた。

その後、COP と COP/MOP 合同閉会プレナリーは一時中断し、COP と COP/MOP が残りの決定書を採択した。

長期的協力行動に関するカンクン合意：COP による採択された決定書 1/CP.16 は、長期的協力行動についての共有ビジョン、適応に関する行動の強化、緩和に関する行動の強化、資金、技術およびキャパシティビルディング；見直し；他の事項；および AWG-LCA の延長まで含んでいる。

その序文において、COP は、

・AWG-LCA の作業のすべての側面が完結したわけではなく、また決定書の中に、将来的に法的拘束力がある成果が得られる見込みがあると判断できる材料が全く無いことを理解した上で、バランスのとれた方法で確



実な前進を目指し、

- ・ 2013 年以降に条約を完全に、かつ効果的、持続的に実行できるようにするという約束を再確認し、
- ・ 途上国が経済成長を持続し、貧困を撲滅する必要があることを確認し、
- ・ 人権と気候変動に関する国連人権理事会の決議 10/4 に留意する。

共有ビジョンに関して、本合意は、特に、

- ・ 締約国が衡平性に基づき、かつ共通であるが差異のある責任とそれぞれの能力に従い、条約の目的を達成するためのビジョンを、世界的目標などにより共有することを確認し、
- ・ 気候システムによる明確な警告と、科学によれば気温上昇を 2 未満に抑えるには GHG 排出の大幅な削減が求められること、またこの長期目標を達成するために締約国が緊急の行動を取るべきであることを認識し、さらに 1.5 の気温上昇との関連など、科学に基づく長期目標の強化について第 1 次レビューで検討する必要性を認識し、
- ・ 世界の排出を 2050 年までに大幅に低減するための世界目標の特定に向けて作業を行い、その目標を COP 17 で検討することに合意し、
- ・ 締約国が、できるだけ早く GHG 排出のピークに達するために協力するべきであることに合意し、また、利用できる最良の科学に基づくピーク到達の期限の特定と、持続可能な開発への衡平なアクセスに向けて努力し、この件について COP 17 で検討することに合意し、
- ・ 幅広い利害関係者を参加させる必要性を認識し、
- ・ 締約国は気候変動に関連する行動の中で人権を尊重すべきであることを強調し、
- ・ 締約国、とりわけ途上国に対して十分な考慮が払われることを確認し、
- ・ 気候変動は、成長と持続可能な開発の機会を提供する低炭素社会へのパラダイムシフトを必要とする一方、労働力の公正な移転を確保する必要があることを認める。

適応に関する行動の強化に関して、COP は、特に脆弱な国々のニーズを考慮に入れた上で、開発途上締約国の脆弱性を低減し、回復力を構築することを目的とした行動の実行を支援する行動の強化が求められていることに合意する。COP はまた、適応が条約に従って行われるべきであることを確認する。またこの合意により、カンクン適応枠組、適応委員会、および損失と損害に関する作業プログラムを設置する。

本文書は締約国に対し、特に下記によりカンクン適応枠組に基づく適応措置を強化するよう呼びかける。

- ・ 国別適応計画プロセスで特定された適応措置の立案と実行
- ・ 影響、脆弱性、適応の評価
- ・ 制度的能力の強化とそれを可能にする環境の
- ・ 社会経済システムと生態系の回復力の構築
- ・ 防災戦略の強化
- ・ 技術の開発と移転
- ・ 気候に関連したデータへのアクセスの改善

また本合意は、技術支援とガイダンス；優良事例に関する情報共有の強化；組織、センター、およびネットワークの相乗効果の推進および関与の強化；適応の実行を動機付け、脆弱性を低減する方法に関する優良事例についての情報の提供；および、更なる行動の提言を目的とした適応行動のモニタリングとレビューに



関する報告の締約国による検討により強化された行動の実行を推進するための適応委員会を設置する。また締約国に対し、適応委員会の構成、様式、手続きについての見解を 2011 年 2 月 21 日までに事務局に提出するよう呼びかける。AWG-LCA は、COP 17 における検討に向けてこれらの提出文書を詳細に検討する。

また、ワークショップと専門家会合を通して、特に脆弱な国々における気候変動の影響に関連する損失と損害への対応方法を検討するために、作業プログラムも設置される。この文書は締約国に対し、作業プログラム中に含めるべき事柄についての見解、特に気候リスク保険制度の開発、リスク管理のオプション、リスクの分担と移転のメカニズム、回復力の構築、および、開始が遅れたイベントの回復方法についての見解を、2011 年 2 月 21 日までに事務局に提出するよう呼びかける。本文書は、SBI に対し、損失と損害に関する提案を COP 18 に行うために、SBI 34 の作業プログラムにより実施される活動について合意するよう要請する。

本合意は、締約国が、適応に関する行動の強化について提供を受けられる支援、実施された活動、進展の状況、学んだ教訓、および課題とギャップの情報を既存のチャンネルを用いて提供しなければならないことを決定する。

先進国による国内的に適切な緩和の約束または行動に関して、COP は、共通であるが差異のある責任とそれぞれの能力と、これまでの世界の排出の最も大きな部分を占める先進国の歴史的責任を認めながら、GHG 排出の大幅な削減の必要性を強調する。また本文書は、附属書 I 国により経済全体の数量化された排出削減目標が実行されるべきであることに留意し、附属書 I 国に対し、人為的排出の総計を AR4 の IPCC 提案に合致する水準まで低減するために、これらの目標に対してもっと野心的になるよう強く求める。本合意は、排出削減の進展状況と途上国における資金、技術、キャパシティビルディングの支援の提供に関する国別報告書の報告を強化し；国別報告書の報告とレビューのガイドラインを強化し；国別の発生源による排出量と吸収源による除去量を推定する方法を確立し；SBI における経済全体の数量化された排出削減目標に関する排出と除去の国際的評価のプロセスを設定し；先進国に対し低炭素開発戦略を策定するよう要請し；既存の報告とレビューのガイドラインに基づく様式と指針の策定に向けた作業プログラムを設定することを決定する。

様式とガイドラインの策定のための作業プログラムは、資金の提供、数量化された経済全体の目標達成についての補足情報、および国別インベントリの作成に関する国別報告書の報告についてのガイドラインを必要に応じて改訂する。またこの作業プログラムは、国別報告書のレビューのガイドラインを改訂し、国別インベントリ作成のガイドラインを設定し、LULUCF や市場に基づくメカニズムの役割など、数量化された経済全体の目標に関する排出と除去の国際的評価とレビューの手續と様式を定義する。

本文書は、事務局に対し、市場メカニズムと LULUCF の利用を含めた、目標の到達に関連する前提と条件を明確にするためのワークショップを開催し、前提と条件の理解と取り組みを促進し、その比較を容易にするための技術文書を作成するよう要請する。

開発途上締約国による国内の適切な緩和行動に関して、COP は、開発途上締約国が 2020 年までに BAU(現状維持)と比較した排出削減を達成することを目的として、NAMAs(国内の適切な緩和行動)を実施することに合意する。また COP は、先進国が途上国の NAMAs の準備と実行に支援を提供することを決定する。資金、技術およびキャパシティビルディングの支援と国際的支援を求める NAMAs をマッチさせるためのレジストリーが設置され、途上国の NAMAs はレジストリーの独立した部分として記される。事務局は、国際的支援を求



める NAMAs、先進国から提供される支援、および提供された支援に関する情報を記録し、更新する。事務局は、すでに報告された NAMAs、自発的に提出された追加の NAMAs、および国際的に支援された緩和行動と関連の支援をレジストリーの別の部分に記録する。

本合意は、緩和行動とその効果、および受けた支援に関する非附属書 I 国の国別報告書における報告が、LDCs と SIDS に柔軟性を与えながら強化されるべきであることを示している。国際的に支援される緩和行動は、今後策定される予定のガイドラインに従い国内および国際的 MRV の対象となる一方、国内で支援を受ける緩和行動は、今後策定される予定のガイドラインに従い国内 MRV の対象となる。隔年に報告される ICA には、SBI の中で緩和行動とその効果の透明性を高めるために実施され、緩和行動、インベントリ報告、実行の進展、および国内 MRV と受けた支援に関する情報が含まれる。また COP は、レジストリー、支援された行動の MRV とそれに対応する支援、国別報告書の一部としての隔年報告、国内 MRV、および ICA の様式とガイドラインを策定するための作業プログラムに合意する。また締約国に対し、2011 年 3 月 28 日までに、これらの様式とガイドラインについての見解を事務局に提出するよう要請する。

また事務局に対し、提出された緩和行動の多様性、その基礎となる前提、および実行に必要な支援を理解するためのワークショップを開催するよう要請する。

REDD プラスに関して、本合意は、十分かつ予測可能な支援がすぐに得られる場合には、途上国は、森林被覆と炭素損失を減速し、停止し、逆転させることを目指すべきであることを確認する。本合意は、開発途上締約国に対し、森林減少と森林劣化に起因する排出の削減、森林炭素貯蔵の保全、持続可能な森林管理、および森林炭素貯蔵の強化により、森林部門における緩和行動に貢献するよう促す。この目的の一部として、途上国に対し、国家戦略または行動計画、国家森林基準レベルまたは中間的な手段としての準国家基準レベル、確固として透明性の高い国家森林モニタリングシステム、実行の全体を通して(本決定書の附属書 I の中の)保障措置が取り込まれている方法に関する情報を提供するシステムを開発するよう要請する。

本文書は SBSTA に対し、特に森林減少と森林劣化を推進する要因と、こうした活動による排出量と除去量を推定する方法論を特定する作業プログラムを開発するよう要請する。この作業プログラムには、COP 18 による検討のために、こうした活動に起因する発生源による排出と吸収源による除去についての NAMAs の MRV と一致した、MRV の様式の策定も含むべきである。また AWG-LCA に対し、成果主義の行動を完全に実行するための資金調達オプションを調査し、それを COP 17 で報告するよう要請する。

緩和行動の費用対効果を強化するための多様な方法に関して、締約国は、自主的な参加と衡平なアクセス；途上国による NAMAs を支援する他の補完手段；経済の幅広いセグメントにわたる緩和の促進；環境十全性の保護；排出の正味の減少または回避の確保；国内の緩和努力にとって補完的なものとしながら先進国が緩和目標を達成するための支援；および優良なガバナンスと確固とした市場の確保を考慮に入れて、COP 17 において、一つもしくは複数の市場に基づくメカニズムを設置することを検討することを決定する。また AWG-LCA に対し、COP 17 における決定に向けてこのメカニズムを詳細化し、既存のメカニズムを維持し拡張するよう要請する。また締約国に対し、こうしたメカニズムについての見解を 2011 年 2 月 21 日までに事務局に提出するよう呼びかける。また市場に基づかない一つもしくは複数のメカニズムの設置も検討することとし、AWG-LCA に対し COP 17 における決定に向けてこのメカニズムの詳細化を要請する。締約国に対し、市場に基づかないメカニズムと緩和行動の費用対効果を強化する多様な方法の評価に関する情報について



の見解を、2011年2月21日までに事務局に提出するよう呼びかける。

資金に関して、COPは、先進締約国に対し、短期資金および長期資金のリソースに関する情報を2011年、2012年、および2013年の5月までに事務局に提出するよう呼びかける。またCOPは、公的及び民間の多様な資金源から大規模で新たな、予測可能で十分な資金が、特に脆弱な途上国を考慮の上、途上国に提供されることを決定する。またCOPは、緑の気候基金(GCF)の設置を決定する。

GCFは条約の資金メカニズムの運営組織として、COEのガイダンスに基づき、テーマ別資金調達窓口を利用して途上国におけるプロジェクト、プログラム、およびその他の活動を支援するため、COPに対する責任を負いながらCOPの指導のもとで機能することになる。GCFは、先進締約国と開発途上締約国から同数の代表を出し合った24名の理事会メンバーにより統治される。GCFは、受託者により管理される。世界銀行がGCFの暫定的な受託者となり、基金の運営を開始してから3年後に審査を受ける。基金の運営は独立した事務局によって支援される。GCFは、附属書III第2項の取り決め事項に従い移行委員会により計画が策定される。

またCOPの元に、資金メカニズムに関するCOPの役割の実行を支援するために、常任委員会を設置する。

技術の移転と開発に関して、本合意は、技術の移転と開発の目的が緩和と適応措置を支援することであること、また技術ニーズは国ごとに決定されなければならないことを決定する。さらに技術実行委員会(TEC)(その構成とマンドートは決定書の附属書Vに記載されている)、および気候技術センターとネットワーク(CTCN)を初めとする技術メカニズムを設置する。

TECは、決定書4/CP.7により採択され、決定書3/CP.13により強化された条約4.5条(技術移転の枠組み)の実行を強化するための枠組みを実行する。TECは下記の機能を持つ。

- ・ 技術ニーズ、および政策と技術的な問題の分析の概要を提供する。
- ・ 技術移転を推進する行動を検討し提言する。
- ・ 特にLDCsに配慮した政策とプログラムの優先順位に関するガイダンスを提供する。
- ・ 政府、民間部門、NGOs、および学会と研究分野の間の協力を促進する。
- ・ 技術移転への障壁に対処するための措置を提言する。
- ・ 関連組織、イニシアチブ、利害関係者との協力を探る。
- ・ 技術ロードマップまたは行動計画の策定と利用を促す。

CTCNは途上国の要請を受けて、参加者を効果的に参加させることを目的として、技術的ニーズの特定と環境的に健全な技術の実行に関する助言と支援を提供し;途上国の技術オプションを特定する能力の訓練と支援を促進し;既存技術の展開を促進するために、ネットワーク、組織、イニシアチブの間のネットワークを促進する。またCTCNは、国家、地域、および国際的な技術センター、および関連の国家機関との協力を強化し、公共と民間の関係者間のパートナーシップを促進し;国内の技術援助と訓練を提供し;南北、南南、および三者間のパートナーシップを推進するためのペアリングセンターの設置を促進し;分析ツール、政策、および優良事例を特定してその開発を支援する。

また本合意によりCOP16の結論としてEGTTのマンドートが終了し、TECはCOP17における検討に向けて様式と手続の詳細化を行う会合を可能な限り早く開催することになる。暫定的には、TECとCTCNは補助機関を介してその活動と業績をCOPに報告する。



AWG-LCA は COP 17 における決定に向けて、技術メカニズムを 2012 年に運営できるようにするための作業を継続する。こうした作業には、TEC と CTCN の関係とその指揮命令系統、CTCN のガバナンス体制と取り決め事項、およびセンターとネットワークの関係、提案要請の手続と CTCN のホストを選出する基準、技術メカニズムと資金メカニズムの関係、TEC と CTCN の追加機能の検討に関する作業が含まれる。また AWG-LCA に対し、EGTT の作業を活用して、継続作業の要素に関する専門家ワークショップを開催するよう要請する。

キャパシティビルディングに関して、本合意は、関連機関の強化、知識と情報を共有するためのネットワーク、報告、教育、訓練、啓発、および関係者の参加を強化することにより、キャパシティビルディングの支援を促進しなければならないと明言する。資金は、附属書 I 国と提供が可能な他の国々が提供すべきである。

また AWG-LCA に対し、COP 17 における検討に向けて、キャパシティビルディングの有効性についてのモニタリングとレビューの更なる強化を検討するよう、また同様に COP 17 における検討に向けて、キャパシティビルディングの制度的取り決めに関する様式を詳細化するよう要請する。

レビューに関して、本合意は、長期的な世界目標の妥当性と、その達成に向けた全体的な進展状況を定期的に審査することを決定する。このレビューは衡平で、共通であるが差異のある責任とそれぞれの能力によって指導されるべきであり、IPCC 評価報告などの利用できる最良の科学、観察された気候変動の影響、締約国が取る措置の全体的な効果の評価、および 1.5 の気温上昇との関連を含む長期的な世界目標の強化の検討について責任を負う。第 1 次レビューは 2013 年に開始して 2015 年までに終了し、COP はこのレビューに基づいて適切な行動を取らなければならない。

また AWG-LCA に対し、COP 17 における採択を視野に入れて更にレビューの範囲を定義し、必要な入力情報の様式を作成するよう要請する。

その他の事項に関して、COP は、AWG-LCA に対し、経済移行期にある附属書 I 国、および特別な状況が COP に認められた附属書 I 国のトルコのための技術、キャパシティビルディング、および資金へのアクセスの推進を目的として問題を検討するよう要請する。

AWG-LCA の延長に関して、本合意は、WG-LCA のマンデートを COP 17 まで 1 年間延長する。さらに AWG-LCA に対し、この決定書中の約束事項を実行し、検討中の文書を利用して作業を継続し、バリ行動計画、COP 16 で実施された作業、条約 17 条に基づき締約国が行った提案に基づき、合意された成果を完了するために、法的選択肢の議論を継続するよう要請する。また事務局に対し、これらの会合の事務局によるガイダンスに従って必要な措置を取るよう要請する。

附属書 I 国の更なる約束についてのカンクン合意 : COP/MOP により、カンクン合意の AWG-KP 要素を構成する決定書 1/CMP.6 は採択された。この決定書において COP/MOP は、AWG-KP が 1/CMP.1 に準拠した作業を完成させ、約束期間の空白を回避するために、その結果をできるだけ早く COP/MOP で採択することを目指すことに合意する。また AWG-KP に対し、AWG-KP による文書 (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4) に基づいて作業を継続するよう要請する。COP/MOP は、現在の経済全体の数量化された排出削減目標に留意し、IPCC の AR4 に示される範囲に従って GHGs の全体の排出量を低減することを目的として、附属書 I 国に対し、個別又は全体で達成されるべき排出削減のレベルをもっと野心的なものとすることを強く求める。COP/MOP は、排出削減目標を QELROs へと転換するためには更に作業が必要であること、また、第 2 約束期間において割当量



を計算するための基準年は1990年もしくは京都議定書3.5条に従った基準年とすることに合意する。また、基準年に関連するQELROsのリストの他に、自国の目的のために参照年を用いてQELROsを表すこともできることに合意する。

またCOP/MOPは、附属書I国がQELROsを満たすために排出量取引とプロジェクトベースのメカニズムを継続して用いてもよいこと、これらメカニズムがFCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4の第4章に含まれる草案文書に基づく決定によってさらに改善され得ること、また、決定書2/CMP.6の中のCOP/MOPにより採択されたLULUCF決定に従って締約国のQELROsを達成する手段として、引き続きLULUCFを利用できることに合意する。COP/MOPは、附属書Aに記載されたGHGsの第2約束期間に対するCO₂換算値の算定に用いられるGWPsは、IPCCにより提供され、FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4のIV章の草案文書に基づく他の方法論上の問題とともにCOP/MOPにより合意されたGWPsでなければならないことを決定する。最後に、COP/MOPは、FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4のV章の文書に基づいて潜在的影響結果の更なる検討を継続しなければならないことに合意する。

SBI 33

SBIのRobert Owen-Jones議長(オーストラリア)は11月30日火曜日にSBI-33を開会した。Owen-Jones議長は、附属書I国の国別報告書に含まれる情報の小項目を未定のままとすることを提案し、締約国はこれに同意した。締約国は議題を採択し、作業構成書について合意した(FCCC/SBI/2010/11)。

イエメンは、G-77/中国を代表して、SBIに対し、附属書I国の排出削減努力などの条約の実行を審査するSBIのマンデートを果たすよう強く求めた。メキシコは、EIGを代表して、関係者の参加の重要性を強調した。グレナダは、AOSISを代表して、資金メカニズム、特に資金へのアクセスについての議論を求めた。開会ステートメントの詳細な報告は、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12489e.html>を参照のこと。

附属書I国の国別報告書およびGHGインベントリデータ：1990～2007年および1990～2008年の国別温室効果ガス(GHG)インベントリデータ：この副議題項目(FCCC/SBI/2009/12とFCCC/SBI/2010/18)は、11月30日のSBIプレナリーで最初に取り上げられた。次いで、Anke Herold(Germany)とEric Mugurusi(タンザニア)が共同議長を務める合同コンタクトグループで検討された。この副議題項目の中で論じられた主な問題として、報告書に単に留意するか、あるいは、附属書I国の合計排出量を示した上で、報告書中の情報に対する明確な参照を含めるか、という問題が含まれた。SBIは12月4日土曜日に結論書を採択した。

SBI 結論書：SBIは、結論書(FCCC/SBI/2010/L.35)の中で、1990～2007年および1990～2008年の附属書I国の国別GHGインベントリデータに関する報告書に留意する。またSBIは、特に1990～2008年の期間にLULUCFによる排出/除去を除く全附属書I締約国の合計GHG排出量が6.1%減少し、また、LULUCFを含む全GHG排出/除去が10.4%減少したことに留意する。

第5次国別報告書の提出とレビューの状況：この副議題項目(FCCC/SBI/2010/INF.8)は、11月30日のSBIのプレナリーで最初に取り上げられた。さらに、Anke HeroldとEric Mugurusiが共同議長を務める合同コンタクトグループで検討された。このコンタクトグループで提起された主な問題として、第5次国別報告書の提出の状況、レビューの必要性、ならびに一部の場合に集中レビューを行う可能性などが含まれた。

SBIは12月4日に結論書を採択した。またSBIは、COPによる検討に向けた決定書草案と、COP/MOPによる検討に向けた決定書草案を提案した。これらの決定書草案は、12月10日金曜日にCOPとCOP/MOPにより



それぞれ採択された。

SBI 結論書：SBI は、結論書(FCCC/SBI/2010/L.36)の中で、特に下記を決定する。

- ・第5次国別報告書の提出とレビューの状況に留意する。
- ・COP 決定書草案と COP/MOP 決定書草案を提案する。

COP 決定：COP は決定書(FCCC/SBI/2010/L.36/Add.1)の中で、国別報告書のレビューが有用であることを認め、これを継続するべきであると結論付ける。

COP/MOP 決定：COP/MOP は決定書(FCCC/SBI/2010/L.36/Add.2)の中で、事務局に対して下記を実施するよう要請する。

- ・COP/MOP 7 おける検討に向けて第5次国別報告書に組み込む補足情報の編集文書と統合文書を作成する。
- ・全 GHG 排出の CO₂ 換算値(LULUCF を除く)が 5000 万トン未満である締約国のうち、事務局が詳細な国内レビューを行う条約の附属書 II に含まれる締約国を除いた締約国に対し、第5次国別報告書の集中レビューを実施する。
- ・上記の締約国から要請があった場合、第5次国別報告書の綿密な国内レビューを行う。

第6次国別報告書の日程：この副議題項目(FCCC/SBI/2009/INF.9)は、11月30日のSBI プレナリーで最初に取り上げられ、さらに、Anke Herold と Eric Mugurusi が共同議長を務める合同コンタクトグループで検討された。ここで取り上げられた問題として、附属書 I 国の第6次国別報告書の提出の日程の設定、および第7次国別報告書の提出可能な日程の検討が含まれた。

SBI は 12 月 4 日に関連の結論書を採択し、SBI が提案した決定書草案が 12 月 10 日に COP により採択された。

SBI 結論書：SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.36)の中で、COP による検討に向けた決定書草案を提案する。

COP 決定：COP 決定書(FCCC/SBI/2010/L.36/Add.1)は、下記を決定する。

- ・国別報告書をまだ提出していない附属書 I 国に対し、優先事項として提出するよう強く求める。
- ・附属書 I 締約国に対して、第7次国別報告書を 2014 年 1 月 1 日から 4 年以内に事務局に提出することを視野に入れた上で、2014 年 1 月 1 日までに第6次国別報告書を事務局に提出するよう要請する。

条約 12.5 条(国別報告書の頻度)(附属書 I)：この副議題項目は、11月30日のSBI プレナリーで最初に取り上げられ、次いで Anke Herold と Eric Mugurusi が共同議長を務める合同コンタクトグループで検討された。多くの締約国が、この問題について SBI 34 でさらに議論し、非附属書 I 国の国別報告書グループと共同で更に議論を行うことに合意した。SBI は 12 月 4 日に結論書を採択した。

SBI 結論書：SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.36)の中で、本事項の SBI 34 での継続検討に合意する。

非附属書 I 国の国別報告書：非附属書 I 国の国別報告書に関する専門家諮問グループ(CGЕ)：11月30日のSBI プレナリーで、CGE の議長が CGE の作業(FCCC/SBI/2010/21 と Add.1)に関する進捗報告を示した。この問題はさらに、Anke Herold と Eric Mugurusi が共同議長を務めるコンタクトグループで取り上げられた。議論は、調査、技術報告、ワークショップ、および地域の訓練活動に的を絞って行われた。SBI は 12 月 4 日に結論書を採択した。

SBI 結論書：SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.33)の中で、下記を決定する。

- ・CGE に対し、国別報告書の作成に向けて、プロセスの開発と長期的な持続可能性、および国別技術チーム



の設置と維持に関する計画的ワークショップを 2011 年前半に開くよう要請する。

・CGE に対し、2011～2012 年の期間内に、リソースの利用可能性に応じて、各地域に少なくとも 2 回の訓練活動を実施するよう要請する。

・附属書 II に含まれる締約国と、それを行うべき立場にある他の締約国に対し、CGE が計画した活動を 2011 年に実行するための資金を提供するよう強く求める。

非附属書 I 国の国別報告書に含まれる情報：この項目についての議論は行われなかった。議長の提案で、この項目を SBI 34 の暫定議題に含めることを決定した。

条約 12.5 条(国別報告書の頻度)(非附属書 I)：この副議題項目は、11 月 30 日の SBI プレナリーで最初に取り上げられ、さらに、Anke Herold と Eric Mugurusi が共同議長を務める合同コンタクトグループで検討された。12 月 4 日に SBI は、この項目の検討を SBI 34 まで延期することを決定した。

資金的、技術的支援：この副議題項目は、11 月 30 日の SBI プレナリーで最初に取り上げられた。GEF は、非附属書 I 国の国別報告書(FCCC/SBI/2010/INF.10、FCCC/CP/2010/5 および Add.1)の資金的、技術的支援の状況を提示した。この問題はさらに、Anke Herold と Eric Mugurusi が共同議長を務めるコンタクトグループで検討された。SBI は 12 月 4 日に結論書を採択した。

議論された主な問題としては、国別報告書の作成のための資金と現在の手続の提供、また、タイムリーな資金へのアクセスの困難さの問題が含まれた。

多くの途上国が、特に GEF に対し資金が確実に非附属書 I 国の国別報告書に提供されるよう、手続に関する詳細な、正確で時宜を得た、完全な情報を提供するよう呼びかけること、資金への直接的アクセスが必要であること、ならびにプロジェクト資金調達の継続性を確保するためにその後の国別報告書のためのプロジェクト提案を提出することへの言及を含めるよう提案した。また多くの途上国は、関係締約国に対する時宜を得た効率的な資金の分配に対して問題を生じている現在の手続に対する懸念を表明した。

SBI 結論書：SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.37)の中で、特に下記を決定する。

・GEF に対し、12.1 条(国別報告書)に基づく義務を順守する際にすべての途上国に発生する合意された全費用をまかなうために、タイムリーかつ効率的な方法で確実に資金が提供されるよう、特に様式と手続に関する完全な情報を提供するよう呼びかける。

・非附属書 I 国に対し、現在の国別報告書を完成する前に、その後の国別報告書のための資金を調達するためのプロジェクト提案を事務局に提出するよう促す。

・COP 16 が GEF に対して、直接的アクセスにより国別報告書作成の資金にアクセスすることを決定した締約国に対して、確実にタイムリーな資金の支払手続を完了するよう要請することを提案する。

・COP 16 が GEF に対して、非附属書 I 国の国別報告書中に確認され、提出されて認可されたプロジェクトのための資金調達に関する情報を提供するよう要請することを提案する。

資金メカニズム：この議題項目は、11 月 30 日の SBI プレナリーで最初に取り上げられた。この項目は、資金メカニズムの第 4 次レビュー(FCCC/SBI/2010/INF.7、FCCC/SBI/2009/MISC.10 および Add.1)；GEF の報告(FCCC/CP/2010/5 および Add.1、FCCC/CP/2009/9、FCCC/SBI/2010/MISC.5)；SCCF の評価；および LDC 基金(FCCC/CP/2010/5 および Add.1、FCCC/SBI/2010/5、FCCC/SBI/2010/15、17、26、および MISC.9、FCCC/SBI/2009/MISC.10 および Add.1)に関する 4 つの小項目を含んでいた。Ana Fornells de Frutos(スベ



イン)と Fernando Farías(チリ)が資金メカニズムのレビュー、GEF の報告、および SCCF の評価に関するコンタクトグループの共同議長を務めた。また、Katherine Vaughn(オーストラリア)と Rence Sore(Solomon Islands)が LDC 基金に関するコンタクトグループの共同議長を務めた。SBI は、12月4日の閉会プレナリー中にこれら副議題項目に関する結論書と COP 決定書草案を採択した。COP はその後 12月10日に決定書の文書を採択した。

資金メカニズムの第4次レビュー：締約国は SBI 33 による決定書草案を検討し、資金メカニズムの第4次レビューを完了した。

SBI 結論書：SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.38)の中で、COP による採択に向けた決定書草案を提案する。

COP 決定：COP は決定書(FCCC/SBI/2010/L.38/Add.1)の中で、GEF が途上国への支援を提供してきたこと、また引き続き支援を強化していくべきであることを決定する。また、途上国が条約に基づく約束を達成し、国のキャパシティビルディングを強化し、緩和のための技術、実践、プロセスを適用し、普及を援助することにこの支援の焦点を当てるべきであることを示す。また COP は、GEF が国家適応行動計画(NAPAs)の実行を含めた適応活動を実行するために、LDC 基金や SCCF による支援の提供と強化を継続すべきであることを決定する。COP はさらに SBI 37 に対し、資金メカニズムの第5次レビューを開始するよう要請する。

GEF の報告書と GEF への指針：GEF は SBI の開会プレナリーの中で報告書(FCCC/CP/2010/5)を提示し、様々な国々で多くの適応、技術移転、およびその他のプロジェクトが実行されてきたことを強調した。また GEF は、GEF の第4次補充において LDCs と SIDS への資金の割当が、GEF の第3次補充時の 12%から 18%へと増加したことに留意した。SBI 閉会プレナリーでは、G-77/中国を代表してフィリピンは、決定書の文書の表題に GEF に対する追加のガイダンスのみを記すよう要請し、締約国はこれに同意した。

SBI 結論書：SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.39)の中で、採択に向けた決定書草案を提案する。

COP 決定：COP は決定(FCCC/CP/2010/L.2)の中で、GEF に対して下記を行うよう要請する。

- ・技術支援の費用が非附属書 I 締約国に国別報告書の作成のために提供される資金から減額されないことを認めた上で、非附属書 I 国の国別報告書作成のための技術支援に対する資金提供を継続する。
- ・非附属書 I 国に対する時宜を得た国別報告書作成用資金の支払を継続するための運営手続に基づくプロセスを確実に迅速化する。
- ・実施機関とともに、非附属書 I 国が条約に基づく報告義務を果たすための資金提供を受けるプロセスの手続を簡素化し、その有効性と効率性の改善に取り組む。

特別気候変動基金(SCCF)の評価：この問題は、11月30日の SBI プレナリーで最初に取り上げられた。またこの問題はコンタクトグループでも検討された。SBI は 12月4日に結論書と COP 決定書草案を採択した。COP はその後 12月10日に決定を採択した。

SBI 結論書：SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.40)の中で、この問題の検討を完了し、COP における採択に向けた本事項に関する決定書草案を提案することを決定する。

COP 決定：COP 決定書(FCCC/CP/2010/L.3)は、決定書 1/CP.12(SCCF の運営のための指針)第2項の実行の状況の評価を結論付け、SCCF の運営を委託した機関に対し、COP 17 への報告書の中に決定書 7/CP.7(SCCF の設置)の第2(a-d)項の実行に関する情報を含めるよう要請する。

LDC 基金：この問題は、11月30日の SBI プレナリーで最初に取り上げられ、その後コンタクトグループ



でも取り上げられた。12月4日にSBIは結論書を採択し、COPに対する決定書草案を提案し、12月10日にCOPが決定書草案を採択した。

SBI 結論書: SBIは結論書(FCCC/SBI/2010/L.27)の中で、LDC専門家グループ(LEG)に対し、2011年のLEGの最初の会合の中で、LDCFによる資金のアクセス、資金の支払、NAPAsの実行戦略の計画、およびLDCsがGEF機関と協力して取り組む上で直面する残りの課題を改善する方法について、GEFとその機関とともに議論するよう要請する。

COP 決定: COP決定書(FCCC/SBI/L.27/Add.1)は、下記を決定する。

- ・GEFに対し、LDCsのNAPA更新のためにLDCFによる資金を提供するよう要請する。
- ・条約の附属書II国、およびそれを行うべき立場にある他の国に対し、LDCFに資金を提供するよう呼びかける。
- ・締約国に対し、LDC作業プログラムの実行とLDCFの評価の経験に関する情報を2012年8月1日までに事務局に提出するよう呼びかける。
- ・事務局に対して、NAPAsの更新と実行など、LDC作業プログラムの実行の進展状況に関する統合報告書を作成するよう要請する。
- ・COP 18で更なるガイダンスの採択を検討することを決定する。

条約 6 条(教育、訓練、啓発): 11月30日のSBIプレナリーでこの議題項目が取り上げられた(FCCC/SBI/2010/2、3、9、19、22-24、MISC.7)。この項目はその後Pa Ousman Jarju(ガンビア)が議長を務めるコンタクトグループで取り上げられた。議論は、6条に関する修正されたニューデリー作業プログラムの実行の進展状況に関する中間レビュー、途上国におけるキャパシティビルディング活動に対する更なる支援、およびテーマ別の地域と小地域のワークショップの成果に焦点が当てられた。SBIは12月4日に結論書を採択し、COPはSBIが提案した決定書を12月10日に採択した。

SBI 結論書: SBIは結論書(FCCC/SBI/2010/L.26)の中で、COPによる採択に向けた決定書草案を提案する。

COP 決定: COPは決定(FCCC/SBI/2010/L.26)の中で、下記を決定する。

- ・確実に十分な資金的、技術的リソースを利用できるようにすることが、依然としてすべての締約国、とりわけ途上国にとって、6条の適正な実行に対する課題になっていることを認める。
- ・条約の資金メカニズムの運営組織としてのGEFに対し、関連活動のための資金へのアクセスを増強するよう強く求める。
- ・SBI 34においてレビューを開始することを視野に入れ、SBI 34に対し、修正ニューデリー作業プログラムの実行レビューのための取り決め事項を策定するよう要請する。

条約 4.8 および 4.9 条: 決定書 1/CP.10 の実行に関する進展(プエノスアイレス作業プログラム): この問題は11月30日のSBI 33プレナリーで最初に取り上げられた。バルバドスは、SIDSの持続可能な開発のための行動プログラムの更なる実行に向けたモーリシャス戦略における適応活動の実行を検討することによる;また、LDCsのNAPAsのレビューと強化を推進することによる;そして、適応に関する国別の制度的取り決めに対する資金的支援を増加することによる、決定書1/CP.10の更なる実行を支持した。さらに締約国は、SBIの副議長Samuel Ortiz Basualdo(アルゼンチン)が議長を務めるコンタクトグループを設置した。

議論の中では、提案されたワークショップ、特に対応措置に関するワークショップに反対する先進国と、



これを強く支持するいくつかの途上国との間に意見の相違が生じた。先進国は、議定書 2.3 条および 3.14 条に関するワークショップ(対応措置の悪影響)と合同で開催されるという条件付きで、決定書 1/CP.10 に基づくワークショップに合意した。

12 月 4 日の SBI 閉会プレナリーの中でサウジアラビアは、この問題が「非常に長い間」ペンディングになっていたことに留意し、1/CP.10 に関するワークショップと議定書 2.3 条および 3.14 条に関するワークショップを関連付ける記述を削除するよう要請し、アラブ首長国連邦とカタルがこれを支持した。オーストラリアは EU、米国とともに、議定書 2.3 条および 3.14 条に関するワークショップに同意したが、この同意は議定書 2.3 条および 3.14 条に関するワークショップが決定書 1/CP.10 と「合同」でのワークショップであり、これら問題が「合わせて検討される」もしくは「連続して」検討されるワークショップと言い表されるという理解に基づくものであった。サウジアラビアは、これらは関連付けるべきでなく、明確に異なる問題であると論じた。

更なる非公式協議が行われた後にオーストラリアは、対応措置の影響に取り組むためのリスク管理方法を推進するワークショップを開催すること、そして、可能であれば、対応措置の影響に対する途上国の懸念に関する他のワークショップと連続して開くことを提案し、締約国がこれを支持した。12 月 4 日に SBI プレナリーは、修正の通りこれらの結論書を採用した。

SBI 結論書: SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.34/Rev.1)の中で、特に下記を決定する。

- ・SBI32 の報告書に附属する文書に基づき、この問題の検討を SBI 34 で継続することに合意する。
- ・先進国に対し、開発途上締約国の政策決定者の適応選択肢の費用と利益についての理解を深める取り組みを援助するよう呼びかける。
- ・事務局に対し、気候変動の悪影響に対するリスク管理方法を実行する際の課題とギャップを特定するためのワークショップを開催するよう要請する。
- ・事務局に対し、対応措置の実行の影響から生じるニーズと懸念がある状況の中で、モデル作成を利用するためにキャパシティを強化する方法に関する技術文書を作成するよう要請する。
- ・締約国に対し、対応措置の実行の影響から生じる自国の経験と懸念に関する情報を提供するよう促す。
- ・事務局に対し、対応措置の実行の影響から生じる開発途上締約国の特定のニーズと懸念に関するリスク管理方法を推進するための、他の関連ワークショップと連続したワークショップを開催するよう要請する。

LDCs 関連事項: この問題は、11 月 30 日の SBI プレナリーで最初に取り上げられ、LEG の Fred Onduri Machulu 議長(ウガンダ)が、LEG の活動(FCCC/CP/2010/5 および Add.1、FCCC/SBI/2010/5、12、15、17 および 26、MISCs.9 および 10)について報告した。バングラデシュは G-77 / 中国を代表して、45 か国が自国の NAPAs を提出したことを強調し、これら NAPAs を実行するための支援を強く求めた。マラウィは LDCs を代表して、LDC 作業プログラムを実行するための援助を LEG が提供できるようにするため、LEG のマンデートの延長を支持した。この問題はその後、Katherine Vaughn と Rence Sore が共同議長を務めるコンタクトグループで議論された。このコンタクトグループの議論の中で締約国は、LEG のマンデートを 5 年間延長すること、および追加のメンバーを LEG に含めることに合意した。SBI は 12 月 4 日に、COP 決定書草案を含む結論書を採用し、その後 12 月 10 日に COP がこの決定を採用した。

SBI 結論書: SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.28)の中で LEG に対し、2011~2015 年の作業プログラムの



実行における LEG の取り組みについて常に SBI に知らせるよう要請し; それを行うべき立場にある締約国に対し、引き続き LEG 作業プログラムの実行を支援する資金を提供するよう呼びかけ; COP による採択に向けてこの問題に関する決定書草案を提案する。

COP 決定: 12月10日、COP は下記の決定を含む決定書(FCCC/SBI/2010/L.28/Add.1)を採択する。

- ・現在の取り決め事項に基づく LEG マンデートを延長する。
- ・LEG は、特に NAPAs の改訂と更新、および NAPAs の準備と実行以外の LDC 作業プログラムの要素の実行に対する技術指導と助言を提供するマンデートを持つことを決定する。
- ・LEG に対し、毎年 SBI の最初の会合で検討するための 2 年間の作業計画プログラムを策定し、SBI の各回の会合で作業の報告を行うよう要請する。
- ・LEG メンバーの定員を 1 名増やして 12 名から 13 名に変更すること決定する。
- ・COP 21 の中で、LEG の進展状況、その継続の必要性、および取り決め事項を審査し、それに関する決定を採択することを決定する。

技術移転: この問題は、11月30日の SBI プレナリーで最初に取り上げられた。EGTT は、2010~2011 年の作業プログラム実行の進展を含めて、その報告書(FCCC/SB/2010/INF.4)の概要を示した。また GEF はその報告書(FCCC/SBI/2010/25)を示し、技術移転に関するポズナニ戦略プログラムの実行の進展状況を強調した。

EU は、技術に関する AWG-LCA の作業に関連した要素に絞るよう求め、GEF は緩和や適応技術に対してもっとバランスのとれた方法を探るべきであると述べた。ザンビアは、既存技術の展開の強化を求め、さらにコンゴ民主共和国とともに、知的所有権などの技術移転に対する障壁を取り除くよう求めた。気候正義ネットワークは環境 NGOs を代表して発言し、技術の社会的、環境的影響を評価するマンデートを備えた新たな技術メカニズムを求めた。

その後この問題は Carlos Fuller(ベリーズ)と Ronald Schillemans(オランダ)が共同議長を務める SBI/SBST 合同コンタクトグループで取り上げられた。このグループは SBI 結論書草案を完成し、12月4日に SBI プレナリーがこれを採択した。12月10日に COP はこの結果に留意し、また EGTT のメンバーの候補にも留意し、SBSTA 34 に対してこれらの候補者を確認するよう要請した。

SBI 結論書: SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.25)の中で、特に非附属書 I 国に対し、自国の技術ニーズ評価(TNA)を実行または更新する際には最新のハンドブック「気候変動のための技術ニーズ評価の実行」を用いるよう奨励し; 技術移転に関するポズナニ戦略プログラムに基づき提案され、および(または)実行中である試験プロジェクトが、主として緩和に対処していることに留意するとともに、GEF によって発表された気候適応のための技術移転プログラムの開発を歓迎し; GEF によって提案された活動によって AWG-LCA 交渉の結果を予断をもって判断するべきではなく、GEF が交渉結果にしたがってその技術移転に関する長期的プログラムを編成すべきであることに留意する。

キャパシティビルディング: 11月30日に SBI は、条約(FCCC/CP/2010/5 および Add.1、FCCC/CP/2009/9、FCCC/SBI/2010/20、MISC.6、FCCC/SBI/2009/10、MISCs.1、2、8 および 12/Rev.1)と京都議定書(FCCC/KP/CMP/2010/10、FCCC/KP/CMP/2009/16、FCCC/SBI/2010/20、MISC.6、FCCC/SBI/2009/4、5 および 10、MISCs.1、2、8 および 12/Rev.1)に基づくキャパシティビルディングに関する議題項目を取り上げた。キャパシティビルディングは、Philip Gwage(ウガンダ)と Marie Jaudet(フランス)が共同議長を務めるコンタ

クトグループでさらに検討された。議論の主な対象は、GEF に対して資金的支援を「増加させる」よう依頼する文書を提言するか否かであった。G-77 / 中国がこの文書を支持した一方で、EU、米国、および日本は、GEF に対し資金的支援の提供を単に「継続する」よう依頼することを望んだ。締約国はこれについて合意することはできず、SBI 34 の議論に戻すことを決定した。SBI は同日 12 月 4 日に短い結論書を採用し、COP と COP/MOP は 12 月 10 日にこの短い決定書を採用した。

SBI 結論書: SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.29)の中で、COP による採択に向けた決定書草案と、COP/MOP による採択に向けた別の決定書草案を提案することを決定する。

COP 決定: COP(FCCC/SBI/2010/L.29/Add.1)は SBI 34 に対し、途上国におけるキャパシティビルディングの枠組みの第 2 次包括レビューの検討を COP 17 で完了させることを視野に入れて、この問題の議論を継続するよう依頼する。

COP/MOP 決定: 12 月 10 日、SBI の決定書草案(FCCC/SBI/2010/L.30)に基づき、COP/MOP が SBI 34 でこの問題の検討を再開することを決定する。

議定書 3.14 条(悪影響): SBI はこの問題を 11 月 30 日のプレナリーで最初に検討し、その後 Andrew Ure(オーストラリア)と Eduardo Calvo Buendía(ペルー)が共同議長を務める、議定書 2.3 条(政策および措置の悪影響)と 3.14 条(対応措置の悪影響)を議論する SBI/SBST 合同コンタクトグループで検討した。非公式協議の中で議論が生じ、共同議長により手続的な結論書草案が提案された。いくつかの締約国が手続上ではなく実質的な結論書を求め、途上国のグループが 2.3 条と 3.14 条に関連するワークショップを提案した。このワークショップには締約国の一つが強く反対した。

12 月 3 日のコンタクトグループの最終会合でオーストラリアは、このワークショップが、決定書 1/CP.10(適応と対応措置に関するブエノスアイレス作業プログラム)に関するワークショップの実行と組み合わせられるならば、この結論書草案を支持できると述べた。SBI 閉会プレナリーは 12 月 4 日に結論書を採用した。

SBI 結論書: SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.23)の中で、特に下記を決定する。

- ・事務局に対し、SBI 35 の前に、議定書 2.3 条と 3.14 条に関連する事柄に関する合同ワークショップを開催するよう要請する。
- ・締約国および組織に対し、合同ワークショップで取り上げられ、事務局により編集される問題についての情報と見解を 2011 年 2 月 21 日までに事務局に提出するよう呼びかける。
- ・SBI 34 の合同コンタクトグループで議論を継続することに合意する。

京都議定書に基づく国際取引ログ(ITL)の管理者の報告: この項目は 11 月 30 日に最初の検討が行われ、事務局が京都議定書に基づく ITL の年次報告書(FCCC/KP/CMP/2010/8)を紹介した。12 月 4 日に SBI が報告書に留意した。

附属書 B の 2010 年および 2009 年の年次編集と会計報告書: 11 月 30 日の SBI プレナリーでこの問題が取り上げられた(FCCC/KP/CMP/2010/5 および Add.1, FCCC/KP/CMP/2009/15 および Add.1)。この問題はさらに、Anke Herold と Eric Mugurusi が共同議長を務めるコンタクトグループで取り上げられた。12 月 4 日に SBI が結論書を採用して COP/MOP に対する決定書草案を提案し、12 月 10 日に COP/MOP がこれを採用した。

SBI 結論書: SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.32)の中で、COP/MOP による採択に向けた結論書草案を提案



することに合意する。

COP/MOP 決定: COP/MOP は決定書(FCCC/SBI/2010/L.32)の中で、京都議定書に基づく附属書 B 締約国の 2009 年および 2010 年の年次編集と会計報告書に留意する。

コンプライアンスに関する議定書の改訂: この問題(FCCC/KP/CMP/2005/2)は 11 月 30 日に示された。実質的な議論は全く行われず、この問題の検討は SBI 34 で継続される。

政府間会合のための準備: この項目(FCCC/SBI/2010/16 と MISC.8)は 11 月 30 日の SBI プレナリーで最初に取り上げられた。SBI の Owen-Jones 議長がその後も引き続きこの問題に関するコンタクトグループの議長を務めた。コンタクトグループの議論の焦点は UNFCCC へのオブザーバーの参加と立法府や議会をプロセスに含めることであった。

オブザーバーの参加に関して、議会関係者と立法関係者の役割に関する意見の相違が表面化した。米国は、議会関係者と立法関係者を文書中にオブザーバーと記述することに反対したが、サウジアラビアは、議会関係者と立法関係者を記述することに反対し、彼らの参加と役割は各締約国の事情と法的枠組みに応じて検討されるべきであると述べ、エジプトがこれを支持した。オブザーバーの参加を強化する方法とその参加手段に関する会期中のワークショップ開催の提案は、メキシコと他の多数の国々の支持を受けたが、サウジアラビアは反対した。SBI は 12 月 4 日の閉会プレナリーで本事項に関する結論書を採択した。

SBI 結論書: SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.31)の中で、UNFCCC のプロセスにおける政府と非政府を含めたすべての関係者が参加することの重要な役割と価値を認め、オブザーバー組織の参加のための既存の手段をさらに強化する方法、特に意見発表やその他の実質的な情報提供の機会を増やす方法に引き続き取り組むことに合意する。また SBI は、国連システム内の他のプロセスにおける優良事例を考慮に入れる必要性を認め、事務局に対して SBI 34 にこうした事例についての報告を行うよう要請する。SBI は、SBI 33 における議論に留意し、参加のための既存の手段を強化するアイデアを含め、オブザーバーの参加を強化するための方法をさらに開発するために 2011 年に会期内のワークショップを開催することに合意する。SBI は、ワークショップに関する報告書が SBI 34 で示されるよう要請する。

管理、資金および制度的事項: SBI はこの議題項目を 11 月 30 日に取り上げた。この主題は、2008~2009 年度の監査済財務諸表(FCCC/SBI/2010/14 および Add.1、2)、2010~2011 年度の 2 年間予算実績(FCCC/SBI/2010/13 および INF.9)、および事務局の機能と運営の継続的レビューをそれぞれ対象とする 3 つの小項目を含んでいた。2010~2011 年度予算に関して UNFCCC の Figueres 事務局長は、カンクンにおける新たな決定により、事務局と追加の資金源による追加的な支援が必要となるかもしれないと述べた。Figueres 事務局長は事務局機能のレビューに関して、「全体的にポジティブなフィードバック」と評する一方で、UNFCCC のウェブサイト改善を要請についても触れた。SBI は 12 月 4 日にこれらの問題についての結論書を採択し、12 月 10 日に COP と COP/MOP がそれぞれ決定書を採択した。

SBI 結論書: SBI(FCCC/SBI/2010/L.24)は、2008~2009 年度(2 年間)の監査済財務諸表、国連会計検査委員会の監査報告書、2010 年 6 月 30 日現在の 2010~2011 年度(2 年間)の収入と予算の実績に関する情報、および 2010 年 11 月 15 日現在の出資金の状況に留意する。

COP 決定: COP は決定(FCCC/SBI/2010/L.24/Add.1)の中で、上記の報告書に留意する。また COP は、特に締約国に対して UNFCCC 参加信託基金と補足活動信託基金への更なる拠出を強く求め、ドイツ政府の本予算



に対する年間任意拠出金 76 万 6938 ユーロと、ホスト国政府としての在ボン事務局に対する 178 万 9522 ユーロの特別拠出金に対して改めて謝意を表し、事務局の機能の問題を SBI 35 で取り上げるべきであることに合意する。

COP/MOP 決定：COP/MOP は決定書(FCCC/SBI/2010/L.24/Add.2)の中で、特に締約国に対し、UNFCCC 参加信託基金を補足活動信託基金への更なる拠出を強く求める。

特権と免責：この問題(FCCC/SBI/2010/10)は 11 月 30 日の SBI プレナリーで最初に検討された。SBI は、SBI 34 でこの問題の検討を継続することに合意した。

閉会プレナリー：SBI 33 の閉会プレナリーは 12 月 4 日土曜日の夕方に行われた。締約国はこの会合の報告書(FCCC/SBI/2010/L.22)を採択した。その最終ステートメントの中で、何人かの発言者が LEG の延長を強調した。オーストラリアはアンブレラグループを代表して、キャパシティビルディングについての合意ができなかったことに遺憾の意を表した。

最終ステートメントの詳細は <http://www.iisd.ca/vol12/enb12493e.html> を参照のこと。

SBSTA 33

11 月 30 日火曜日に、SBSTA の Mama Konaté 議長(マリ)が会合を開会した。締約国は議題書を採択し、作業構成書(FCCC/SBSTA/2010/7)に合意した。G-77 / 中国を代表してイエメンは、影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画(NWP)に基づく行動重視の成果と、国家気候センターと地域気候センターを構築および/または強化する決定を求めた。オーストラリアはアンブレラグループを代表して、NWP の作業と CDM の改革がこの会議で完了することが可能であると提案した。

開会ステートメントの詳細は <http://www.iisd.ca/vol12/enb12489e.html> を参照のこと。

ナイロビ作業計画(NWP)：NWP に関する議題項目は、11 月 30 日の SBSTA で最初に検討された(FCCC/SBSTA/2010/8-10 および 12、INF.7、MISC.8 および Add.1)。このテーマはその後 Kishan Kumarsingh(トリニダード・トバゴ)と Don Lemmen(カナダ)が共同議長を務めるコンタクトグループに照会された。非公式協議では、NWP のレビューとその継続に焦点が当てられた。こうした協議の中で締約国は、NWP 活動を継続して SBSTA 34 で NWP のレビューを完了することを決定した。しかしながら、先住民族に関連した「地域社会」と「民族」への言及については依然として見解が分かれており、先進国は「地域社会」を支持し途上国は「民族」を支持している。12 月 4 日の SBSTA 閉会プレナリーで締約国は、「女性、地域社会、および先住民族」と記すことに合意した。続いて締約国は結論書を採択した。

SBSTA 結論書：SBSTA は結論書(FCCC/SBSTA/2010/L.20)の中で、特に下記を決定する。

NWP の実行における広範な組織の参加を歓迎し、事務局に対して、引き続き関連組織に更なる参加を求めるよう要請する。

NWP のレビューを継続して SBSTA 34 までに完了することに合意する。

レビューの実施中にも NWP に基づく活動を継続することに合意する。

締約国および組織に対し、進展の状況とギャップに関する見解と情報、および NWP の目的を達成するための新たな活動に関する見解を、レビューの告知を行うために 2011 年 3 月 28 日までに提供するよう呼びかける。

技術移転：この項目(FCCC/SBSTA/ 2010/INFs.4, 6 および 11)は、11 月 30 日の SBSTA プレナリーで最初



に検討された。EGTT は報告書(FCCC/SB/2010/INF.4)を示して提案された技術メカニズムの運営様式を強調し、技術研究開発の協力を促進する選択肢に関する報告書(FCCC/SBSTA/2010/INF.11)を提示した。その後このテーマは Carlos Fuller(ベリーズ)と Ronald Schillemans(オランダ)が共同議長を務める SBSTA/SBI 合同コンタクトグループで検討された。SBSTA は 12 月 4 日に結論書を採択した。

SBSTA 結論書: SBSTA は結論書(FCCC/SBSTA/2010/L.17)の中で、事務局に対し、リソースの利用可能性に応じて、非附属書 I 国への資金提供のための技術移転プロジェクトの準備に関する訓練ワークショップをフランス語とスペイン語で開催するよう要請する。またこの結論書の中で事務局に対し、資金調達のための技術移転プロジェクトの準備に関するオンラインの訓練と対面訓練を組み合わせた試験的な訓練コースの実行を、関連のある国際的組織やイニシアチブと協力してコーディネートするよう依頼する。

研究と体系的観測: SBSTA はこの項目を 2010 年 11 月 30 日のプレナリーで取り上げた(FCCC/SBSTA/2010/MISCs.9-12 および 15)。地球気候観測システム(GCOS)、地球規模陸域観測システム(GTOS)、地球観測衛星委員会(CEOS)および全球海洋観測システムが、最新の GCOS 実行計画に関連した活動の進捗を報告した。これらの報告者は、確固とした気候データを提供する観測システムへの投資の重要性を強調した。その後、Stefan Rösner(ドイツ)と Arthur Rolfe(バハマ)が非公式協議を開催し、2010 年 12 月 4 日の閉会プレナリーで SBSTA 結論書が採択された。

SBSTA 結論書: SBSTA は結論書(FCCC/SBSTA/2010/L.22)の中で、特に下記を決定する。

- ・ 締約国に対し、「UNFCCC の支援における GCOS の実行計画の更新」の完全な実行に向けて取り組むよう強く求める。
- ・ 地域センターと行動計画による活動の調整を促す。
- ・ 陸域における基本的気候観測要素の基準とプロトコルの策定のための作業計画の進展を歓迎し、締約国に対して基準の策定を促進するよう奨励する。
- ・ GTOS に対して SBSTA 35 で報告を行うよう呼びかけ、また主要な達成についての報告を SBSTA 37 までに行うよう呼びかける。
- ・ 締約国に対し、国際的な気候変動研究プログラムと組織、および研究ダイアログについての見解を 2011 年 1 月 31 日までに提出するよう呼びかける。

方法論上の問題(条約): 国際航空輸送と船舶輸送からの排出: この問題(FCCC/SBSTA/2010/MISC.14)は、11 月 30 日の SBSTA プレナリーで最初に取り上げられた。締約国は国際民間航空機関(ICAO)および国際海事機関(IMO)からの報告を受けた。ICAO は、2010 年 10 月に採択された航空および気候変動に関する包括的な決議を強調し、IMO は、2020 年までに海上輸送による GHG 排出を大幅に低減するための包括的、強制的な規制枠組みと市場に基づくメカニズムを構築するための努力を強調した。いくつかの締約国は、ICAO と IMO を国際間の航空機と船舶による排出に対処するための基本的指針として確認した。キューバは、アルゼンチン、ブラジル、中国、インドおよびサウジアラビアを代表して、衡平と共通であるが差異のある責任の原則を強調し、南アフリカとその他の国々がこれを支持した。米国は、共通であるが差異のある責任の原則が IMO や ICAO のマンデートに含まれない場合に、IMO と ICAO はこの原則をどのように取り扱うべきかを検討することを提案した。アルゼンチンとサウジアラビアは、ICAO 決議に対する条件を強調した。EU はバンカー燃料による排出に取り組む緊急性を強調し、AWG-LCA がそれを実施するための最良のフォーラムであると



強調した。ブラジルは、IMO と ICAO が SBSTA への報告を継続するべきであると提案し、アルゼンチンとその他の国々がこれを支持した。

このやりとりの後に、SBSTA の Konaté 議長が短い結論書草案を作成し、12月4日にプレナリーで採択された。

SBSTA 結論書：SBSTA は結論書(FCCC/SBSTA/2010/L.19)の中で、ICAO と IMO により提供された情報に留意し、ICAO と IMO に対して今後の SBSTA の会合でも報告を行うよう呼びかけた。

条約に基づく附属書 I 国による GHG インベントリの技術的レビューの年次報告書：事務局は 11月30日の SBSTA プレナリーでこの項目(FCCC/SBSTA/2010/INF.8)を示し、締約国はこの報告書に留意した。

附属書 I 国の年次インベントリに関する UNFCCC 報告指針の改訂：事務局がこの項目(FCCC/SBSTA/2010/INF.10、MISC.7 および Add.1-3)を示した。この項目はさらに Riitta Pipatti(フィンランド)と Nagmeldin Elhassan(スーダン)が共同議長を務めるコンタクトグループで検討された。国別温室効果ガスインベントリに関する IPCC タスクフォースは、GHG インベントリにおけるモデルの利用と測定を取り上げた最近の会議、ならびに伐採木材製品、湿地、土壌による亜酸化窒素排出の報告に関連した方法論上の問題について報告した。

SBSTA 結論書：SBSTA は結論書(FCCC/SBSTA/2010/L.18)の中で、UNFCCC 附属書 I 報告指針の改訂では、現在の UNFCCC 附属書 I 報告指針と同じように、農業と LULUCF の部門を引き続き独立した部分として扱うべきであることに合意した。さらに SBSTA は、農業と LULUCF を独立した部分として報告するためには、完全性を確保して、各カテゴリーと/またはサブカテゴリーの報告の重複を回避するために、2006年 IPCC ガイドラインの中で農業、森林、および他の土地利用カテゴリーを農業と LULUCF の部門に割り当てる必要があることに合意する。また SBSTA は、これにより現在の UNFCCC 附属書 I 報告指針におけるカテゴリーの割り当ての改訂も必要になる可能性があることに合意する。SBSTA は事務局に対し、作業プログラムに基づく第3次ワークショップを 2011 年前半に開催し、2011 年後半に第4次ワークショップを開催するよう要請する。

温室効果ガスデータインタフェース：事務局が温室効果ガスデータインタフェースの開発について報告した。SBSTA はこの情報に留意し、SBSTA 34 でこの問題の検討を継続することに合意した。

方法論上の問題(議定書)：CDM に基づく二酸化炭素回収・地下貯留(CCS)：SBSTA はこの問題を 11月30日のプレナリーで最初に検討した。Konaté 議長は SBSTA32 から付された草案文書(FCCC/SBSTA/2010/L.11)を強調した。ノルウェー、オーストラリア、サウジアラビア、およびその他の国々は、CDM に基づく CCS を含めることを支持したが、ブラジルとその他の国々は留保を表明した。Pedro Martins Barata(ポルトガル)と Andrea García(コロンビア)は締約国と非公式の協議を行った。閉会プレナリーで Martins Barata は、締約国は CCS が CDM に基づき適格であるか否かについて合意できなかったが、対応が必要な問題に関する 2つの選択肢を含む COP/MOP 決定書草案に合意することができたと報告した。12月4日の SBSTA 閉会プレナリーで締約国は、これら 2つの選択肢を含む決定書草案を COP/MOP による検討に付すことに合意した。

更なる交渉の結果、CCS が CDM に基づき適格であるという最終合意に至り、決定書の文書が 12月11日土曜日午前の閉会プレナリーで COP/MOP により採択された。閉会プレナリーでサウジアラビアは、CDM に基づく CCS についての決定を歓迎した。ブラジルは CDM に基づく CCS を支持しないがこの成果を阻止しないと表明した。



SBSTA 結論書：SBSTA は結論書(FCCC/SBSTA/2010/L.24)の中で、COP/MOP により検討されるべき決定書草案に 2 つの選択肢を示す。第 1 の選択肢は、決定書 2/CMP.5 第 29 項の問題が取り上げられることを条件として、CCS が CDM に基づき適格であると決定するものであり、第 2 の選択肢は、決定書 2/CMP.5 第 29 項の問題が取り上げられない限り、CCS は CDM に基づき適格ではないと決定するものである。

COP/MOP 決定：最終の COP/MOP 決定書(FCCC/KP/CMP/2010/L.10)は、決定書 2/CMP.5 第 29 項で確認された問題が取り上げられて満足いく方法で解決されることを条件として、地下 CCS は CDM に基づくプロジェクト活動として適格であると明言する。さらに COP/MOP は、SBSTA 35 に対して様式と手続を詳細化するよう要請し、これらの様式と手続を、特に貯蔵場所の選定、モニタリング計画、モデル作成、漏出の測定と算定、リスクと安全性の評価、責任条項、および生態系の復元と地域社会に対する補償に取り組むものにすることを決定する。COP/MOP は、これらの様式への取り組みに対する意見を募り、SBSTA 35 前における技術ワークショップの開催を要請し、事務局に対し SBSTA 35 に向けた様式と手続の草案作成を依頼する。

CDM に基づく標準化ベースライン：SBSTA 33 はこの問題(FCCC/SBSTA/2010/MISC.13 および Add.1、FCCC/TP/2010/4)を 11 月 30 日のプレナリーで最初に取り上げた。EU、スイス、オーストラリア、およびその他の国々は、CDM に基づく標準化ベースラインを用いることの利益を強調した。ブラジルは追加性の重要性を強調して標準化ベースラインが CDM の性格を変えるだろうと述べ、パプアニューギニアは、標準化ベースラインが現在の定義に適合しており、CDM をより効率的かつ客観的なものにするだろうと述べた。その後、Peer Stiansen(ノルウェー)と Hugh Sealy(グレナダ)が締約国と非公式協議を行った結果、12 月 4 日の SBSTA 閉会プレナリーで結論書が採択された。

SBSTA 結論書：SBSTA は結論書(FCCC/SBSTA/2010/L.23)の中で、CDM 関連の更なる指針に関する COP/MOP 決定書草案の中に結論書の附属書の要素を組み込むことを提案する(FCCC/KP/CMP/2010/L.8)。

CDM の下での枯渇森林：11 月 30 日にこの問題が SBSTA で取り上げられた際に EU は、枯渇森林は AWG-LCA に基づく REDD プラスの議論と AWG-KP による LULUCF の議論によって取り組まれるべきであると述べ、サウジアラビアがこれを支持した。エチオピアは、技術ワークショップの開催を提案し、ブラジルがこれを支持した。Eduardo Sanhueza(チリ)が締約国と非公式協議を行った結果、12 月 4 日の SBSTA 閉会プレナリーで結論書が採択された。

SBSTA 結論書：SBSTA は結論書(FCCC/SBSTA/2010/L.15)の中で、締約国に対し、枯渇過程にある森林を CDM に含めることによる影響についての見解を 2011 年 3 月 28 日までに事務局に提出するよう呼びかける。また SBSTA は事務局に対して、これらの見解の統合報告書を作成するよう要請し、SBSTA 35 で引き続きこの問題の検討を行う。

GHGs の CO₂ 換算値を算定する共通の計算方式：この問題は 11 月 30 日に最初の検討が行われた。SBSTA の Konaté 議長は、AWG-KP が CO₂ 換算値を算定する共通の計算方式の問題を 2 年以上にわたって検討してきたが、SBSTA 32 における合意には至らなかったことを指摘した。EU は、SBSTA によるこの問題の検討は時期尚早であると述べ、ブラジルは、GWPs の利用に起因する問題を強調して、このために誤った緩和努力が生じたと述べた。締約国は SBSTA 34 まで実質的な議論を延期することに合意した。

附属書 I 議定書締約国の GHG インベントリおよび他の情報の技術的レビュー：事務局がこの項目(FCCC/SBSTA/2010/INF.9)を示した。SBSTA はこの報告に留意した。



緩和の科学的、技術的および社会経済的側面：SBSTA は 11 月 30 日にこの事項を取り上げた (FCCC/SBSTA/2010/11)。SBSTA の Konaté 議長は AWG-LCA と AWG-KP による緩和強化についての交渉を強調し、交渉の結果がこの問題に関する SBSTA の作業に影響を与えるであろうと述べた。SBSTA は本報告に留意することに合意した。

議定書 2.3 条(政策措置の悪影響)：SBSTA プレナリーは 11 月 30 日にこの問題の最初の検討を行い、その後、Andrew Ure(オーストラリア)と Eduardo Calvo Buendía(ペルー)が共同議長を務める SBI/SBST 合同コンタクトグループで検討を行った。このコンタクトグループは議定書 2.3 条と 3.14 条(対応措置の悪影響)の検討を行った。(SBI 条約 3.14 条についての議論を参照のこと。)

SBSTA 結論書：SBI は結論書(FCCC/SBSTA/2010/L.16)の中で、特に下記を決定する。

- ・事務局に対し、補助機関(SB)の第 35 回会合の前に議定書 2.3 条と 3.14 条に関連した事柄に関する合同ワークショップを開催するよう要請する。
- ・締約国と組織に対し、合同ワークショップが取り組み、事務局が編集すべきで問題についての情報と見解を、2011 年 2 月 21 日までに事務局に提出するよう呼びかける。
- ・SB 34 の合同コンタクトグループで議論を継続することに合意する。

その他の事項：12 月 10 日金曜日に COP は、共同実施のパイロットフェーズに関する短い決定書を採択した。この決定書は SBSTA に付されたが議論は生じなかった。

COP 決定：COP は決定(FCCC/SBSTA/2010/L.21)の中で、共同実施のパイロットフェーズが「実践を通して学ぶ」機会を提供したことを認め、このパイロットフェーズを継続することを決定し、こうした活動に関する第 8 次統合報告書に含める提出文書の期限 2012 年 6 月 1 日に設定する。

閉会プレナリー：閉会プレナリーは 12 月 4 日土曜日に開催された。締約国は会合の報告書を採択した (FCCC/SBSTA/2010/L.14)。最終ステートメントでは、EU が技術移転、研究と組織的観測、附属書 I の UNFCCC 報告指針の前進、および CDM に基づく標準化ベースラインと CCS の成果の進展を歓迎した一方で、いくつかの締約国が水問題を強調し、エクアドルが水に関する SBSTA 作業プログラムを提案した。最終ステートメントの詳細は、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12493e.html> を参照のこと。

閣僚級会合

COP 16 と COP/MOP 6 の閣僚級会合は 12 月 7～10 日に開かれた。この会合では、22 名の国家元首と政府首脳が 120 名以上の閣僚と他の政府高官、政府間組織と非政府組織の幹部、国連の各機関、専門機関、および広範な関係者とともに声明を発表した。発表者たちは、気候変動科学から交渉の特定の側面の影響に至る広範な問題について述べた。

閣僚級会合の初めに UNFCCC の Christiana Figueres 事務局長は、締約国が「重要な段階」にあることを強調し、締約国に対し、「プロセスを軌道に戻す」ために目先のな国益を脇に置くよう強く求めた。Figueres 事務局長は主要な問題についての「和解」を強く求め、カンクンで合意に達することができなければすべての国の長期的な幸福が脅かされるであろうと述べた。

潘基文国連事務総長は、長年の交渉の後にもかかわらず進展が十分でなかったことに懸念を表明した。潘事務総長は、カンクンですべての問題についての最終決議が必要とされる訳ではないが、すべての問題で前進すべきだと述べた。



Felipe Calderón メキシコ大統領は、何十億人という人間が「気候変動に対する明確な対応」を期待しており、「これに応えないことは許されない」と述べ、多国間システムに対する信頼の再構築について、前の週に重要な前進が見られたことを強調した。そして、Calderón 大統領は、気候変動を緩和しグリーン経済と開発パラダイムシフトを促す方法をさらに前進させなければならないと強調した。

すべての声明が、ウェブサイト <http://webcast.cc2010.mx> に掲載されている。また、声明の写しは <http://unfccc.int/statements/items/5777.php> からダウンロードすることができる。

気候変動会議の簡潔な分析

この1年をもたらした違い

今年は国際気候変動交渉の運命を大きく左右する年であった。2009年のコペンハーゲンにおける大きな失敗の後、多くの国がカンクンにおいて前向きでバランスのとれた成果が得られなければ、気候変動に関して世界規模の意義のある行動を達成して気候変動に関する国際連合枠組み条約 (UNFCCC) と京都議定書に対する信頼を回復する可能性はほとんどないであろうと考えていた。土曜日の朝早くカンクン合意が採択された時には、度重なる安堵のため息がはっきりと聞こえた。この合意は5年間の作業を反映したものであり、多くの詳細な重要事項を未解決のまま残しているものの、194の条約締約国のうちの1か国を除くすべての国から支援を集めた。UNFCCCのChristiana Figueres事務局長は「希望の光が再び灯り、気候変動の多国間プロセスへの信頼が回復した」と述べた。

この簡潔な分析では、まずカンクン合意に至った政治力学と交渉プロセスを検討する。次いで、本合意の実質的な達成事項を分析し、最後に、この合意が2011年の南アフリカのダーバンにおける国連気候変動会議と、気候変動に対応するための国際協力に対して持つ意味を評価する。

コペンハーゲンの残影の払拭

コペンハーゲンにおける国連気候変動会議は、交渉のプロセスとカンクンへの期待に重要な影響を及ぼした。コペンハーゲンにおける交渉は、不信、混乱、そして専門家と国家元首・政府首脳の間での議論の平行線で特徴づけられる。異常なプロセスにより、主要経済国の閣僚級代表から成る小グループと主要なUNFCCC交渉グループがコペンハーゲン合意 (Copenhagen Accord) を造り上げた。バラク・オバマ米国大統領がこの文書を「コペンハーゲンの成果」としてメディアに公表した後に初めて、この文書が採択のためにプレナリーに提示された。この結果、プレナリーで長きにわたる激しい議論が行われた後、結局この合意が正式に採択されることはなく、締約国はこれに代えて、合意に「留意する」ことに合意した。1年前のこの日以降、「コペンハーゲンの残影」が交渉に付きまどってきた。コペンハーゲン合意の文書が「突然どこからともかく」出されたために、このプロセスを「不透明かつ非民主的なもの」ととらえる国もあった。また、ごく一部の国が反対するだけで合意を公式の法的枠組みに取り入れることができないという、UNFCCCの全会一致方式が最大の障害になっているととらえる国もあった。

カンクンは最初からコペンハーゲンとは大きく異なっていた。熱狂し興奮した国家元首、政府首脳、報道機関、著名人は少なく、会議への期待もかなり低かった。カンクン会議に「ビッグバン」のような成果を作り出すことは期待されておらず、むしろ、将来の合意への足掛かりを作るためのものとして広く認識されていた。それでも会議に参加したほとんどの国は、多国間主義とUNFCCCプロセスの命運にとって、この会合



の意味は極めて重要であると考えていた。「我々がここで合意できなければ、来年はどうなるかわからない。」と、ある交渉担当者は述べた。参加者たちは全体として、もし今回失敗すれば、UNFCCC の枠組みは脇に追いやられ、各国は非公式なイニシアチブによる作業に頼らざるを得ず、その結果、国際的な気候変動の協力が阻害されるであろうと考えていた。ある者は、UNFCCC のプロセスに対するこうした「現実の具体的リスク」が、カンクンで許容できる妥協点を見出そうとする意欲と決意を増加させたと推測した。

プロセスの重要性

コペンハーゲンの後に生じた不信感を考慮して、議長国メキシコはカンクンで「流れを変える」必要があると考えた。メキシコは各国の代表団内の、および代表団間の信頼を回復するために、規律のある広範なキャンペーンを運営した。メキシコの「透明性が高くかつ包括的な」プロセスの約束は2週間の交渉全体にわたって強化された。実際、会議の最初の数日間の廊下では、「メキシコ文書」が魔法のように出現していくつかの代表団は閣僚級会合のあいだ「グリーンルーム」から締め出されるかもしれないという噂でもちきりであった。それに対して COP の Patricia Espinosa 議長は、代表団に対し「メキシコ文書などどこにもない」という発言を毎日繰り返し、すべての締約国がすべての会議に参加することが歓迎されることを強調した。

メキシコは、AWG-KP と AWG-LCA、草案作成グループ、非公式閣僚級会議、および COP の Espinosa 議長が参加する「グリーンルーム」会議を含む、多方面プロセスを計画し、慎重にこのプロセスを実行した。これらのフォーラムのそれぞれが締約国に見解を提案する機会を与え、最後の数日間には、特に緩和、測定・報告・検証(MRV) / 国際協議と分析(ICA)、および京都議定書に基づく第2約束期間の逼迫した問題について「妥協の文書」を探る機会を提供した。メキシコはまた、利害関係者の意見を反映することに強い約束を示した。メキシコの Felipe Calderón 大統領はムーンパレスホテルで代表団と多数の公開された会合を開催し、会議の成果に強い関心を持っている多様な若者、NGO、および他の人々の代表たちから意見を聞いた。さらに、公開の定期的な「非公式中間」プレナリーを開いて、国の代表と NGOs の双方が同時に最新の情報を得られるようにした。そして第2週目にはこの方法論が成果をもたらした。

議長国メキシコが巧みに交渉を誘導したという広い共通の認識があるものの、4つの閉会プレナリーにおいて、手続的な問題が大きく浮かび上がった。締約国とオブザーバーがカンクン合意を喜んで受け入れようとする会議場の「圧倒的な」ムードの中で、ボリビアが多くの実質的な懸念を列挙し、全会一致が得られなかったために、提案された COP と COP/MOP の決定書が採択されなかったと論じた。しかし、これらの議論が締約国やオブザーバーから多くの支持を得られることはなく、Espinosa 議長は、カンクン合意を公式に UNFCCC 体制の一部にする、と断固たる主張を行った。「コンセンサスを得るためには、誰もが意見を述べることができ、それに対して十分な考慮が払われなければならないが、ボリビアにはこの機会が与えられた。コンセンサスとは1つの国が拒否権を持つことを意味するのではなく、他の193か国が、我々の社会と将来の世代が望むことについて長年にわたり交渉を行ってきた結果へ前進することを妨げることはできない。」

結局、プロセスの完全性が問題となった。ボリビアの反対にもかかわらず決定書が採択されたことに少数のオブザーバーは明らかに動転していたが、大部分の人々は Espinosa 議長の方法が正しい方法であると考えていたようである。アフリカ、アジアおよび島嶼国などの最も脆弱な国の代表たちは、妥協の文書に賛成する意見を述べた。土曜日の未明に突然登場した Calderón 大統領は、カンクンが「気候変動に関する国際協力の新たな時代」を切り開くものだとして述べ、代表団に対して「新たな歴史を書き入れる」よう求めた。そ



の後、締約国とオブザーバーがこの成果に対し、長く続く総立ちの拍手と大きな歓声で祝福した時には、参加者の安堵のため息が聞こえてくるかのようにであった。

ないものねだりをするな

「バランス」が、実り多い実質的な成果を得るための魔法の言葉になった。カンクンに来て以来ほとんどの締約国は、議定書トラックと条約トラックの2つの交渉トラックの間に、またバリ行動計画の主要な要素の間にバランスが求められたと明言した。UNFCCC の Figueres 事務局長は成功の秘訣をこう表現した。「結果について全員が平等に満足し、不満についても平等であると思わなければならない。」

結局、締約国とオブザーバーは、条約トラックで到達したバランスに等しく満足したようであった。この成果により、約束の理解を深める技術的作業を組み合わせ、先進国と途上国による緩和の約束に「根拠を与える」プロセスが作り出される。またこの成果により、途上国による国内の適切な緩和行動(NAMAs)のレジストリーが設置され、MRV/ICAの手続きが強化される。また条約トラックの成果により、緑の気候基金が設置され、短期資金と長期資金の取り組みが実施され、締約国を援助するための COP に基づく常任委員会が設置される。待ち望まれていた REDD プラスに対する決定が合意され、成果主義の REDD プラスの長期資金調達の詳細は延期されたものの、この決定は国際社会が前向きな奨励策にコミットしていることを示すシグナルを発している。技術実行委員会および気候技術センターとネットワークを包含する新たな技術メカニズムについても合意に達した。また、国際協力などによる適応に関する行動の強化を目的とするカンクン適応枠組も設置された。

ある締約国はこう説明した。「我々は、コペンハーゲンにおける主要な成果を、何とか公式に UNFCCC に基づくものにすることができた。部分によってはコペンハーゲン合意を超えて骨格に肉付けすることができた。」別の締約国は言った。「私はこの成果、特に緩和に関する成果を『強い』ものと言うつもりはないが、明らかに前向きなものだ。」

また AWG-LCA のマンドレートも、パッケージに含まれた「取り組みを実行する」ために1年間延長された。しかしながら、来年のダーバン COP 17 までに採択される成果の法的形式は未定である。ある代表はこう説明した。「我々は法的な選択肢について議論を継続することに合意することはできたが、成果が COP 決定となるのか新たな議定書となるのかについては合意できなかった。」

議定書トラックと条約トラックとのバランスに関してはあまり成功しなかったと多くの人々が考えた。京都議定書の継続についての明確なシグナルを強く求め、第2約束期間の採択という形態を望む人々は、すべてを得ることはできなかった。AWG-KP の成果の文書には AWG-KP が作業を完了すべき期限が設定されていない。この文書は、AWG-KP がその作業と COP/MOP への報告を「できるだけ早く」完了することを「目指す」と記しているだけである。こうした表現は、第2約束期間の設定を支持する途上国と、日本、ロシア連邦などの第2約束期間に反対を表明した国々との間の微妙なバランスをとったものである。しかし、多くを求めている国々も、AWG-KP の作業は「第1約束期間と第2約束期間の間に空白がないことを保証できる時間までに完了する」べきであるという記述に幾分かは安心している。一部の締約国は以前の諸会合においてこの記述に抵抗を示しており、この記述が含まれたことは明らかな妥協であった。加えて、第2約束期間に対する附属書1国の排出削減の約束は設定されなかったものの、AWG-KP の文書は、先進国によって報告される自国の数量化された自主的排出削減誓約に「留意する」としている。この2つの条項はこうした締約国に議



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

定書が「死んで」いないという安心感を与えているようである。

正しい軌道に戻る

それでは、UNFCCC のプロセスにとって、また気候変動に対して意味のある世界の対応にとって、カンクンの成果の意義は何であろうか。多くの領域で実質的で重要な進展があった。前向きな成果として、緑の気候基金、技術メカニズム、カンクン適応枠組の設置などがある。多数の締約国は REDD プラスに関する歓迎のシグナルに満足した。また、京都議定書に基づく第 2 約束期間は設置されなかったものの、カンクン合意は、先進工業国の緩和目標と途上国の緩和行動を公式に UNFCCC のプロセスのもとに置いた。それでも、これらの合意は重要であるものの、深刻な気候変動に対応する世界的な排出削減における小さなステップを表しているにすぎない。2011 年の南アフリカのダーバンにおける成功への道筋は明確になっているとはとても言えない。それでも多くの人々が、プロセスに対する信頼の回復とコペンハーゲンの残影の払拭を最も重要な成果とみなした。「我々は、カンクンがこの長い曲がりくねった道を進み続けるために現在求められていることを、実現する力があること、また実際に実現できたことを世界に示し、またお互いに示し合ったのだ」と。

近日中に行われる会議

CIF パートナーシップフォーラム：気候投資基金(CIF)パートナーシップフォーラムは、主要な開発銀行による大規模な資金提供により低炭素で気候変動の影響に対応可能な開発を支援するよう設計されたユニークな資金の調達手段の組み合わせである CIF について議論するために開催される。 日付：2010 年 3 月 14～18 日 場所：チュニジア、チュニス 連絡先：CIF 管理部 電話：+1-202-458-1801 電子メール：CIFAdminUnit@worldbank.org ウェブサイト：<http://www.climateinvestmentfunds.org/cif/>

太平洋気候変動円卓会議：この会議は当該地域における気候変動資金を動員する問題を論じるために開催される。 日付：2011 年 3 月 14～18 日 場所：ニウエ、アロフィ 連絡先：Espen Ronneberg、SPREP 電話：+685-219-29 ファックス：+685-202-31 電子メール：espenr@sprep.org ウェブサイト：http://www.sprep.org/publication/pub_detail.asp?id=925

IRENA 総会の第 1 回会合および IRENA の第 5 回準備委員会：再生可能エネルギーの迅速な開発と展開を促進する IRENA のマニフェストを履行するため、最初の国際再生可能エネルギー機関(IRENA)総会が 4 月に開催される。 日付：2011 年 4 月 3～5 日 場所：アラブ首長国連邦、アブダビ 連絡先：IRENA 事務局 ウェブサイト：<http://www.irena.org/>

UN/ISDR 第 3 回防災グローバルプラットフォーム会合：この会議では、兵庫行動枠組の中間レビューから学んだ教訓に基づいて、2016 年以降の防災枠組みがガバナンス、リソース、モニタリングおよびコンプライアンスの観点からどのようなものとなるのか、またどのようにミレニアム開発目標と気候変動枠組みに合致させるかについて議論する。 日付：2011 年 5 月 8～13 日 場所：スイス、ジュネーブ 連絡先：ISDR 事務局 電話：+41-22-917-8878 ファックス：+41-22-917-8964 電子メール：globalplatform@un.org ウェブサイト：<http://www.preventionweb.net/globalplatform/2011/>

IPCC-33：IPCC の第 33 回会議と再生可能エネルギー特別報告書(SRREN 報告書)の承認が 2011 年 5 月に実施される。この会議にはインターアカデミー・レビューで挙げられた問題に対応するために実施中の作業



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

についての取り組みが期待される。 日付: 2011年5月10~13日 場所: アラブ首長国連邦、アブダビ 連絡先: IPCC事務局 電話: +41-22-730-8208 ファックス: +41-22-730-8025/13 電子メール: IPCC-Sec@wmo.int ウェブサイト: <http://www.ipcc.ch/>

UNFCCC補助機関: SBSTAおよびSBIの第34回会合がAWG-KPとAWG-LCAの会合と合わせて6月に開かれる。 日付: 2011年6月6~17日 場所: ドイツ、ボン 連絡先: UNFCCC事務局 電話: +49-228-815-1000 ファックス: +49-228-815-1999 電子メール: secretariat@unfccc.int ウェブサイト: <http://www.unfccc.int>

世界気候研究計画(WCRP)科学会議: 世界気候研究計画会議は、国際的な科学コミュニティが会して、あらゆる時空間規模の地球の物理的気候系における変動性と変化の理解と予測の進歩に取り組む会議である。このプログラムは国際学術連合、WMO、およびUNESCOの政府間海洋学委員会(IOC)の後援を受けている。 日付: 2011年10月24~28日 場所: 米国、デンバー 連絡先: WCRP合同立案スタッフ 電話: +41-22-730-8111 ファックス: +41-22-730-8036 電子メール: wcrp@wmo.int ウェブサイト: <http://www.wcrp-climate.org/>

UNFCCC COP 17およびCOP/MOP 7: COP第17回会議とCOP/MOP第7回会議が南アフリカのダーバンで開かれる。 日付: 2011年11月28日~12月9日 場所: 南アフリカ、ダーバン 連絡先: UNFCCC事務局 電話: +49-228-815-1000 ファックス: +49-228-815-1999 電子メール: secretariat@unfccc.int ウェブサイト: <http://unfccc.int/>

用語集

AAU	割当量単位
AFB	適応基金理事会
AOSIS	小島嶼国連合
AWG-KP	京都議定書の下での附属書1締約国の更なる約束に関するアドホック ワーキンググループ
AWG-LCA	国連気候変動枠組条約の下での長期的協力行動に関するアドホック ワーキンググループ
BAP	バリ行動計画
CCS	炭素回収貯留
CDM	クリーン開発メカニズム
CGE	専門家諮問グループ
COP	締約国会議



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

COP/MOP	京都議定書締約国会議
CTCN	気候技術センター、ネットワーク
EGTT	技術移転に関する専門家グループ
EIG	環境十全性グループ
ERU	排出削減単位
GCF	緑の気候基金
GEF	地球環境ファシリティ
GHG	温室効果ガス
GWPs	地球温暖化係数
ICA	国際協議および分析
ICAO	国際民間航空機関
IMO	国際海事機関
JI	共同実施
JISC	共同実施監督委員会
LDC	後発発展途上国
LDCF	後発発展途上国基金
LEG	後発発展途上国専門家グループ
LULUCF	土地利用・土地利用変化・森林
MRV	計測、報告、検証
NIE	国家実施機関
NWP	ナイロビ作業計画
NAMA	途上国の適切な緩和行動
NAPA	国家適応行動計画
QELROs	排出量制限削減数量目標
REDD+	途上国における森林減少および森林劣化による排出量の削減および保全の役割、途上国における持続可能な森林管理、森林での炭素貯留量の強化
SBI	実施に関する補助機関
SBSTA	科学的、技術的助言に関する補助機関
SCCF	気候変動特別基金



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

SIDS 小島嶼後発途上国
TEC 技術理事会

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Matthew Sommerville. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Cancun Climate Change Conference can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.